

平成30年 第2回定例会

青木村議会会議録

平成30年6月12日 開会

平成30年6月15日 閉会

青木村議会

平成30年第2回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月12日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	8
○報告第2号の上程、説明	31
○報告第3号の上程、説明	31
○報告第4号の上程、説明	34
○議案第1号の上程、説明	35
○議案第2号の上程、説明	36
○議案第3号の上程、説明	36
○議案第4号の上程、説明	42
○議案第5号の上程、説明	43
○散会の宣告	44

第 2 号 (6月13日)

○議事日程	45
○出席議員	45
○欠席議員	45
○地方自治法第121条規定により説明のため出席した者の職氏名	45
○事務局職員出席者	46
○開議の宣告	47

○議事日程の報告	4 8
○一般質問	4 9
堀内富治君	4 9
小林和雄君	6 4
居鶴貞美君	7 5
松澤正登君	8 7
金井とも子君	9 7
山本悟君	1 0 7
宮入隆通君	1 1 6
坂井弘君	1 3 1
○散会の宣告	1 5 3

第 3 号 (6月15日)

○議事日程	1 5 5
○出席議員	1 5 5
○欠席議員	1 5 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 5
○事務局職員出席者	1 5 6
○開議の宣告	1 5 7
○議事日程の報告	1 5 7
○委員長審査報告	1 5 7
○報告第1号の質疑、討論、採決	1 5 8
○報告第2号の質疑	1 7 2
○報告第3号の質疑、討論、採決	1 7 3
○報告第4号の質疑、討論、採決	1 7 7
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 7 7
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 7 9
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 7 9
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 9 5
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 9 5

○閉会の宣告..... 197

○署名議員..... 199

平成 3 0 年 6 月 1 2 日 (火曜日)

(第 1 号)

平成30年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成30年6月12日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 3号 平成29年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 6 報告第 4号 平成29年度繰越明許費繰越計算書の報告について(青木村一般会計)
- 日程第 7 議案第 1号 青木村別荘事業基金条例について
- 日程第 8 議案第 2号 寄附採納について
- 日程第 9 議案第 3号 平成30年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第 4号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第 5号 平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第12 一般質問

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮入隆通君 | 2番 | 坂井弘君 |
| 3番 | 松澤正登君 | 4番 | 金井とも子君 |
| 5番 | 宮下壽章君 | 6番 | 沓掛計三君 |
| 7番 | 居鶴貞美君 | 8番 | 小林和雄君 |
| 9番 | 堀内富治君 | 10番 | 山本悟君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 北村政夫君 教育長 沓掛英明君

總務企画課長 兼室	片田幸男君	參事兼 建設農林課 兼農振課長	花見陽一君
住民福祉課長 兼係	小宮山俊樹君	教育次長兼 公民館長	横田孝君
保育園長	若林喜信君	會計管理者兼 稅務會計課長	多田治由君
建設農林課 兼係	宮下剛男君	商工觀光移住 課長	新津俊二君
建設農林課 兼係	横沢幸哉君	住民福祉課 兼係	宮澤章子君
住民福祉課長 兼係	上原博信君	總務企画課 兼係	稻垣和美君
稅務會計課長 兼係	早乙女敦君	總務企画課 兼係	小林利行君
稅務會計課長 兼係	奈良本安秀君	總務企画課 兼係	塩澤和宏君
建設農林課 兼係	小林義昌君	總務企画課 兼係	小林宏記君
商工觀光課 兼係	上原信子君		

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 稻垣和美

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（沓掛計三君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成30年第2回青木村議会定例会を開催いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（沓掛計三君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、1番、宮入隆通議員、7番、居鶴貞美議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（沓掛計三君） 日程第2、会期の決定の件について議題といたします。

お諮りします。

本定例会は、先ごろの議会運営委員会での決定のとおり、本日6月12日から6月19日までの8日間としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認め、会期は本日から6月19日までの8日間と決定いたしました。

続いて、日程について申し上げます。

事務局より資料の配付をお願いします。

お配りになりました。

本日は、日程第3以降議案説明のみとし、13日は一般質問、14日は議案審議のため休会、15日は議案審議・採決、16、17日は休日、18日は議案審査のため休会、19日は議案審議・採決の日程で行います。

◎村長挨拶

○議長（沓掛計三君） それでは、ここで、村長より挨拶が求められておりますので、よろしくをお願いします。

北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。

青木村では、すっかり田植えも終わりました、6月6日には平年より2日早い梅雨入りとなりました。稲の生育のためにも今後の雨量が気になるところでございます。

本日、平成30年第2回青木村議会6月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様にご出席をいただきましたこと、また日ごろより村政の運営に御理解と御支援をいただいておりますこと、感謝を申し上げます。

議員さんに配付してあります資料には記述はございませんが、歴史的な米朝首脳会談開始まであと1時間弱となりました。北朝鮮の非核化、そして日本にとりましては拉致問題の解決が待たれるところでございます。

平成30年5月23日付の内閣府「月例経済報告」では、景気は緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されている。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしております。

さて、平成30年度定期異動では、役場課長職の多くの異動を行いました。皆さんさすがにベテラン職員だけありまして、年度当初から落ち着いた中で監督職として業務に取り組んでおります。

村民の長年の願望でございました国道143号青木峠新トンネルは、工区のルート帯が県より発表されまして、5月22日の国道143号整備促進期成同盟会総会の席上で説明がございました。村議会では国道143号青木峠新トンネル整備促進議員連盟の活動を通しまして、また、村民の皆様には国道143号青木峠新トンネル建設促進村民会議を通しまして応援をいただき、まことにありがとうございました。

今後は、村の中期計画の重点推進プロジェクトの一つであります国道143号青木峠新トンネル整備プロジェクトの中で示されておりますとおり、この道路を上田、松本・安曇野間を最短で結ぶ新たな東西幹線軸といたしまして、青木村の立地ポテンシャルを高め、企業誘致、

移住・定住の促進、地域経済の活性化、観光振興、村民生活の安全・安心の確保につなげていけるよう努力してまいりたいと思います。

県の今後の取り組みについてでありますけれども、平成30年度は地質調査、道路の予備設計、ルート of 絞り込みなどルート決定に向けた調査等、31年度以降は早期の事業化に向けまして、環境調査、残土処理地の検討、詳細決定等を行います。

地元といたしましては、県の各種調査や残土処理地の選定に積極的に協力していくとともに、事業中の当郷、殿戸間の歩道整備促進を県へ要請してまいります。

いずれにいたしましても、トンネル工事の早期着工に向けまして、国・県への働きかけをしてまいります。道路関係予算の厳しい中でもありますので、議会の皆さんのさらなる御支援をお願いするものでございます。

最近、新潟で発生しました小学校2年生女子児童殺害や、「もうおねがい、ゆるして、ゆるしてください」とノートに書いて虐待容疑で亡くなった5歳女子児童など、痛ましい事件が続いて目につきます。

上田市でも、5月29日午後、中央西の路上で巡回中の上田警察署の男性警察官が鉄パイプで殴られ、犯人が逃走するという事件が発生いたしました。白昼堂々と上田市中心の住宅街で警官が襲われるという事件は衝撃的であり、近隣の地域といたしまして対応策をしっかりとってまいります。

村営住宅の空き家募集の倍率が近年1倍を超える場合があることなどから、若者定住促進の一つといたしまして村営住宅の建設を検討しております。従来のように全て村がかかわる村営住宅ではなくて、村営住宅としての機能は保持しつつ、村の財政や管理の負担を減らす方向で、機動性を持った民間の力をかりて建設ができないか検討を進めております。

また、くつろぎの湯は年間6万5,000人もの御利用をいただく好評な施設でもありますが、築年数がたっていることや、温泉成分が建築物や管路などの施設寿命によく影響を与えることなどから、大規模なリニューアル工事が必要となっており、調査を進めております。

高齢者の運転事故が多いことなどから、免許証の自主的返納が期待されております。村では、今年度当初予算で、免許証の返納に対し1万円の報奨金を支給する制度を設けましたが、既に3件の活用がございました。

また、高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶ちません。上田警察署から、特殊詐欺等被害防止対策機器設置の促進と村の補助を要請されましたことから、今回の補正予算の中で提案させ

ていただいております。

現在、企業誘致を主要な施策として取り組んでおりますけれども、この内容は、村外から企業を誘致することとあわせまして、既存の村内企業の拡充にも意を用いております。村松の一工場は現敷地内に工場を増設中ございまして、高額な工作機械を導入することとございまして、また、村内の一企業は工場敷地を上田市内を含めまして近隣で探してございましたけれども、村内の適地の地主さんたちの御協力が得られましたことから、工場建設に向けまして手続を進めております。

他の村内既存企業にも増設の動きなどがございまして、景気上昇の影響や国道143号青木新トンネルの効果も出始めたと感じております。

次に、さきの3月定例会閉会后、本日までの主な行事の報告をさせていただきます。

4月4日、懸案でございました長和町汚泥再生処理センターの竣工式典が、満開の桜の中で行われました。資源循環型施設建設事業にかかわる村への大きな宿題を、長和町さんの協力のもと解決することができました。

4月28日、道の駅あおき竣工式典を、阿部守一知事、太田昭宏前国土交通大臣など、村内外の多くの関係の皆様にご出席をいただきまして、1年前倒しで盛大に挙行することができました。今後は農業や観光の振興、移住交流の促進、情報発信の基地といたしまして、元気で豊かな村づくりにつなげてまいります。

おかげさまで道の駅あおきは、ゴールデンウィーク中は山菜まつり、道の駅あおき観光大使コンテスト、保存会による伝統芸能や義民太鼓の披露、吹奏楽団などの演奏などさまざまな催しが行われまして、大勢の来客でにぎわいました。

5月9日、ラオス人民民主共和国シェンクワン県より、農林省部長、総合技術職業学校校長、外交部担当者の3名の方が、同国でのハイブリッド発電機ミライズあおきの設置に当たりまして、視察団として来村されました。村内の視察や、商工会工業部会・自然エネルギー研究協議会の皆さんとの交流を行い、親睦を深めていただきました。小・中学校など教育関係にも大変興味を持って視察をしていかれました。

5月18日、株式会社道の駅あおき株主総会運営組合の総会がございました。昨年度の売り上げは、農産物直売所で1億7,323万円、味処こまゆみでは4,235万円、合計で2億155万円となりまして、初めて2億円の大会に乗りました。昨年度は店舗の移転、休業、工事、マツタケの不作など大きなマイナス要素のある中でよく健闘していただきまして、関係の皆さんに感謝を申し上げます。

5月22日、国道143号整備促進期成同盟会総会がございました。この席上、県から青木峠新トンネルルート帯の発表があり、いよいよ具体化へ動き始めまして、感激深いものがありました。歴史的な総会となりました。

5月29日、全国簡易水道大会が北海道札幌市で開催されました。簡易水道の課題といたしまして、水道施設の老朽化、人口減に伴う料金収入の減少、水源の枯渇など、全国の首長さんたちと意見交換をしまいいりました。

6月10日、東京上野で開催されました東京青木会総会へ、沓掛議長とともに出席してまいりました。戦争で中断していた時期もございますけれども、平成31年には100周年とのことでございます。村とのきずなを維持強化するため、ふるさと納税はもとより、保育園への太鼓の寄附をするための基金の積み立て、青木村出身者の若者への世話活動など、村出身の皆さんの故郷への強く温かい思いを感じてまいりました。

さて、本議会の議案についてでございますが、報告事項4件、議案5件でございます。

報告事項のうち第1号は、さきの議会終了後、緊急を要する案件につきまして、例年どおり専決処分をいたしましたもので、その内容は条例関係2件、補正予算6件でございます。

平成29年度一般会計補正予算について、その概要を申し上げます。

専決処分を行い、承認をお願いするものといたしまして、一般会計の補正予算（第6号）では、歳入歳出それぞれ4,888万9,000円を追加いたしまして、総額を31億8,588万3,000円といたしました。

主なものといたしましては、公有財産購入費、土地購入費用1,000万円の減。

社会福祉費、障害者福祉費扶助費1,195万5,000円の減。

林業費林業振興費、森林造成事業補助金等で1,023万6,000円の減。

総務管理費財産管理費、公共施設整備基金積立金といたしまして1億円の増額補正を行い、積み立てを行ったところでございます。

29年度は、道の駅あおき高機能化拠点施設整備プロジェクト、特別会計の簡易水道事業では、簡易水道統合整備事業など大型事業に取り組む中、1億円の基金積み立てを行うなど、例年同様の繰越金を確保することができまして、健全財政を維持できたと考えております。議員の皆様の御協力に厚くお礼を申し上げたいと存じます。

次に、平成30年度一般会計補正予算（第1号）について、その概要を申し上げます。

今回補正をお願いするのは、一般会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ3,102万5,000円を追加いたしまして、総額を26億8,102万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、県補助金といたしまして、元気づくり支援金の採択に伴う5事業の801万1,000円、自治総合センターのコミュニティ活動助成金120万円、市町村振興協会の地域防災組織育成事業補助金100万円、前年度繰越金1,821万4,000円でございます。

歳出の主なものは、コミュニティ助成事業補助金130万円、特殊詐欺等被害防止対策機器の設置補助金5,000円、消防団活動装備品といたしまして158万5,000円、農業振興費地域発元気づくり支援金事業採択に伴いまして452万9,000円、信州農業生産力強化対策事業補助金250万円、観光費地域発元気づくり支援金事業採択に伴いまして428万9,000円、道の駅関連施設運営費、道の駅関連施設工事の322万4,000円、道路維持費村道市之沢琴山線改良工事費等1,000万円、体育施設費地域発元気づくり支援金事業採択に伴いまして138万6,000円を計上いたしました。

以上、提案申し上げました議案のうち、主な内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から御説明をいたしますので、御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 村長の挨拶が終了しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

なお、専決処分につきましては8項目あります。それぞれ担当別に説明することになりますので、御承知をお願いします。

初めに、青木村税条例の一部を改正する条例について、多田税務会計課長、説明をお願いします。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） それでは、青木村税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

青木村税条例の一部を改正する条例

平成30年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

青木村税条例の一部を改正する条例であります。条文の朗読については省略をさせていただきます、条例の後ろに掲載してございます概要により説明をさせていただきますので、御承知ください。

20ページをお開きいただきたいと思います。

まず、固定資産税に係る改正でございますが、1つとしまして、土地に係る固定資産税について現行の負担調整措置、評価がえ等による負担の水準の均衡化を目的とする措置でございますが、3年間を延長して継続することとなりました。

2つ目としまして、生産性革命実現に向けた中小企業の設備投資の支援、償却資産に係る特例措置でございますけれども、生産性革命集中投資期間中において、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定によりまして、市町村が具体的に作成しました計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、同法の施行日、この6月6日施行となっておりますが、そこから平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格ゼロ以上2分の1以下の範囲において市町村で定める割合を乗じて得た額を使い、特例を設定するというものでございます。その条例で定める割合を青木村ではゼロといたします。

また、この特例措置の創設に伴いまして、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき、中小企業が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置につきましても、適用期限をもって廃止となります。

3つ目としまして、新築住宅に係る固定資産税の税額の減税措置の延長でございますが、認定長期優良住宅を含めて減税措置を2年間延長することとなります。

4つ目としまして、固定資産税等の特例措置の見直しでございますが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特例措置法に規定する一定の発電設備に係る課税標準の特例措置、こちらでございますが、見直しを行った上で2年間の延長となります。

住宅の耐震改修を行った住宅に係る税額の減税措置につきましても、やはり2年間の延長を行います。

やはり住宅の関係ですが、バリアフリー改修、また省エネ改修を行った住宅に係る減税措置でございますが、やはり見直しを行った上で2年間の延長となります。

所有する全ての農地、10アール未満の自作農地を除きますが、そちらに農地中間管理事業のための賃貸借契約を新たに設定し、かつ当該賃借権等の設定期間が10年以上である農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置、こちらにつきましても、対象となる

農地の範囲を明確化した上で、その適用期限を2年間延長することとなります。

続きまして、たばこ消費税に係る見直しでございますけれども、たばこ税率につきましては平成30年10月1日から3段階で引き上げを行います。この改正によりまして、表に示してございますとおり、33年まで毎年1,000本当たりで1,000円の引き上げを行い、最終的には現行より3,000円の引き上げとなることとなります。

また、加熱式たばこの課税方式の見直しについてですが、課税区分に加熱式たばこの区分を新たに設け、課税標準は重量及び小売価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式としまして、平成30年10月1日から5年かけて段階的に移行をまいります。

条例の改正について概略の報告は以上でございますが、資料のその他のところでは、平成30年度の地方税制改正について掲載してございますので、参考にごらんいただければと思います。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 2項め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、多田税務会計課長、説明をお願いします。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） 続きまして、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

平成30年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

青木村国民健康保険税条例（昭和34年青木村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中「54万円」を「58万円」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2項中、「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3項中「49万円」を「50万円」に改める。

24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合は、これら」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の青木村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお

従前の例による。

裏面に概要の説明を掲載してございますが、内容としましては課税限度額の見直しに係る部分、基礎課税額に係る限度額を58万円、現行は54万円でございますが、そちらに引き上げること。それから、低所得者の負担軽減措置の見直しでございます。軽減判定の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減につきましては現行27万円を27万5,000円に、2割軽減につきましては現行で49万円を50万円に引き上げるというものでございます。

いずれも国の施行令の改正にあわせての改正でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 3項め、平成29年度青木村一般会計補正予算（第6号）について、歳入については片田総務企画課長より一括説明いただき、歳出については各担当課長及び教育長よりお願いします。

最初に、片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、平成29年度青木村一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

平成29年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,888万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,588万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第3表 繰越明許費補正」による。

平成30年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5ページをごらんください。

第2表、地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的、一般廃棄物処理事業債。補正前の限度額6,730万円を、補正後において、起

債対象額の変更等により、限度額を10万円減額し、6,720万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更がございません。

なお、対象事業につきましては、し尿処理施設の建設経費負担金にかかわるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正についてでございます。

追加といたしまして、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名は（村単）村道夫神線道路改良工事で、152万3,000円でございます。広報の決定に時間を要したことから、全額を繰り越しして実施するものでございます。

同じく、社会資本整備総合交付金事業、村道村松国道北2号線道路改良工事測量設計業務委託でございますが、国道との交差点協議中でありまして、道路線形が確定していないため設計に着手できず、390万円全額を30年度に繰り越しして実施するものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては一括して御説明を申し上げます。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税ですが、14万7,000円を減額し、849万2,000円とするもので、地方揮発油譲与税が見込みより減となったものでございます。

続いて、款9項1目1地方交付税ですが、1億5,778万8,000円を追加し、13億3,697万5,000円とするもので、普通交付税が見込みより増額となったものでございます。

款11分担金及び負担金、項2負担金、目1総務費負担金は、50万円を減額し、109万円とするもので、節2の地方創生推進交付金事業実施負担金で、長和町と合同で実施しましたそばイベント等に係る事業で、事業費の減により負担金も減額となったものでございます。

目3衛生費負担金は、3万8,000円を皆減するもので、未熟児療育医療受給者負担金1名分の予算を計上しておりましたが、該当者がおりませんでしたので減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、21万円を減額し、3,752万6,000円とするもので、村営バス運行収入が見込みより減となったものでございます。

目3土木使用料、118万6,000円を減額し、3,544万5,000円とするもので、節1住宅使用料の教員住宅使用料は15万円の減、村営住宅使用料は103万6,000円の減、いずれも入居者

の入退去によるものでございます。

項2手数料、目2衛生手数料は、1万8,000円を減額し、20万8,000円とするもので、大新規登録手数料が見込みより減でございます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は、32万9,000円を減額し、8万8,000円とするもので、節1保健衛生費負担金の未熟児療育医療事業負担金が見込みより減となります。

11ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、3,000円を減額し、5,551万7,000円とするもので、節1総務管理費補助金は総務省分の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が額の確定による減、地方創生推進交付金がやはり額の確定により増でございます。

目3衛生費国庫補助金は、8万6,000円を減額し、14万6,000円とするもので、節1保健衛生費補助金の疾病予防対策事業費補助金が8万6,000円の減で、いずれも補助額の確定によるものです。

目5教育費国庫補助金は、14万2,000円を追加し、28万6,000円とするもので、節1教育費補助金の特別支援教育就学奨励費補助金が8万5,000円の増、私立幼稚園就園奨励費補助金が5万7,000円の見込みより増となりました。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費兼負担金は、301万円を減額し、6,032万円とするもので、節1社会福祉負担金は、厚生医療給付費負担金が2,000円の減、身体障害者補装具交付等給付事業負担金が15万3,000円の減、介護給付・訓練等給付費負担金が280万円の減、育成医療給付費負担金が5万5,000円の減、いずれも額の確定に伴うものでございます。

目2衛生費負担金は、20万8,000円を減額し、34万6,000円とするもので、節1保健衛生費負担金の未熟児療育医療事業負担金が、該当者がなく減となりました。

款14、項2県補助金、目1民生費県補助金は、86万円を減額し、1,249万5,000円とするもので、節1社会福祉費補助金32万6,000円の減は、障害者地域生活支援事業補助金が10万2,000円の減、地域福祉総合助成金事業補助金が6万7,000円の減、心身障害児タイムケア事業が15万7,000円の減、いずれも見込みより減となったものでございます。

12ページへまいりまして、節2児童福祉費補助金の53万4,000円の減は、乳幼児・児童医療費給付補助金が、62万4,000円の減、母子父子家庭医療費給付補助金が9万円の増となりました。

目3農林水産業費県補助金は、72万6,000円を追加し、1億1,699万6,000円とするもので、節2林業費補助金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業が見込みより増となりました。

目11総務費県補助金は、14万3,000円を減額し、107万6,000円とするもので、節1総務管理費補助金は地域発元気づくり支援金が事業費の確定により減となったものでございます。

続きまして、款14項3委託金、目2民生費委託金は、1万2,000円を減額し、1万9,000円とするもので、節1社会福祉費委託金、人権啓発活動活性化事業委託金が見込みより減となりました。

続きまして、款16寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金は、340万6,000円を減額し、2,609万5,000円とするもので、青木村ふるさと応援寄附金が、マツタケの不作等もあり見込みより減となったものでございます。

13ページへまいりまして、款17繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金は、1億141万円を減額し、2億7,344万9,000円とするもので、節1基金繰入金の財政調整基金が3,000万円、土地開発基金が1,000万円、公共施設整備基金が5,150万円、情報通信関連事業基金が900万円、それぞれ減額し、必要な予算は一般財源より充ちいたしました。

また、乳用育成牛導入事業基金が26万円、繁殖和牛育成事業基金が65万円、こちらはそれぞれ購入した農家がなく、減額をするものでございます。

続きまして、款19諸収入、項5雑入、目1雑入に、189万3,000円を追加し、3,154万8,000円とするもので、節1市町村振興協会交付金61万4,000円が見込みより減でございます。

節3雑入250万7,000円の増は、体験事業参加料が8万7,000円の減、消防団員災害補償費が中村区の山林火災時の負傷団員にかかわるものでございますが1万3,000円の増、有料道路回数券個人負担金が5万5,000円の減、危険家屋解体費立替受入金263万6,000円の増は、対象件数1件分となっております。

款20項1村債、目5一般廃棄物処理事業債は、10万円を減額し、6,720万円とするもので、長和町と共同建設しました、し尿汚泥処理施設経費に対する起債対象額の変更に伴う減でございます。

14ページをお願いいたします。

3 歳出につきましては、各担当課より御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款1項1目1議会費は、37万9,000円を減額し、3,976万2,000円とするもので、節1報酬、節3職員手当等の減は、議員の皆様の改選の年でござ

いまして、10名分の予算を当初から計上してございましたが、実際には4月分については9名分の支出しかございませんでしたので、これに伴う減が主な要因でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、289万9,000円を減額し、1億7,657万1,000円とするもので、節3職員手当等の13万6,000円の減はマイクロバスの運転手当が見込みより減でございます。

節4共済費49万7,000円の減は、共済組合負担金、退職手当負担金が見込みより減となったものでございます。

節13委託料144万1,000円の減は電算処理委託料で、調達機器の節減等により123万6,000円の減、弁護士相談業務委託料20万5,000円は、相談件数が見込みより減となったものでございます。

節14使用料及び賃借料の82万5,000円の減は、情報系端末の新規メールシステムへの移行を早期に行うことができましたことから、旧システムで使用していたグループウェアの使用料が減となったものでございます。

続いて、目2文書広報費ですが、15万3,000円を追加し、2,615万8,000円とするもので、節1需用費は消耗品費が見込みより増となったものでございます。

目5財産管理費は、9,034万6,000円を追加し、1億5,023万8,000円とするもので、節15工事請負費34万6,000円の増は、リフレッシュパーク安全対策工事として、ミライズあおきに関連して整備した水路への落下防止フェンスの設置に係る増でございます。

15ページをお願いいたします。

節17公有財産購入費1,000万円の減は、本予算での土地の取得がございませんでしたので、皆減するものでございます。

節25積立金1億円の増は、公共施設整備基金への積み立てをお願いするものでございます。

続いて、目6企画費ですが、470万円を減額し、5,456万3,000円とするもので、節8報償費130万円の減は、年度中に地域おこし協力隊1名の採用を予定しておりましたけれども、4月からの採用としたために、29年度は減額となったものでございます。

節11需用費80万円の減額については、燃料費30万円の減、印刷製本費で50万円の減、いずれも地域おこし協力隊員にかかわるものでございます。

節12役務費60万円の減は、地域おこし協力隊の募集広告費用として計上してございましたが、支出がなく、減額をお願いするものでございます。

節13委託料100万円の減につきましては、委託料50万円の減が、空き家対策計画策定委託

料に関するもの、ふるさと寄附金50万円の減が、委託業者であります、さとふるへの運用業務と配送業務委託に対する実績に応じた減額でございます。

節18備品購入費40万円の減は、地域おこし協力隊にかかわるものでございます。

節19負担金補助及び交付金60万円の減は、青木村活性化事業補助金が見込みより減となったものでございます。

16ページをお願いいたします。

目7諸費と、目8の情報通信サービス事業費は、一般財源への財源振替でございまして、補正の額は出てまいりません。

目9地方創生プロジェクト事業につきましては、108万6,000円を減額し、8,431万6,000円とするもので、主には地方創生推進交付金事業のタチアカネ推進プロジェクト、元気な企業づくり推進事業に係る交付金事業費の確定による補正内容となっております。

節、報償費10万円の減は、イベント等での謝礼の清算に伴うものでございます。

節11需用費3万5,000円の減は、消耗品費8万円が見込みより減、修繕料270万円は田舎暮らし体験住宅の修繕料を見込んでおりましたが、支出なく減額をお願いするものでございます。

節12役務費5万円の減は、イベント等の保険料を見込んでおりましたが、支出なく減額をお願いするものでございます。

節13委託料74万円の減は、自然エネルギー協議会への委託料で、事業等の完了に伴う委託料の清算による減額でございます。

節14使用料及び賃借料40万円の減は、賃借料でそばイベントの際の借り上げ料が見込みより減となったものでございます。

17ページへまいりまして、節18備品購入費70万4,000円の増は、道の駅あおきに建設された情報休憩施設に、移住・定住空き家情報、観光情報等を発信するパソコン類の購入費用をこちらでお願いするものでございます。

節19負担金補助及び交付金15万円の減は、販路拡大事業の補助金が見込みより減となったものでございます。

続きまして、項2村営バス運行管理費、目2運行管理費ですが、3万9,000円を減額し、2,191万9,000円とするもので、節13委託料はバスターミナルの清掃委託料が見込みより減となったものでございます。

続きまして、項6統計調査費、目1統計調査総務費ですが、1万6,000円を追加し、18万

8,000円とするもので、節11需用費の消耗品費が見込みより増となったものでございます。

25ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目2非常備消防費ですが、80万2,000円を減額し、2,459万2,000円とするもので、節3職員手当等50万円の減は、消防団員の出動手当が見込みより減でございます。

節5災害補償費1万3,000円の増は、3月4日の中村地区山林火災時に負傷した消防団員にかかわるものでございます。

節8報償費31万5,000円の減は、退職団員の報償金で、退職団員数の確定により減額をお願いするものでございます。

目3消防施設費は、52万4,000円を減額し、838万5,000円とするもので、節18備品購入費でホース、広報・研修用備品がそれぞれ見込みより減となったものでございます。

最後に、29ページをお願いいたします。

給与費明細書に関する内容が32ページまで記載してございます。

初めに、29ページの特別職に関してですが、議員の皆様の報酬額が19万5,000円の減、期末手当が18万4,000円の減、その他手当は消防団員の関係ですが、50万円の減となっております。

続きまして、30ページですけれども、一般職の総括の内容となっております。

報酬額が159万8,000円の減、退職手当が11万6,000円の増、この内訳が2段目と3段目に記載されてございます。

また、共済費につきましては44万8,000円の減となりました。

以下、31ページ、32ページにつきましては、記載のとおりでございます。御説明は省略させていただきます。

以上、平成29年度青木村一般会計補正予算（第6号）について、歳入全般と歳出は総務企画課関係について御説明を申し上げました。御審議いただき、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） それでは、次に福祉課関係について御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費40万円を減額し、1億69万5,000円とするもので、節8報償費、出産祝い金が見込みより減でございます。

目 2 障害者福祉費1,195万5,000円を減額し、1億1,734万8,000円とするものでございます。

節20扶助費、障害者医療給付費、障害者タイムケア事業、介護給付・訓練等給付費、移動支援事業給付費、いずれも見込みより減でございます。

次のページをお願いいたします。

目 6 人権対策費 2万6,000円を減額し、8万1,000円とするもので、節11需用費は消耗品費の減でございます。

項 2 授産所費、目 3 事業費50万円を減額し、509万3,000円とするもので、節11需用費は燃料費、光熱水費、修繕料、いずれも見込みより減でございます。

項 3 児童福祉費、目 2 児童措置費210万円を減額し、6,976万4,000円とするもので、節20扶助費は乳幼児・児童医療給付費が見込みより減でございます。

次のページをお願いいたします。

目 3 母子父子福祉費18万3,000円を追加し、131万2,000円とするもので、母子父子家庭医療給付費が見込みより増でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費5,000円を追加し、8,262万8,000円とするものです。

増額分は節 4 職員共済組合負担金でございますが、あわせて国からの負担金等の減による財源振替をしております。

21ページをお願いいたします。

目 2 予防費53万5,000円を増額し、1,291万7,000円とするもので、節13委託料、予防接種委託料、見込みより増でございます。

項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費 6万8,000円を追加し、3,734万2,000円とするもので、節11需用費、消耗品費が見込みより増でございます。

目 2 し尿処理費14万1,000円を増額し、8,480万2,000円とするものでございます。2カ年計画で長和町と共同で進めてきました、し尿前処理施設ですが、完成に伴う精算分でございます。仮設沈殿池賃借料が見込みより増となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

項 3 上水道費、目 1 上水道施設費335万円を減額し、4,276万1,000円とするものでございます。

節28繰出金、簡易水道特別会計分は低利な返済となり不用となった分で、簡易水道建設特

別会計分は皆減となっております。

以上、住民福祉課関係の平成29年度専決補正予算を御説明申し上げます。御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、若林保育園長。

失礼しました。保育園のほうは補正ございませんので。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興課長（花見陽一君） それでは、建設農林課関係補正予算の概要を御説明申し上げます。

22ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費9万4,000円を追加し、2,459万6,000円とするもので、職員の超過勤務手当が見込みより増とするものでございます。

目3農業振興費30万円を減額し、4,733万1,000円とするものです。

節19負担金補助及び交付金、6次産業フロンティア支援金ですが、該当がありませんでしたので減額としました。

目4畜産業費91万円を減額し、96万1,000円とするものです。

節18備品購入費、繁殖和牛購入費ですが、申請がなく減額とし、乳用育成牛購入費では1頭の購入で見込みより低額で購入したため、減額といたしました。

次のページをお願いします。

目9高機能拠点施設費184万円を追加し、3億4,908万8,000円とするものでございます。

節15工事請負費、村単事業工事請負費では、情報休憩施設でのディスプレイ・アンプ施設、道の駅構内の監視カメラ4カ所の追加等の工事費となっております。

項2林業費、目1林業総務費7万6,000円を減額し、67万9,000円とするものでございます。

節19負担金補助及び交付金、信州上小森林組合助成事業補助金でございますが、これは信州上小森林組合で購入しましたハーベスタ購入費の村負担分の減額によるものです。

目2林業振興費1,131万3,000円を減額し、7,326万2,000円とするものでございます。

節13委託料、村単森林造成委託料107万7,000円の減額では、植樹祭等にかかわる森林造成事業が見込みより減となるものでございます。

節19負担金補助及び交付金では、森林造成事業補助金では山の森林整備としての間伐、下刈り等、県の事業にかかわる事業の、村かさ上げの分が見込みより減となるもので、700万

1,000円の減額となりました。

014自主転換事業補助金では、松くい虫対策の一環としての自主転換で、対象区域の調整に伴い、323万5,000円の減額となりました。

次のページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費31万2,000円追加し、5,614万2,000円とするものでございます。

節11需用費、修繕料、32万2,000円は見込みより減額とするものです。

節13委託料63万4,000円につきましては、除雪作業の増加に伴うものです。

目2道路新設改良費、6万3,000円を追加し、1,097万9,000円とするもので、職員の超過勤務の増に伴うものです。

目3橋梁維持費につきましては、公共施設整備基金が見込みより減額となり、一般財源充当による財源振替を行うものです。

以上、建設農林課関係の補正予算の概要を申し上げます。よろしく御審議賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） それでは、商工観光移住課関連の予算説明を申し上げます。

24ページをごらんください。

款6項1商工費、目3観光費でございます。交流センター使用料、体験事業参加料ともに、使用料、参加料の収入減を一般財源へ振りかえるものでございます。

続いて、25ページをお願いします。

款7土木費、項3住宅費、目1住宅管理費でございます。こちらは教員住宅と村営住宅の入居者の入退去に伴いまして、変動がありました不足分を一般財源に補うというものでございます。

以上、商工観光移住課関連の予算の説明を申し上げます。よろしく御審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係について、お願いします。

20ページをお願いいたします。

款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費ですが、4万4,000円の増ですが、こ

れは嘱託職員の社会保険料が見込みより増になったものであります。

26ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育指導費ですが、18万8,000円の増になっております。

節20扶助費の増は、準要保護等児童生徒就学援助費が小学校、中学校ともに見込みより増になったものであります。

次に、項2小学校費、目1学校管理費ですが、125万9,000円を減額して、4,430万6,000円といたしました。

節1報酬と節7賃金の減は、嘱託職員や庁務員、給食代替職員の賃金が見込みより減になったことによります。

節11需用費の増は、給食室のボイラーの修繕工事によるものであります。

節14使用料及び賃借料の減は、図書館のコンピューターのリース料の減によるものであります。

27ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費ですが、109万8,000円を減額して、5,023万8,000円といたしました。

節1報酬の減は、嘱託職員の賃金が見込みより減になったものであります。

節14使用料及び賃借料の減ですが、コピー機使用料の減は、機種を変えたことによって前年度よりも使用料を減額できたためであります。

コンピューター借上料の減は、小学校と同じくリース料の減によるものであります。

次に、項4社会教育費、目2公民館費ですが、138万3,000円を減額して、847万円といたしました。

節13委託料の減は、公民館の耐震診断委託料の減によるものであります。

目7図書館費は、補正額の増減はありませんが、市町村振興協会交付金の減による財源振替を行っております。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 3項目め、平成29年度青木村一般会計補正予算については終了いたしました。

4項目め、平成29年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、小宮山

住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） それでは、御説明申し上げます。

平成29年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度青木村国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,616万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,388万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

7ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は、21万8,000円を増額して、8,527万4,000円とし、目2 退職被保険者等国民健康保険税は323万5,000円を減額して、78万6,000円とするものでございます。いずれも実績に伴うものでございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料2万6,000円を増額し、3万6,000円とするもので、こちらも実績によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費負担金480万6,000円を増額し、8,633万8,000円とするもので、節1 現年度分として、国の概算払いによる療養給付費負担金、介護納付金、後期高齢者支援金分の増減でございます。

目2 高額医療費共同事業負担金12万7,000円を減額し、337万3,000円とするもので、見込みより減でございます。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金870万5,000円を追加し、3,289万5,000円とするもので、普通調整分の増、介護給付分の減でございます。

款4 県支出金、項1 県負担金、目1 高額療養費共同事業負担金12万7,000円を減額し、337万3,000円とするもので、国庫と同額の減となっております。

目2 特定健康診査等負担金8万9,000円を減額し、56万1,000円とするもので、見込みより減でございます。

次のページをお願いいたします。

項2 県補助金、目1 財政調整交付金1,691万8,000円を減額し、996万円とするもので、見込みより減となりました。

目2 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、国保の運営主体が県に移管されることに伴い、その準備に要した費用の一部を補助するもので、3月の時点では金額が確定していなかったため、今回補正をさせていただきました。

款5 項1 目1 療養給付費交付金1,096万6,000円を減額し、178万2,000円とするもので、退職被保険者等の給付費の減によるものでございます。

款6 項1 目1 前期高齢者交付金8万5,000円を追加し、1億8,563万8,000円とするもので見込みより増でございます。

次のページをお願いいたします。

款7 項1 目1 共同事業交付金320万1,000円を減額し、1億1,794万6,000円とするものでございます。高額療養費は増、保険財政共同安定化事業交付金は減とするものでございます。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金84万1,000円を減額し、5,915万1,000円とするものでございます。

節の1から4はそれぞれ精査による減でございます。

款9 項1 目1 繰越金346万5,000円を追加し、1,346万5,000円とするもので、実績による補正でございます。

次のページをお願いいたします。

款10 諸収入、項1 延滞金加算金及び過料、目1 一般被保険者延滞金と、項2 目5 雑入の健康診査料収入、いずれも見込みより減でございます。

12ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、58万5,000円を減額し、365万7,000円とするもの。

目2 連合会負担金は、13万9,000円を減額し、32万8,000円とするもの。

項2 徴税费、目1 賦課徴収費は、43万2,000円を減額し、164万8,000円とするもの。

項3 目1 運営協議会費は、10万1,000円を減額し、4万1,000円とするもので、いずれも実績により不用額を減じたものでございます。

次のページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費813万8,000円を追加し、3億2,391万8,000円とするもので、一般分療養給付費が見込みより増となるものでございます。

目 2 退職被保険者等療養給付費626万円を減額し、174万円とするもので、退職分療養給付費が見込みより減となるものでございます。

目 3 一般被保険者療養費は、61万2,000円を減額し、238万8,000円とし、次のページですが、目 4 退職被保険者等療養費は、27万9,000円を減額して、5万1,000円といたしました。一般分、退職分とも療養給付費が見込みより減でございます。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費584万6,000円を減額し、4,599万9,000円とするもので、高額医療費の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

目 2 退職被保険者等高額療養費、目 3 一般被保険者高額介護合算療養費、目 4 退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、実績がございませんでしたので、全額を落としております。

次のページをお願いいたします。

項 3 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金は財源振替、項 4 葬祭諸費、目 1 葬祭費は見込みより増でございます。

項 5 世帯主入院療養費は、目 1 一般被保険者世帯主入院療養費、目 2 退職被保険者等世帯主入院療養費とも、実績がなかったものですから、全額を落としております。

次のページをお願いいたします。

項 7 結核精神諸費、目 1 結核精神給付金 4万6,000円増額し、96万6,000円とするもので、見込みより増でございます。

款 3 の項 1 後期高齢者支援金等、目 1 後期高齢者支援金は、209万7,000円を追加して、6,531万5,000円とし、次のページの款 4 項 1 前期高齢者納付金等、目 1 前期高齢者納付金は、3,000円を追加し、23万円とするもので、いずれも見込みより増でございます。

款 5 項 1 老人保健拠出金、目 1 老人保険事務費拠出金6,000円を減額し、4,000円とするもので、見込みより減でございます。

款 6 項 1 目 1 介護給付金47万8,000円を減額し、2,205万7,000円とするもので、見込みより減でございます。

次のページをお願いいたします。

款 7 項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費共同拠出金 330 万 6,000 円を減額し、1,349 万 4,000 円とするもので、見込みより減でございます。

目 3 保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、991 万 8,000 円を減額し、1 億 476 万 6,000 円とするもので、こちらも見込みより減でございます。

次のページをお願いいたします。

款 8 項 1 保険事業費、目 1 保健衛生普及費 25 万円を減じ、170 万 1,000 円とするもので、人間ドック受診者が見込みより減となったものでございます。

項 2 目 1 特定健康診査等事業費 90 万 6,000 円を減額し、361 万 7,000 円とするもので、健診委託料によるものでございます。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付金加算金、目 1 償還金 418 万 6,000 円を追加し、418 万 7,000 円とするもので、療養給付国庫負担金等の平成 28 年度精算分に伴うものでございます。

以上、よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、5 項目め、平成 29 年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について、花見建設農林課長、説明をお願いします。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

平成 29 年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年度青木村簡易水道特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 322 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,306 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 31 日、地方自治法第 179 条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5 ページをお願いします。

2 歳入

款 3 繰入金、項 1 目 1 一般会計繰入金 322 万 1,000 円を減額し、4,276 万 1,000 円とするものでございます。一般会計繰入金につきましては、見込みより減額とするものです。

次のページをお願いします。

3 歳出

款 1 運営管理費、項 2 施設管理費、目 1 維持管理費 10 万 4,000 円を追加し、5,387 万 8,000

円とするものでございます。

節25積立金につきまして、量水器の使用料が見込みより増額になりました。その増に伴い、基金積み立てを追加したものでございます。

款2公債費、項1公債費、目2利子332万5,000円を減額し、2,033万7,000円とするものでございます。

節23償還金利子及び割引料につきまして、当初の償還計画では当初予算を組んでいたわけですが、その計画より借り入れの確定利率が下がったために減額となるものです。冠水債が1.4から1.2%、辺地債が0.4から0.2%となります。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、6項目め、平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算（第3号）について、花見建設農林課長、説明願います。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） それでは、お願いします。

平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算（第3号）

平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,810万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5ページをお願いいたします。

2 歳入

款2繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金12万9,000円の減となります。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金4,000円の増となります。

款7諸収入、項1雑入、目1雑入1,000円の追加となり、1,314万1,000円の見込みより増とするものでございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款1建設事業、項1建設事業、目1簡易水道建設事業費12万4,000円を減額し、1億2,810万5,000円とするものでございます。この今回の補正につきましては、統合整備事業

5カ年計画の精算に伴います会計の処理を含め、不用額を精算したものでございます。

節11需用費2万1,000円の減、節12役務費1,000円の減、節13委託料40万7,000円の減、節15工事請負費28万4,000円の減、節17公有財産購入費1,000円の減、節19負担金補助及び交付金2万6,000円の減、節22補償補填および賠償金1,000円の減、節25積立金61万7,000円につきましては、事業に伴う残額を今後の水道事業に活用するために、簡易水道施設整備基金の積み立てに運用するものでございます。現在、基金500万円の残高に対しまして、そこへプラス61万7,000円を追加するものでございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、7項目め、平成29年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、小宮山住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） それでは、お願いいたします。

平成29年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度青木村介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ689万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,260万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5ページをお願いいたします。

2 歳入

款1保険料、項2介護保険料、目1第1号被保険者保険料1,120万4,000円を減額し、1億694万3,000円とするもので、節1現年度分特別徴収保険料、節2現年度分普通徴収保険料、いずれも見込みより減でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金388万4,000円を追加し、9,575万6,000円とするもので、節1現年度分が見込みより増でございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金26万円を減額し、3,354万8,000円とするもので、現年度分が見込みより減でございます。

次のページをお願いいたします。

款4項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金629万4,000円を減額し、1億4,348万

7,000円とするもので、節1現年度分が見込みより減でございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金441万8,000円を減額し、7,756万4,000円とするもので、節1現年度分が見込みより減でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は279万2,000円を減額して、6,429万2,000円とし、目5低所得者保険料軽減繰入金は6万5,000円を減額して、55万5,000円とするもので、いずれも現年度分が見込みより減でございます。

次のページをお願いいたします。

款7項1目1繰越金1,425万6,000円を追加し、1,425万7,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

8ページをお願いいたします。

3 歳出

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費548万6,000円を追加し、1億6,820万6,000円とするもので、要介護1から5の在宅サービス費で見込みより増となりました。

目5施設介護サービス給付費2,269万6,000円を減額し、2億3,993万6,000円とするもので、施設介護については見込みより減となりました。

次のページをお願いいたします。

目9居宅介護サービス計画給付費397万4,000円を減額し、2,008万6,000円とするもので、要介護の方の介護サービスプラン費が見込みより減でございます。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費435万4,000円を追加し、1,813万円とするもので、要支援1ないし2の在宅サービスが見込みより増でございます。

次のページをお願いいたします。

目7介護予防サービス計画給付費64万4,000円を追加し、252万1,000円とするもので、要支援の方の介護サービスプラン費が見込みより増でございます。

次のページをお願いいたします。

項3その他諸費、目1審査支払手数料2万6,000円を追加し、46万7,000円とするもので、見込みより増でございます。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費64万5,000円を追加し、2,502万9,000円とするもので、特養等入居者の居住費等の軽減分が増となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5 地域支援事業、項1 目1 介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援事業）につきましては、90万2,000円を追加し、581万3,000円とするもので、通所型サービスの審査に係る国保連負担金が見込みより増となったものでございます。

目2 介護予防ケアマネジメント事業費サービス等51万3,000円を減額し、42万6,000円とするもので、ケアマネジメント審査に係る国保連委託料が見込みより減でございます。

次のページをお願いいたします。

項3 包括的支援事業・任意事業費、目3 任意事業費138万円を減額し、743万7,000円とするもので、節20扶助費、寝たきり・認知症老人介護慰労金の実績によるものでございます。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 第1号被保険者保険料還付金、2名分の還付となっております。

目2 償還金957万4,000円を追加し、957万5,000円とするもので、節23償還金利子及び割引料、介護給付費負担金等の平成28年度精算分でございます。

以上、よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、8項目め、平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、小宮山住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） それでは、御説明申し上げます。

平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ389万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,729万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5 ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料は92万3,000円を減額して、2,707万4,000円とし、目2 普通徴収保険料は526万円を増額して、1,410万2,000円とするもので、いずれも実績により増減でございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 保険基盤安定繰入金 62 万 6,000 円を減額し、1,593 万 3,000 円とするもので、低所得者に対する保険料軽減分に対して繰り入れをするものでございますが、見込みより減でございます。

款 4 諸収入、項 2 目 1 雑入、2 万 5,000 円を追加し、2 万 6,000 円とするものです。歳出でも同額が出てきますが、保険料の還付金を後期高齢者医療広域連合より補填されたものでございます。

次のページをお願いいたします。

款 5 項 1 目 1 繰越金 15 万 7,000 円を増額し、15 万 8,000 円とするもので、見込みより増でございます。

7 ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 項 1 目 1 後期高齢者医療広域連合納付金 386 万 7,000 円を増額して、5,726 万 6,000 円とするものでございます。徴収した保険料と繰入金を合算して広域連合へ負担金として納付したもので、見込みより増でございます。

款 2 諸支出金、項 2 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金 2 万 6,000 円を増額し、2 万 7,000 円とするもので、保険料の還付 1 名分でございます。

以上、よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 以上で、報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについては終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

10 時 45 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 45 分

○議長（沓掛計三君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第4、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とし、片田総務課長より説明願います。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 報告第2号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出、青木村長、北村政夫。

法律上、村の義務に属する損害賠償額の決定は、議会の議決を要するわけですが、1件の損害賠償額が100万円以下の場合で、これに伴う和解を行うことについては、村長が専決処分をすることができるよう指定されておまして、議会に報告することとなっておりますので、内容について御報告申し上げます。

裏面をごらんください。

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。青木村長、北村政夫。

2件でございます。

1件目は、事故発生日時が平成29年11月24日午後8時5分ごろ。発生場所につきましては、青木村大字田沢3239番地4。相手方、青木村内在住者。事故の概要、左記日時、村道から国道に右折しようとした公用車が国道直進走行中の相手車両と接触したものでございます。損害賠償の額は1万1,470円。専決処分日は平成30年3月30日でございます。

2件目は、平成30年2月27日午後11時40分ごろ。事故の発生場所は、上田市小泉715番地1。相手方は村内の在住者でございます。左記日時、駐車場で駐車しようとした公用車が、駐車スペース横にとまっていた車両の側面に接触したものでございます。損害賠償額が36万6,076円。専決処分の日は平成30年4月20日でございます。

以上、専決処分した内容について御報告いたしました。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程第5、報告第3号 平成29年度青木村土地開発公社

事業報告についてを議題とします。

花見建設農林課長、説明願います。

○参事兼建設農林課長兼農業振興課長（花見陽一君） それでは、願います。

報告第3号 平成29年度青木村土地開発公社事業報告について

地方自治法第243条の3第2項により、平成29年度青木村土地開発公社事業報告について次のとおり報告する。

平成30年6月12日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりいただきまして、願います。平成29年度青木村土地開発公社決算書、こちらの説明をもって報告にかえさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

事業報告書

- (1) 土地造成事業につきまして、ございませんでした。
- (2) 理事会等に関する事項でございますが、監査等2回の理事会を開催しております。
- (3) 法人登記事項につきましては、ございませんでした。

次のページをお願いいたします。

収入支出決算報告書でございます。

内容は、後の説明と重複しますので省略をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出

収入合計決算額につきまして8,901万8,175円。支出につきまして、支払合計決算額1,072万367円。収入支出差し引き決算額7,829万7,808円、次年度繰り越し額となります。

(2) 資本的収入及び支出

収入、支出ございませんでした。

次の3ページへお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書です。平成30年3月31日までの現金及び預金の流れでございます。主なものにつきまして説明をさせていただきます。

科目、1事業活動によるキャッシュ・フロー、(3) その他事業収入1,126万579円、工場用地賃地料ほかでございます。(9) その他事業支出1,071万3,867円、工場用地借地料ほかとなっております。(10) 人件費支出6,500円は監事の報酬となっております。

一番下段でございます。現金及び現金同等物の期末残高は、7,829万7,808円となっております。前のページの差し引き決算額と同額となっていることが御確認いただけると存じ

ます。

次のページをお願いいたします。

損益及び純資産変動計画書でございます。

科目、1 事業収益、(6) あっせん等事業収益1,141万4,778円、工場等賃地料でございます。

2 番の事業原価の(6) 番、1,057万6,862円、工場等借地料でございます。

3 番、販売費及び一般管理費の中ほど、販売費及び一般管理費計でございますが、74万8,405円でございます。こちらにつきましては、10ページの付表に明細がございますので御確認をお願いしたいと思います。

4 番、事業外収益、(5) 番、雑収益1,500円、電柱の敷地料でございます。

経常利益は11万5,626円となり、一番下段でございますが、本年度末純資産残高は金額余剰分で8,979万2,052円となります。

次の5ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

科目、1 流動資産、(1) 現金及び預金1億58万4,631円、(2) 番、事業未収益18万5,699円、この2点につきまして、7ページの明細表にて御確認をお願いいたします。(9) 番、完成土地等1,002万6,920円、白山霊園墓地4区画と望岳分となっております。(19) 未収収益188万6,525円ですが、賃地料の未収分で8ページの明細のとおりでございます。流動資産合計は、1億1,268万3,775円となります。

2 番、3 番につきましては、該当ございません。

4 番、投資その他の資産、(1) 番、投資有価証券1,858万3,498円は、8ページの明細のとおりでございます。(5) 番、長期性預金は基本財産の300万円となっております。

資産合計は、1億3,426万7,273円となります。

右側で、5 番、流動負債、(1) 未払金60万4,900円は、土地鑑定費用等でございます。(5) 番、預り金4,087万321円は、9ページの明細表にございますので御確認をお願いいたします。

流動負債の合計は、4,147万5,221円となります。

下のほうの7番、資本金は、(1) 基本財産300万円、8番、準備金は、(1) 前期繰越準備金8,967万6,426円、(2) 番、当期純利益11万5,626円、準備金合計8,979万2,052円、純資産合計は9,279万2,052円、負債純資産合計では1億3,426万7,273円となります。資産、

負債純資産合計の差し引きはゼロとなります。

以上、6ページからは財産目録、附属明細書等々をおつけしております。また後ほど、ごらんいただければと存じます。

以上、平成29年度の青木村土地開発公社の事業報告を申し上げます。

よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第6、報告第4号 平成29年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、報告第4号について御説明申し上げます。

平成29年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度青木村一般会計繰越明許費の繰越計算書を次のとおり報告する。

平成30年6月12日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をごらんください。

平成29年度青木村一般会計繰越明許費繰越計算書となります。

款2総務費、項1総務管理費、事業名が公衆無線LAN環境整備支援事業で、1,900万8,000円の全額翌年度に繰り越すものでございまして、内容につきましては、広域避難所となっております役場、文化会館、小・中学校体育館、ふるさと公園、道の駅にWi-Fi環境を整備する事業でございます。財源内訳は、補助金が500万円、そのほかは一般財源となります。

続いて、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が村単村道夫神線道路改良工事で、152万3,000円を全額翌年度に繰り越して実施するものでございまして、内容は、村道に崩落したのり面ののりどめに係る工事で、財源は全て一般財源でございます。

続いて、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が社会資本整備総合交付金事業費村道村松国道北2号線道路改良工事測量設計業務委託で、390万円を全額翌年度に繰り越して実施す

るもので、内容は道の駅東側の村道の拡幅工事に伴う設計委託料で、財源は全て一般財源となります。

以上、報告第4号について御説明申し上げ、報告といたします。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程第7、議案第1号 青木村別荘事業基金条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

議案第1号 青木村別荘事業基金条例（案）

平成30年6月12日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をごらんください。

青木村別荘事業基金条例ということで、新たに基金を設けるものでございます。

第1条に、青木村が管理する青木の森別荘事業の円滑な管理運営及び財政の健全化を図るため、基金を設置するとありますように、別荘会計はいただいた管理費を財源として管理運営を行っているところでございます。予算の規模としては、毎年度おおむね同規模の状況でございますが、降雪の状況等により、除雪費が大きく伸びたりですとか、道路・水路の修繕等、突発的な支出があった場合には、一般会計からの繰り入れに頼る場合がございます。

今後につきましては、毎年度末の状況によりまして、余剰金が発生した際には一部を基金に積み立てて運用することによりまして、突発的な支出に対応することで、安易に一般会計に頼ることのないよう健全化を図るという趣旨でございます。

条例の本文では、他の目的基金と同様に、第2条では積み立てについて、第3条では管理の方法、第4条では運用益金の処理、第5条では振替運用について、第6条では委任として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定めるとしてございます。

附則、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

以上、青木村別荘事業基金条例（案）について御説明申し上げます。

御審議の上、御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第8、議案第2号 寄附採納についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議案第2号 寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があったので採納することについて議会の議決を求める。

記

1. 寄付者、青木村大字田沢2379番地、宮原満氏。寄付金額10万円。一般寄附金として。平成30年6月12日提出、青木村長、北村政夫。

御本人様の意向によりまして、消防団の活動、装備に役立ててほしいということだけでございます。ジェットシューターの購入費に充当させていただきたいと考えてございます。

以上、議案第2号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第9、議案第3号 平成30年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については各担当課長及び教育長よりお願いいたします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第3号について御説明申し上げます。

30年度より、予算書の表示が縦型といたしますか、変わっておりますので御承知おきいただければと存じます。

平成30年度青木村一般会計補正予算（第1号）

平成30年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,102万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,102万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正は款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月12日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをごらんください。

歳入については、一括して御説明を申し上げます。

款14県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金ですが、550万円を追加し、5,605万9,000円とするもので、節1農業費補助金の地域発元気づくり支援金で300万円、支援就農業生産力強化対策事業補助金250万円が、それぞれ申請が採択となりましたので補正をお願いするものでございます。

目6商工費県補助金は303万9,000円、目10教育費県補助金113万4,000円、目11総務費県補助金56万8,000円は、それぞれ新規に計上するものでございまして、いずれも地域発元気づくり支援金が採択になったことによる補正でございます。

続きまして、款16寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金は、10万円を追加し、1,510万1,000円とするもので、節1一般寄附金は議案の中でも御説明申し上げましたとおり、御寄附がございましたので、ここで計上させていただいております。

続きまして、款18項1目1繰越金ですが、1,821万4,000円を追加し、1億4,821万4,000円とするもので、節1前年度繰越金が見込みより増でございます。

款19諸収入、項5雑入、目1雑入ですが、220万円を追加して、2,541万1,000円とするもので、節3雑入の自治総合センター助成金120万円は、中村区と下奈区で申請してありました宝くじの助成金が採択となったものでございます。節80市町村振興協会補助金は、やはり宝くじの助成金となりますが、100万円を非常備消防費に充当するものでございます。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出につきましては、担当課ごとに御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は122万3,000円を追加し、1億8,171万3,000円とするもので、節8報償費は、このほど叙勲の栄に

浴されました岩下商工会長の受賞記念品代を計上いたしました。

節11負担金補助及び交付金のその他負担金76万9,000円は、長野県自治体情報セキュリティクラウド、ユウのための市町村負担金としてこのほど額が確定しましたので、このほど計上させていただくものでございます。補助金の功労者祝賀事業補助金は、岩下商工会長の叙勲祝賀会への補助金として40万円を計上させていただきました。

続きまして、目6企画費ですが21万6,000円を追加し、3,117万2,000円とするもので、節11需用費の消耗品費で、元気づくり支援金の「みんなの公園プロジェクト」がことしで3年目の採択となりましたので、植花祭並びに花壇コンテスト等に係る費用をここでお願いするものでございます。

目7諸費ですが、135万円を追加し、1,157万1,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金の補助金で、自治総合センター助成事業補助金130万円は、中村区で申請したテントと発電機の購入、下奈良本区で申請していたテレビの購入が採択となりましたので、センターからの助成金は村が受けて両区へ補助金として支出するものでございます。

また、特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金5万円は、自動応答録音機能を持った電話機、または、私設の電話機にとりつける自動応答録音機能アダプターを設置された場合には、5,000円を上限に2分の1を補助を行うものでございます。

続きまして、11、12ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目2非常備消防費ですが、158万5,000円を追加し、2,527万6,000円とするもので、節11需用費の消耗品費は、市町村振興協会の補助金を活用しまして、ジェットシューター、救護用担架、団員用の安全長靴、耐切創性手袋を購入するものでございます。

以上、議案第3号について、歳入全体と歳出の総務企画課関係について御説明を申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

9ページの中ほどよりちょっと下になりますが、款4衛生費でございます。項3上水道費、目1上水道施設費3万4,000円を追加し、4,509万4,000円とするものでございます。

節28繰出金、簡易水道特別会計における事業費の増分のうち、一般財源分を繰り出すものでございます。

以上、住民福祉課関係の平成30年度補正予算を御説明申し上げます。御審議いただき、

御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興課長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

建設農林課関係補正予算の概要を御説明申し上げます。

9ページ下段をごらんください。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費702万9,000円を追加し、5,614万3,000円とするものでございます。節8報償費から節18備品購入費までの予算ですが、地域発元気づくり支援金事業の活用による竹チップ活用プロジェクト事業の経費を計上させていただきました。耕作放棄地周辺にある竹林を特色ある農林産物として転換を図り、農地の荒廃化を防ぎ、チップ化した竹を堆肥化による土壌改良剤、また、良質なタケノコの生産などへの検討を進め、地域資源へと活用するための取り組みに係る経費でございます。

節8報償費につきましては、先進地における土づくりの実践による講師謝礼の費用を見込んでおります。節9旅費では、JA静岡市での竹チップにおける生ごみ堆肥化づくり等の先進的取り組みとして、視察の予定をしております。節11需用費では、事業に伴う消耗品費を計上しております。節13委託料では、効果の検証として、竹チップの活用による土壌改良が農作物に与える影響等を検証するための経費を計上しております。節18備品購入費410万4,000円につきましては、竹破砕機1台の購入を計上しております。最大18センチの径を処理し、最大処理能力は1時間5立方メートルを見込んでございます。節19負担金補助及び交付金、信州農業生産力強化対策事業補助金250万円につきましては、青木村花卉出荷組合が主体となり、細霧、冷房、加湿システムの導入の補助を行うものです。対象品目はダリアで、冷房室温制御により光合成の向上を踏まえ、良質な花卉の収穫が見込まれます。

次のページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費1,000万円を追加し、5,746万7,000円とするものでございます。節15の工事請負費、道路補修工事につきましては、村道夫神線ののり面保護工事が250万円、村道市之沢琴山線ののり面保護工事750万円を計上しております。のり面の緑化工事が主なものですが、キョウジンガー工法として、植生ネットとアンカーピンの一体化工法で施工を予定しております。

以上、建設農林課関係の補正予算の概要を申し上げます。よろしく御審議賜り、お認めいただけますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） それでは、商工観光移住課に関連する予算の説明をいたします。

9ページをごらんください。

9ページ最下段、款6商工費でございます。751万3,000円を追加し、1億1,054万8,000円とするものです。

内訳につきましては、次の11ページをごらんください。

項1商工費、目3観光費428万9,000円を追加し、2,063万2,000円とするものです。こちらは節8から節15まで、いずれも元気づくり支援金を活用する事業が採択となったため、関連する予算を計上させていただくものです。

こちらの事業は観光事業として2つございます。

まず1つ目が、青木村が生み出した偉人で、鉄道王として知られ、教育者でもありました五島慶太氏に関する観光振興事業を企画しております。来年の平成31年が五島慶太氏の没後60年となることに合わせまして、五島慶太生誕の地として、故人の功績をたたえ、振り返るとともに、世に広く知らしめることによりまして、生誕地である青木村の知名度向上と地域の魅力再発見をするという事業を展開するものでございます。

もう一つですけれども、青木村の持つ観光資源を生かした体験観光ツアーをモデル的に実施して、青木村のファンをふやし、交流人口を拡大させる事業を実施するものです。具体的には、現在「お蚕様プロジェクト」と称しまして、児童センターなどでお蚕様を育てて、繭から絹をとってランプシェードをつくる取り組みをしておりますが、そういったものを観光体験型ツアーとしてモデル的に実施をして、青木村の魅力を発見していくという事業でございます。

同じ11ページですが、目6道の駅関連施設運営費でございます。こちらは322万4,000円を追加し、1,981万5,000円とするもので、節15工事請負費で322万4,000円の増額をお願いするものです。こちらは現在、県が行っております道の駅あおきの駐車場工事に伴いまして、村として整備すべき部分の駐車場の整備や歩道の整備に要する経費を計上させていただくものです。

以上、商工観光移住課関連の予算を説明いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

9ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費は、児童センター関係の予算でございますが、3万3,000円を増額して、1,081万1,000円といたしました。

節13委託料の増は、植木の手入れのための委託料の増であります。

次に、11ページをお願いします。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費ですが、34万4,000円を増額して、6,009万5,000円といたしました。

節13委託料の増は、印刷機の保守点検委託料に係る費用であります。

節18備品購入費の増は、パソコン教室備品としてレーザープリンターを購入する費用であります。

次に、項4社会教育費、目2公民館費ですが、6万3,000円を増額して、529万8,000円といたしました。

節8報償費と節12役務費の増ですが、平成30年度の元気づくり支援金事業が採択になったため、スポーツ教室等の講師の謝礼と保険料に充てるものであります。

13ページをお願いします。

目3文化会館費ですが、18万4,000円を増額して、1,248万1,000円といたしました。

節7賃金の減と、節18委託料の増に係る補正でございますが、これは文化会館の管理人の1名を外部委託にするための補正でございます。

目4文化財保護費ですが、6万5,000円を増額して、217万8,000円といたしました。

節19負担金補助及び交付金の増は、大法寺（国宝及び重要文化財）と日吉神社（県宝）の消防設備点検費補助金の増でございます。

項5保険体育費、目2体育施設費ですが、138万6,000円を増額して、1,908万4,000円といたしました。

節11需用費の増は、太鼓のばちや椅子を40脚、アンプやマイクを購入するものです。これは主に義民太鼓の体験や発表のときに使用する予定であります。

節18備品購入費の増は、ニュースポーツで使用するスマイルポーリングやストライクボード、囲碁ボールの用具を購入するものであります。この体育施設費での購入品は全て、平成30年度の元気づくり支援金事業が採択になったため計上いたしました。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程第10、議案第4号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興課長（花見陽一君） それでは、お願いします。

議案第4号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第1号）

平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,975万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月12日提出、青木村長、北村政夫。

3 ページをお願いします。

第2表 地方債補正

起債の目的、簡易水道事業債。限度額、補正前2,600万円、補正後2,720万円、120万円の追加となっております。今回補正による夫神配水管布設がえ工事の設計委託料に伴うものです。

7 ページをお願いします。

2 歳入

款3繰入金、項1目1一般会計繰入金3万4,000円を追加し、4,509万4,000円とするものがございます。見込みより増となるものがございます。

7村債、項1目1村債120万円を追加し、3,290万円とするものがございます。

簡易水道事業債ですが、調査設計委託料へ充当するものがございます。

次のページ、9ページをお願いします。

3 歳出

款1 運営管理費、項2 施設管理費、目1 維持管理費123万4,000円を追加し、7,832万6,000円とするものでございます。

節13委託料、014村単工事設計業務委託料123万4,000円の増につきましては、今年度の工事施工であります夫神配水管布設がえ工事でございますが、夫神地区中道橋から県道四谷バス停までの間の布設がえ工事を計画しております。その中で、沓掛川にかかる橋梁の部分につきましてはの水道管につきまして、河川占用申請の申請に当たり、上下流域100メートルの縦断測量、45メートルの横断測量も実施するということとなります。その関係の委託料の追加をさせていただきました。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程第11、議案第5号 平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第5号について御説明申し上げます。

平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,895万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月12日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入について御説明申し上げます。

款2項1目1繰越金に260万円を追加し、310万円とするもので、節1前年度繰越金が見

込みより増でございます。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出についてでございます。

款1事業費、項1目1別荘事業費は260万円を追加し、1,845万7,000円とするもので、節15工事請負費250万円は、除雪用のトラクターを格納する倉庫の建設に要する費用を計上いたしました。節25積立金10万円は、議案でお願いしました基金への積立金を、頭出し予算として計上させていただきました。今後、年度末の状況によりまして補正をさせていただく予定でございます。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これにて散会といたします。御苦労さまでした。

この後、全員協議会を行いますので、議員の皆さんは議員控室のほうへお願いいたします。

散会 午前11時24分

平成 3 0 年 6 月 1 3 日 (水曜日)

(第 2 号)

平成30年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成30年6月13日(水曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長兼 事業推進室長	片田幸男君	参事兼 建設農林課長 兼農振興長	花見陽一君
住民福祉課長兼 保健衛生長	小宮山俊樹君	教育次長兼 公民館長	横田孝君
保育園長	若林喜信君	会計管理者兼 税務会計課長	多田治由君
建設農林課長兼 建設係長	宮下剛男君	商工観光移住 課長	新津俊二君
建設農林課長 上下水道係長	横沢幸哉君	住民福祉課長 住民福祉係長	上原博信君
総務企画課長兼 総務係長	稲垣和美君	税務会計課長 住民税係長	早乙女敦君
総務企画課長 企画財政係長	小林利行君	税務会計課長 資産税係長	奈良本安秀君

課室長
企画推進
企業
業務
総務係

塩澤和宏君

課長
林業
農林
建設
国土調査係

小林義昌君

課長
企画係
企業
業務
総務係

小林宏記君

課長
観光
観光
工観
商移
商係

上原信子君

事務局職員出席者

事務局長

片田幸男

事務局員

稲垣和美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（沓掛計三君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問には村民の皆さん、偉い人来ておりますけれども、これから来るかと思えますけれども、よろしくお願ひします。

本日は、平成30年度第2回青木村定例議会の中で、一般質問日となっておりますが、昨日の議案説明の中で、報告第1号 専決処分の承認を求める案件のうち、3項目めの平成29年度青木村一般会計補正予算について、訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 平成29年度青木村一般会計補正予算（第6号）、こちらについて訂正と、それからおわび申し上げたいと思います。

まず、皆さんのほうに、こちら1枚の半紙が行き渡っているでしょうか。これに基づいて御説明申し上げたいと思います。

このうちの1番ですが、①から③の特別会計、国保会計、介護、それから後期の関係でございますが、それぞれ一般会計の繰入金を減額補正させていただきました。こちらについては、補正予算書の中に既に反映済みでございます。合わせました合計が432万4,000円でございますが、この分について、一般会計のほうの繰出金、こちらのほうに反映がされておりました。決算上の数字等につきましては、今現在でも変わるものではございませんが、一般会計、それから特別会計との整合を図る必要から、今回改めて訂正させていただいたのでございます。

皆さんのほうに、新しい予算書のほう、第6号が行っているかと思いますが、これに基づいて御説明申し上げたいと思います。

まず、表紙の部分、この部分については朗読させていただきます。

平成29年度青木村一般会計補正予算（第6号）。

平成29年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,456万5,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,155万9,000円とする。

2以下は省略させていただきます。

この数字につきましてですが、歳入歳出それぞれ、当初は4,888万9,000円でしたが、これを4,456万5,000円とし、総額につきましても31億8,588万3,000円を31億8,155万9,000円とするものに訂正させていただきたいと思います。

18ページのほうをお願いいたします。

民生費の社会福祉費、こちらのほう、社会福祉総務費でございますが、最初は40万の減額というところでしたが、補正額を124万1,000円とさせていただきますと思います。

節の28繰出金84万1,000円、こちらを新たに加えて、国保特別会計の繰出金の分でございます。

めくっていただいて、19ページ、民生費、社会福祉費の目3老人福祉費でございますが、こちらのほうを新たにこの項目を設けさせていただきました。348万3,000円を減額して2億3,234万7,000円とするもので、こちらのほうもやはり繰出金でございます。国民健康保険特別会計が285万7,000円、後期高齢者医療特別会計が62万6,000円、合わせまして348万3,000円でございますが、こちらのほうを減額させていただきたいと思います。

ページのほうを戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、こちらのほうの補正額を1億5,778万8,000円でしたが、これを1億5,346万4,000円に改めるものでございます。こちら歳入歳出のバランスもございますので、歳出のほうを訂正した分、こちら歳入のほうで訂正をさせていただいたものでございます。

そのほか、これらの訂正に伴いまして、各数字が変わっている部分は、最初にお配りいたしました表のとおりでございますので、そちらを含めて御確認いただければというふうに思っています。

今後、このようなことがないようにいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 以上、説明終わりました。

私から申し上げておきますけれども、今後はこのようなことのないように精査した上で議案は提出するようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（沓掛計三君） それでは、一般質問を行います。今回は8人の議員が一般質問を行い、終了後、散会といたします。

◎一般質問

○議長（沓掛計三君） 質問の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、論議を深めてください。また、一問一答方式の際は必ず議長の指名を受けてから発言してください。一括質疑方式については、さきの議会運営委員会において協議・検討された結果を踏まえ、1人の議員から複数の質問を出されている場合は、1項目ずつ質問、答弁を行っていただく方法により進めてまいりますので、御承知おきをお願いします。

なお、質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

それでは質問に入ります。

通告順に登壇を願います。

◇ 堀内富治君

○議長（沓掛計三君） 9番、堀内富治議員の登壇をお願いします。

堀内議員。

[9番 堀内富治君 登壇]

○9番（堀内富治君） おはようございます。

9番、堀内富治でございます。

きょうは2件につきまして質問をしてみたいと思います。村長、それから教育長並びに関係の課長の答弁をよろしくお願いを申し上げます。

きょうは全部ではありませんけれども、村の事業計画にも若干触れて申し上げてみたいというように思いますので、よろしくお願います。

まず、第1点は、青木村民の生活環境の状況と点検、あるいは整備、こういうようなこと

で進めてまいります。

私たちの生活基盤となっております道路、国道143号線が走っておるわけでございますけれども、県道、村道があります。特に、国道143号線は、青木峠新トンネルの開発等も見えてまいりましたが、非常に村も大きく変わろうというふうにしておるわけでございます。日ごろから利用されております県道、あるいは村道は、大変私たちの生活とは深い関係があるわけでありまして、最近ほとんど舗装になって立派に通行ができると、こういうよう状況ではないかというふうに考えております。

土砂崩れ、あるいは川の増水等によりまして、時期を問わず各地で災害が発生しておるわけでございますが、青木村の場合には災害がほとんどなく、大変ありがたいというふうに感じております。この辺の状況について、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の趣旨が道路に中心かと思えますけれども、生活するためには、あるいは少し移動するためには道路が不可欠なアクセスになるわけでありまして、幸いにいたしまして、青木村は大きく国道と主要地方道で丁字型に網ができておりますので、その整備をお願いしております。県でも国・県道のパトロール、あるいは信号の設置、あるいは歩道の整備等々していただいておりますし、時々県の建設事務所の皆さんも来てパトロールをしていただいておりますので、特に大きな問題なく青木村の道路網は整備されているというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） また、道路だけでなく、村内には沓掛川、あるいは浦野川、湯川、阿鳥川、それから田沢川というように1級河川もあるわけでございまして、今、内容をいろいろと検討してまいりますと、農業にとっては、いわゆる農業生産にとっては、大変重要な河川となっております。この点、河川の点検について、おわかりでしたらお願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道路に比べて河川のパトロールというのは、県ではなかなかやっただいておりませんが、私どもで点検をして、写真を添えて、この箇所を重点的に見てほしいということをやっております。特に、沓掛川につきましては、昨年度測量も始まりまして、私どものPRといいたいでしょうか、連絡はきいたなというふうに思っております。

それからまた、パトロールもモニターといいたいでしょうか、河川モニターの方もいっしょ

いますので、そういう担当、1級河川を中心にいたしまして、役場の職員も8名、担当委嘱されておりますので、そういうことを通して河川の維持、補修等のお願いはしてございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ちょっと検討してみますと、橋ですね、橋梁でございますけれども、これも94カ所あるというふうにお聞きをしておるわけでございます、大変こういう面から考えましても、青木村もいろいろやはり大変な地形を持っておるわなというふうにご考えておるわけでありませう。

全国的にそうでありますけれども、気象変化が激しく、常に災害を意識して生活をしなければならぬと、こういう状況ではないかというふうには感じておるわけでございます。

青木村としては、平成19年7月に洪水ハザードマップをつくりました。それから、26年10月には、土砂災害のハザードマップも作成をしました。非常に立派なものが出ておるわけでございますが、さあ災害となれば非常に私は大変な状況ではないかというふうにご考えておるところでございます。

これだけ時間をかけて立派なものを作成しましたけれども、この対応、あるいは対策等々について、最近の状況はどういうような進め方をしておるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 3つのハザードマップができて、一通りの必要とすべきものにつきましては、全戸に配布されたという状況でございます。地区によっては公民館に掲示していただいたりしておりますけれども、台風とか水害の際には、私どもそれを頭に置きながらパトロールをさせていただいております。

また、住宅建設につきましても、こういうことを、注意を喚起しながら、あるいは私のほうでアドバイスしながら、建設の準備等対応をさせていただいております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） しっかりと消防団等とも十分に話し合いながらお勧めをお願いしたというふうには思います。

それから学校関係、それから文化会館、それから風呂とか人の集まるところの建物の補修、あるいは建てかえ、あるいは耐震化、こういうようなことも村としては重要な課題だというふうには私に考えておるわけでございますが、これらのもののしっかりした対応がやっぱり必要だと思いますが、現状を考えておる内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の各施設につきましては、不特定多数の人が集まるところ、あるいは特定の人が常に集まるところでありますので、こういった耐震化、あるいは補修、長寿命化、大変大事なことだというふうに思っております。

耐震化につきましては、村が管理するものにつきましては、原則既に終わっております。その後の維持補修につきましては、今年度、公共施設長寿命化実施計画を策定する予定となっております。建築屋さんが入りました中で、緊急なもの、あるいは実施すべき時期等、修繕の内容等をこの中で策定していく予定でございます。

少し急ぐところが1つはございまして、くつろぎの湯が20年余を過ぎております、建設されてかですね。あそこは風呂ですから、御案内のとおり亜硫酸ガスがありますので、建物、あるいは管路につきましてはいい影響はないということで、少し水漏れがしたりしている箇所もございまして、くろつぎの湯につきましては、今調査をしております。緊急性を鑑みながら、年度内、もしくは来年の当初でお願いすることになるかというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） いろいろな施設があろうかというふうに私は思いますけれども、今建てかえを検討しておるような建物はございますか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 建てかえをすぐ必要とするというのは、今のところ、緊急性のあるものはございません。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それから、次は医療関係に入りたいと思いますけれども、この地域、上小関係全般に鑑みますと、佐久、あるいは松本、南信、北信と比べますと、非常に医療関係では恵まれた地域ではないというふうに私は考えております。

広域関係でいろいろと御配慮を賜りまして、上田のセンターが大変充実をしてきたということについては、地域の住民としては大変ありがたいことございまして、このことについては、もっと前向きにお願いをしてまいらなければいけないだろうというふうに思っておるわけでありまして。

そんなような面から考えまして、本当に、具体的にきょうは村長にお聞きをしたいと思っておりますけれども、青木の診療所、既に、これは何回もお聞きをしておるわけでありましてけれども、この診療所に対して大変私は期待をしておるわけでございます。村長と小川原先

生とはいろいろ細かなことまで話し合いができておるかというふうに私は思うわけでございますが、その辺の事情をできたら詳しくお伺いをしたいと。

それから、もう1点でございますけれども、青木の住民の方から、もう私は上田の病院にはかかりませんと、上田の病院へ行って青木の診療所を紹介してもらいましたと、これからずっと青木の診療所でお世話になりますと、こういうようなお話を聞いて大変私はうれしく思ったわけでございますけれども、非常に診療所自体も内容的に充実した診療所になっていくかなと、こういうふうにも推察をしておるわけでございます。大変前向きなお話だというふうに感謝をしておるわけでございます。

今、診療所については、ちょっと駐車場が少ない、向こうのほうが少しあいたというふうに私は感じておりますけれども、そんなこともあったり、交通のことがあったり、この辺で具体的に始まる前に、やはり診療所長に相談をされながら、いろいろな面で総合的にとにかくお話を進めていくことがベターだろうというふうに私は思いますが、その辺、いろいろとおわりの点がありましたら、お願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 診療所の跡継ぎの先生が決まり、既に4月からは原則午後5日間診察をしていただいております。数年前の心配事を考えると、本当に安堵しているところでございます。秀太郎先生は内科が御専門ということで、村民の多くの方々は内科が中心になりますので、そういう面でも大変専門医に来ていただいたということはありがたく思っております。

議会でも昨年度、今年度と、合計6,250万の基金を用意していただきましたので、これを使って先生、建物の改修、あるいは診察内容を充実するための機器の新規購入等々してくださいというお願いをしております。耐震化につきましては、問題ないということがわかりましたので、あとの改修につきまして、先生はいろいろ考えて、既に建築屋さんとお話を始めているというふうに承知しております。

それから、午前と午後、午前は辰雄先生が、午後は秀太郎先生だという役割分担もありますけれども、2人の中でいろいろ村民との関係、あるいは医療ニーズの関係を伝承しながら、2人でうまく連携をとりながら村民の医療活動に努めていただいているということは大変ありがたく思っておりますので、それと、もう一つ、今後どういうふうに改修し、たくさんのお客さんを受け入れるということで、こちらからも問いかけているんですが、辰雄先生は少し考えながらゆっくりやっていきたいと、こういうお考えでございますので、すぐ大きくし

でどうということではなくて、お二人の先生が話し合いながら今後展開していくというふう
に考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ちょっと想像ができないですけども、どういうふうに展開していく
かちょっとわかりませんが、私はああいう体制で診療ができるとするならば、非常に
上小管内でも素晴らしい先生がおったり、診療所になるかなど、こういうふうには推察をして
おるわけでありまして。そんな点から考えて、村長、ぜひ前向きに、こちらから働きかけて立
派な診療所が早く立派に稼働できるように、現在もやっていますけれども、さらに上に行く
ような、そういう配慮をやっていったほうがいいと思いますけれども、もう1回お願いした
いと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 秀太郎先生を長く青木にとどめておきたいということで、住宅の心配、
あるいは住宅建設用地とか、そういった面でもフォローをさせていただいております。秀太
郎先生の奥さんも循環器の先生でございますので、そういった先生の働く場も含めて大きく
今後展開していければなというふうに思っております。

少し、上田小県、あるいは筑北村関係に、もう少しPRしたらというふうに思っているん
ですが、医師会との関係があって、それもストレートにはいかないようでありまして、
たくさんの人に来てもらうような大きな内容にさせていただくよう今後も引き続いていろ
んな面をお願いをし、またサポートもさせていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、次に、上水道関係でございますけれども、先日5カ年計画
で実施をしました簡易水道総合整備事業、これが立派に完成をしたわけでありまして。

なお、さらに木戸の配水池、あるいは原池の水源にかかわる事業につきましても立派に完
成できたわけございまして、本当によかったなというような気持ちでいっぱいございま
す。

また、今始めておる仕事については、古い水道管の取りかえと、こういうようなものも予
算の中で出てまいりました。保守点検もまだまだ残っておるわけございまして、非常に水
道事業については大変だというふうには私は解釈をしておるわけございまして。もし、この辺、
いろいろと細かなことがおありでございましたら、現状の状況について、進捗状況等を含め
てお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） ただいまの上水道関係でございます。

現在、保守点検等につきましては、日ごろより職員が見回っているところでございます施設に関しては、定期的に業者に委託しまして、機器の点検、調整を実施しているところでございます。また、職員は常に毎日村内の巡回等をしまして、簡易なことは調整等実施しております。

なお、下水道、上下水も両方あわせてございますが、現在、公営企業会計の移行に向けまして、固定資産台帳等を整備しているところでございます。今後、改修等に向け、いろいろな老朽的なものもございますけれども、2年後、平成32年までにはいろいろな固定資産台帳を整備し、今後、その状況を踏まえながら計画的な老朽管対策、また修繕等、計画をしたいという状況でございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 点検の内容については了解しましたけれども、大体何年ぐらいかかりますか、おわかりですか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） それにつきましても、固定資産台帳を整備しないとなかなか出ないところでございますが、今年度の予算でも、老朽箇所ということで本管の整備を予定しておりますが、それにつきましても、2,000円強かかる費用ということととこととでございます。

そういうことを鑑みますと、村内全域のものを順次更新していくということは、かなりの費用がかかるということ算定されますので、やはり寿命的なことも考えますと、これは何年で終了ということではなく、いかに効率的にやるかということを考えまして、何年に終わるのではなくて、継続的なものが半永久的に続くのではないかと考えております。

やはり村の財政状況を考えますと、一気な投資はできないものですから、優先的にいろいろ考慮しながら、これからも進めさせていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 大変御苦労なことでございますけれども、しっかりと頑張っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、一般会計の中で、民生費の動向でございます。

既に承知しているところがございますけれども、平成26年、7年、8年、それから9年、30年ということになっておりますが、29年はこれから整理をするところがございますけれども、ほとんど予算、決算関係、ほぼ6億7,000万、あるいは7億というようなことに一応なっておりますけれども、大きな変化はないというふうに考えております。

非常にこれから老人もふえてまいります。そういうようなことからいろいろ考えてまいりましても、こういうような予算ではちょっと将来的に大変かなという感じを持っておるわけでございますけれども、将来的にどんなようなお考えであるかお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） これから高齢者がふえていくということになりますと、当然民生費もふえていく、それから子供たちにも手厚くなるべくしていきたいということになれば、こういった予算というのはずっと支障になってくると思います。人数のほう、少ない、多いの差は今後出てくるかと思っておりますけれども、一番いろいろ新聞のデータなんか見ましても、一番こういった介護とか、福祉とか、そういうところの住民の要望というのは一番強いわけでありますので、今後は公共施設とともに、民生費の予算の確保というのは大変重要になってくるといふふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ちょうど少子・高齢化というような中で、非常にこういう金の確保ということも大変だろうというふうに私は思いますけれども、どうか工夫をされながらしっかりと確保して、しっかりと仕事ができるような、そういう体制づくりをお願いしておきたいというふうに考えております。

民生費の執行の割合を見ると、大体22%、24%というようなウエートを占めておるわけでありまして、この辺の問題も状況を考えながらいろいろと進めていただきたいというふうに要望を申し上げておきたいと思っております。

それから、ちょっと話は変わりますけれども、沓掛教育長さんにお伺いをしたいと思っております。

教育における働き方改革、それから部活の進め方、この2点についてお伺いをしたいと思います。今の少子化の影響の中で、中学校の部活の維持、継続というものは非常に難しくなってきたというふうにお伺いしておるわけでございます。生徒からしてみますと、本当に好きな部活もできないと、こういうような寂しさがあるというふうにお伺いしております。今後、こういうような状況が続くものだというふうに私は考えております。

ども、県内、あるいは上小管内の状況だとか、青木中学校としての進め方、こういうようなものについて、どんなようにお考えかお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議員がおっしゃるように、今、少子化が進んできておりまして、青木中学校もその部活動の存続というのは大きな課題なんです、実は長野県全体としても、たとえ大きな中学校であっても、例えば野球部の存続が危うくなっていると、そういう状況が出てまいりますので、今、県として考えていっているということは、連合して1つの部活をつくっていかうという動き今検討されているところであります。

青木も、実はこの前の土日に中体連の大会が終わったところで、全て参加して、それぞれ1勝を上げたりして本当に活躍してくれたんですが、今後、具体的に言うと、野球部の存続が危うくなっているというのが喫緊の課題でありまして、他の学校と連合チームを組んで活動していくということが、これから考えていかなければならない方向かなと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 若干重複するかもしれませんが、働き方改革の中でいろいろと話題となっておりますのは、先生方の部活の長時間勤務、こういうことがしっかりと行われておるわけでございますけれども、県内でも複数の学校が合同で部活を進めておる、こういう状況であります。顧問の人数を減らしながら効率的な学校運営を進めていくと、こういうようなことになっておるようでございます。この辺の実態について、先生方の対応、あるいは確保対策も含めてお伺いをしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 部活動の外部指導者の関係なんですけれども、中学校の剣道部の指導を外部指導者に委嘱できるかどうか、実は今検討を進めているところであります。剣道部というのは、これまでも外部の先生方に指導をお願いしておりまして、一昨年は上小体育会の団体で準優勝するなど成果を上げております。そこで、正式に外部指導者として依頼をして、引率とか部活動の管理運営等をお任せするようになりたいというふうに考えているところであります。

指導者の方からは、引率を任せただけは大変ありがたいという意見をいただいています。ただし、そうなると、指導者研修会を必ず受講するですとか、スポーツ活動指針にのっとった指導を行うことなど幾つかの規定がありますので、きめ細かな調整がこれからは必要になってくるというふうに思っています。

今後、子供たちにとっても、それから指導者にとっても、あるいは中学校の先生方にとっても、導入の成果が上がるような体制づくりを考えていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） いろいろと課題が多いようでございますけれども、県としても、支援のできる場所は支援をしていくということでございますから、非常に私は30人学級というような面から考えましても、将来的にも非常に大変ではないかというふうに考えておるわけでございます。この辺の動向、30人学級も含めてお伺いできたらと思っております。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、中学校で言いますと、3年生、2年生が1学級、1年生が2学級です。小学校を見ますと、6年、5年が2学級なので、これから来年、再来年となるにつれて、青木中学校は全て2学級の学校になるので、ここ2年はエネルギーがあふれているかなと思うんですが、実はそれ以降は全て単級になってしまうという、今の数字で言うところのことになりますので、3年後、4年後に向けた調整、研究は進めていかなければいけないというふうに考えておまして、今お話しした剣道部以外にも、例えば吹奏楽では大変活発な地域の活動もありますし、専門性の高い地域の方もおられるので、今のよう外部指導者をお願いするという方法を今後さらに広めていく必要があるのではないかという、そういう考えでもおります。

以上であります。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、第2点目でありますけれども、認知症対策でございます。

私も、とにかく大変でございます。しっかりと頑張りたいと思っておりますが、認知症につきましては、いろいろと本が出たり、それから説明書が出ておるわけでございますが、認知機能の障害であると、こういうふうに言い切っておるわけでございます。いわゆる高齢者の加齢により増加をしていくというふうにも言われておるわけでございます。いろいろ考えますと、緊急の課題ではないかというふうにも私は考えておるわけであります。ある文献や、それから学者のデータによれば、団塊の世代の人たちが75歳に達する、この時期が一番大変ではないかと、こういうようなことでございます。いわゆる、あと6年、7年と、こういうような時期に入るかと思っておりますけれども、かなりの方がそういうような症状を発症してくるというふうにも言われておるわけでございます。65以上の5人に1人はというふうにも言われておりますけれども、いろいろ勉強してみますと、もっとひどくなる可能性もあるではないかという

ふうにも思うわけでございます。いろいろな面で村としてもしっかりと対策を考えていく必要があるだろうというふうに考えておるところでございます。

大変重要なことでございますが、村長にお伺いをしたいと思っております。特に、この件について、お考えでありますことは、どんなことであるかお伺いをしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 認知症は単なる物忘れとは違って、一定の今の議員の御質問の中にもありましたように、病気であるというふうに承知をしております。したがって、早期発見をして、早期受検をして診断していただいて、早期に治療すればおくらせたり、その発症を食い止めたりということもできるようであります。

私も社会福祉協議会でお世話になったときに、こういった勉強会を2年間かけて上田の中澤先生をお呼びしまして各地区で巡回していただきました。これは本人のことも大事でありますし、もう一方は、家族のこともやはりケアとして大事だろうと、それから、その子供たちの年代にも正しい認知症についても勉強していただいて、認知症になった家族の付き合い方も大事だと、こんなふうに思っております。

いろいろ病気によっては薬も出てきたと、おくらせればいいということと、いろいろ本を読んでみたり、いろいろな先生に聞くと、日常生活を規則正しくすることによって発症をおくらせたりすることもできるということでもありますので、予防につきましても、村としても、こういった予備群にならないようなことを日常の生活の中でかかわっていくような、そういった勉強会等をしてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） いろいろと対応されるのは保健師かもしれませんが、非常に私は大変な業務かなというふうに私は思っておるわけであります。なるものはしょうがないさというふうに考えればそれまでのことでございますけれども、いかに村民が発症する数を減らしていくか、これは重要なポイントであろうというふうに私は考えております。このことに対する、いわゆる、いろいろと対策を進めておるかと思いますが、特に、どんな点があるのかわかりましたらお伺いをしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど言いましたように、認知症の対策といたしましては、早期の診断、家族の支援、啓発、この三本柱かというふうに思っております。

1点目、家族の支援につきましては、月1回介護者の集いをいたしまして、学習会をした

り、同志との交流をしていただくと。それから普及啓発についてでありますけれども、能力アップ教室を4回コースで進めております。これもしばらく前からやっております、参加者が少なく、もっと村民の人が参加をしていただければなど、こんなふうにも思います。

それから、認知症のサポーター養成講座を開催しております、それぞれ40人、30人の方々がこれを勉強していただいております。

それから、地域支え合いの、中挾でも一生懸命やっておりますけれども、こういった支え合いの会に認知症の講演会もさせていただいておりますし、最近になりましたは、昨年度からは、ずくだせ寄り合い出前講座、こういうことも開催をして、頭の体操、心の体操、そういったことをさせていただいております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 青木村としての発症状況はどのように考えるか、細かいことは結構でございますが、おわかりでしたら。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国のデータによりますと、約19%かなというふうに言われておりますけれども、私どもが村内で承知しておりますのは、介護保険の認定者、300人を超える人数でございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先日ちょっとラポートあおきの奈良本施設長とお話ししました。2週間前くらいでございますけれども、いろいろとやっぱり、彼は彼なりの悩みがありまして、その1つに、やっぱり認知症の対応がございました。現状、青木村のここの施設の認知症の状況はどうだよと、こういう話をしましたところ、お年寄りでここに入院されている皆さんの85%くらいはそういう状態でございますよと、こんなお話をいただいたわけでございますけれども、そんなになるかや、こんなことでびっくりして帰ってきたわけでございます。早期発見ということがと大変重要な事項だというふうに私は考えております。

上田市は広報に、私持っていますけれども、認知症の方が安心して暮らせるまち上田と、こういうようなものもありますし、それから本屋にもそろえてありますし、内容を考えると大変な状況だなというふうにも思うわけでございますけれども、これからしっかりと、それぞれが勉強していかなければいけないというふうにも考えておるところでございます。

自分の家において介護をしてもらう人と、それから、また施設に入って介護をしてもらう人と、こういうような皆さんの介護の仕方も違って来るわけでございますが、こういう点から

考えて、問題のないような介護はしっかりと今できておるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

レポートのほうでございますが、こちらのほう、施設のほうに入所されている方が、失礼しました。認知症の方、レポートのほうではなくて介護保険認定者でございますが、こちらが317人ございます。このうち申請理由が認知症ということの方が67人ございます。全体の5分の1ということでございますが、こちらについて、レポートのほうで入所される方、それからグループホームのほうで共同生活をされる方それぞれございますが、グループホームのほうにつきましては、9人、現在おりますが、全員が認知症の方でございます。それぞれ、そういうような形で対応しておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 問題がなければいいわけでございますけれども、とにかく今職員もいないというような状況でございます、外国人を雇って介護をこれから進めていくというような状況もお伺いをしたわけでございますけれども、どうか高齢化した皆さんだけでなく、こういう面の介護についてもしっかりと対応ができるような、そういうような配置をお願いしておきたいと。これは村としてやるわけではございませんけれども、レポートとして進めていく事項でございますけれども、いろいろと御指導をお願いしておきたいというふうに考えております。

青木村では、施設としてレポートあおきに併設して建築してあります高齢者生活福祉センターでございますが、今、これは青木村の所有でございますけれども、20人が入所しておるようでございます。13部屋ございまして、20人が今入所しておるようでございます。非常に評判がよいわけございまして、ここにいれば安心してとにかく生活ができると、ありがたいと、こういうふうに老人の御夫婦、あるいはまた、1人で生活できないような皆さん、一緒に入所されておるわけでございますけれども、大変評判がいいわけでございます。

それから、もう一つは、高齢者の独居化、1人でとにかく高齢者の皆さんが住居を構えておると、住んでおると、こういう皆さんがふえております。非常にふえる傾向にあるようでございます。

そういう面からして、前段で申し上げました高齢者生活福祉センター、こういうような施設の建設ということについては前向きにできないものかどうか、非常に財政上の問題もあり

まして、そう簡単にはというわけだと思いますが、その辺の村長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の高齢者の独居とか、そういうところには地域包括支援センターが中心になりまして、今支援をさせていただいているところでございます。高齢者福祉センターもほぼ満員に近い状況でありますし、1人でお住まいもできますし、御夫婦でもできるという大変そういった需要に見合った内容であります。今後必要性といたしまして、そういうものが出てきましたら、前向きに考えていきたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そういう時代になりましたので、村長、ぜひひとつ前向きに考えていただきたいというふうに期待をしております。よろしく申し上げます。

次に、先ほども村長ちょっと触れましたけれども、各地域における支え合い事業ですね、支え合いの活動でございますけれども、私もこれは、まずさっきかかわった経過があるわけでございますけれども、今、各地区の組織の強化ということは大変重要な事項だというふうに私は考えております。

私もたまに出席はして、いろいろとお話を聞いておるわけでございますけれども、もう支える若い人たちが入ってこない。みんなとにかく集まっている皆さんは、支えてもらわなければいけない皆さんが支えてあつたと、こういう状況でございます。もっとやはり皆さんの力をここにとにかくぶつけてみたらどうだというふうに私は何回も申し上げたことがあるんですけれども、今、そういう状態でございます。三澤会長ともいろいろと話しておるわけでございますが、どうか区ごとに、部落ごとに、そういう指導をしながら地域単位でしっかりと、とにかく支え合い事業を進めていくということが非常に重要ではないかと、やってみれやと、こういう提案も何回かしておるわけでございます。

非常に若い力が今不足しているというような状況でありますので、村としても施設に突っ込むもいだろうけれども、そういう皆さんを上手に使うことをいろいろととにかく提案をし、御指導を賜りたいというふうに考えております。その辺はどうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 地域支え合い事業、これは中挟区が率先してつくっていただきました。その後、9地区、村松内地区ですから、8.3という計算になるかもしれませんが、本当に大部分の地区でできて、ありがたく思っています。

各地区につくりたいということで、三澤社協の会長も、それぞれの地区と取り組みを今始めておりますけれども、地域支え合いということではなくて、その地区で必要なものを今できていないところは、だけに限定してやる方法もあるねというようなことも地元と話し合いながら、この組織化に努めております。

それぞれ各地区の活動には違いがありまして、特定のことに熱心なこと、全体について熱心なところ等々あるわけがございますけれども、その地区ならではの行動、あるいは組織の活動につきましては、支援してまいりたいというふうに思っております。

全体会議をいたしまして、各地区がやっていることの紹介などありまして、自分の地区でも取り入れたいとか、資料が欲しいとか、そんな交流もしながら、全体のアップを図っているところがございます。

なかなか、例えば移動手段に車を出してというのがあるんですけども、なかなか使ってくれない。よく聞くと、遠慮があったり、そんなこともあるようでありますけれども、もっともこれを使うほうも活用してもらいたいというふうに思います。

若い人の参入がなかなかないというのは、どこの地区でも、それから、ほかの組織でも同じで残念ながらございますけれども、自分のことであると、あるいは自分の親のことであるというようなことから、お願いをしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、地域支え合い事業を、この村の1つの大きな事業として推進すべく、私もなりに応援をしてまいりたい、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 内容をいろいろと分析してみると、居宅介護がいいか、それから施設介護がいいか、非常にいろいろと課題の多いところがございますけれども、とにかく小川原先生なんかは、基本的に居宅介護だよというふうに言いますけれども、なかなかそういう点では居宅介護に変わっていかない。どうしても、ちょっと困ればすぐ施設に突っ込んでしまう、こういうような介護方式なものですから、私はぜひこういう組織の皆さんと相談をしながら、できるだけ近所で介護ができる、そういうやっぱり介護体制というものが必要ではないかというふうに考えておるわけであります。

いろいろとお願いを申し上げたわけですが、どうか安心して生活のできる体制づくりをしっかりとこれから考えていく必要があるだろうというように私は肝に銘じておるところでございます。

いろいろと申し上げたわけですが、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員の一般質問は終了しました。

◇ 小 林 和 雄 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、8番、小林和雄員の登壇を願います。

小林議員。

〔8番 小林和雄君 登壇〕

○8番（小林和雄君） 8番、小林和雄です。

青木村の6次産業について質問いたします。

6次産業の活性化については、どうしたらよいかということの関係で質問いたします。

6次産業とは、皆さん御承知かと思いますが、東京大学の今村奈良臣名誉教授が提唱した造語で、農林業の1次産業と製造業の2次産業と小売業の3次産業を組み合わせ、約20年ぐらい前から言われるようになりました。新しい経営形態をつくり、農業を続けながら利益を上げ、それぞれの都市等の資源を有効に活用することで、地域活性化にもつながると期待されてきました。

第1次産業である農林水産業が農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造、販売、また地域資源を生かしたサービスなど、2次産業や3次産業まで踏み込むことであります。要するに、1つの地域で生産、加工、販売まで一貫して行うことであります。第1次産業の生産プラス、第2次産業の加工プラス、第3次産業の販売イコール6次産業という意味になります。

農林漁業の日本の6次産業化の市場規模は、従業者数は平成27年度で加工直売の売り上げが2兆1,000億円で、農業関連が1兆9,000億円、漁業関連が2,000億円で、従業者数は41万4,000人で、そのうち農業関連が39万人、漁業関連が2万4,000人となっております。

そこでお伺いしますが、青木村でも多くの人たちが6次産業に取り組んでいますが、6次産業と言われる生産、加工、販売まで手がけている事業者は、村で把握しているのはどのくらいか。また、どのような事業内容かお伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 6次産業の村の現状についてでありますけれども、加工組合のみかえり漬、梅まんじゅうなど、田中紀子さんのトマトジュース、トマトケチャップ、青木村NIき

たい会の杜仲茶、杜仲そば、よしもとヤーコンシロップ等々、はばっくらファーマーズのえごま油、あい・友の赤ちゃんにんにく、あるいはこの商品、やってみる会の乾燥野菜パウダー等々、エージーファームのジャンボにんにくなどのにんにくの加工食品、それからファンキーシャトーのワイン、小林冷食の冷凍食品、それから養蜂も、これ入るだろうというふう
に思っております。それからタチアカネ関連ではたくさんやっておりますし、前の地域起こし協力隊の小林君の玄米などもこれに入るかというふうに思っています。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 今お聞きしますと、相当数の6次産業化の1つだというふうにはいるわけでございます。

次に、農林水産省も6次産業化を推進していますが、農業の6次産業化は、市場で販売されている商品は、原材料から加工されて販売に至るまでの間に幾つかの中間業者が入っています。この加工や直売を自分たちで行うことにより、そこにかかるコストを削減することができますが、しかし、自分の家族、親族だけで運営するのではなく、従業者を雇用した上での経営が必要になります。農業だけをやっていればいいというわけにはいかず、農産物と商品の品質管理や工場での製造や販売などに努めてくれる人材が必要になっていきます。また、雇用や店舗等も用意すれば、経営資金や設備投資費用などで多額の出資金が必要になってきます。このほかに、宣伝に必要な広告費などもかかっています。そのほか衛生面でも以前よりずっと厳格な管理が求められています。

例えば、2012年夏には浅漬けによる腸管出血性大腸菌食中毒事件が起きています。昔の漬物は高塩分、しかも乳酸発酵させて病原性微生物を制御していたのですが、最近の浅漬けは、菜をさっと薄い部分の調味液につけるだけで、菌の制御が漬けるという行為ではできない、そのことを理解して、病原性微生物をしっかり除去しなかったため、こういった事件が起きたようであります。

さらに、菌が繁殖しないように、要冷蔵の表示をしっかりとつける、パッケージも必要で、真空パックしただけでは安全でないことの周知が必要です。こういった衛生食品管理の知識を農家の人たちが学んでいかなければなりません。このように、6次産業として続けるには多くのハードルがあります。

青木村でやられている6次産業の事業者も、多くの課題を抱えながら進められてきていると思います。村長は村でもできるだけ6次産業支援をしようと言ってきましたが、具体的には今までどのような支援をしているのかお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今までの村の支援についてでありますけれども、これからやりたいという方々への情報の提供でありますとか、商品化、あるいはパッケージ化のデザインを県の機関等へ一緒に行ったり、紹介をしたりと、それから機器等の一部の補助、それから道の駅、あるいは銀座NAGANO、あるいは村内外のイベントでの販売の場所の提供や促進、パンフレットの作成、それから加工組合には新規製品開発の補助をしております。

それから、ワインと赤ちゃんにんにくには国からの補助をもらった際の自主補給も一部させていただいております。

なお、6次産業フロンティア支援金、この要綱をつくりまして、村単独でありますけれどもも地域の農産物を活用した加工品の開発に対しまして、限度額30万円でございますけれども、補助をしております。最近では第1回のナチュラルフード・新レシピ発掘オーディションというのがありまして、これは東京の大会で100を超える中から青木村の平林さんが優勝したわけでありまして、これも青木村の食材を使ってやっておりますので、こういった支援をしております。

それで、この6次産業というのは、国を挙げて今やっておりますけれども、私はいろいろデータを見たりしておりますけれども、成功したというのはほんの一例だろうというふうに思っております。一握りだろうというふうに思っております、青木村の皆さんは、そういう中で大変活躍しているというふうに思っております。

6次産業がうまくいかない例というのを勉強しますと、どうしてもゴールを、物をつくって終わりということではなくて、これを収益化して、持続化して、事業化していくということが大変だろうというふうに思っております、青木村の皆さんにもそういった面での支援が必要だというふうに思います。

この6次産業のメリットとしては、収入の安定化でありますとか、作物のブランド化とか、中間搾取をなくしまして、直売するというようなメリットもあるわけでありまして。もう一方では雇用の をしております。デメリットとして、法人化が不可欠であるということと、多額の資金が必要だということが言われております。村としても、これは道の駅もできましたことでもありますし、これは村の農業を支える面でも大変重要だというふうに思っております、今後も推進、応援をしてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 今、村長から概要言われたんですけれども、その補助内容として具体

的にどんなような、例えばどういうことについて何%とか、その上限がどのくらいとか、内容について、それから、いろいろな作物によって違うのか、その辺はどのようなふうになっているわけですか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 6次産業のフロンティア支援金ということ、フロンティア支援事業の補助金ということで村では進めてございます。これにつきましては、地域の農産物を活用した加工品等を開発し、また加工施設等を整備する場合に要する経費に対し定額、限度額30万円を補助するものでございます。やはり乾燥野菜、また、例えばジャンボにんにくの関係、また、パウダーのアイス化等の関係で利用していただいているところがございますが、交付対象者ということですが、農業生産法人、または集落営農組織等の地域営農団体等々でございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 規模とすれば相当小さい規模であると思いますが、例えば、上田市のところでいろいろお聞きしたんですけれども、上田市では、上田市6次産業化等に関する戦略ということで、上田市農産物マーケティング推進室が農林部にありまして、農林水産事業者の所得の確保及び農業経営の持続的かつ健全な発展を目指し、農林水産業の6次産業の取り組みを推進しています。

平成29年10月から平成34年9月までの5年間で、6次産業化を手段として、生産、加工、流通、販売も含めてですが、の一体化にある農畜産林新産物の付加価値の拡大、農産品の地域資源を活用した新産業の創出、農林水産業と2次、3次産業との連携、融合による地域ビジネスの発展、2次、3次産業者による農林水産業への参入、若手農家や新規就農者が夢や誇りを持って持続的に営農ができることや、荒廃農地の解消による第1次産業の再生などを目的としても、なし遂げていくためとのことであります。そういう戦略を策定しております。

補助対象事業としては、商工部の商工課で担当しているそうですが、内容については、地域資源型6次産業、農商工連携型、異業種連携型の3種類ありまして、それぞれ開発改良費、販売開拓費、知的財産権登録取得費等に分かれております。

開発改良費では、専門家や各種コンサルタントの指導を得るための費用、1回につき、県外の方は7万円、県内では、市外の方は1万5,000円、市内の方は8,000円で、旅費、宿泊等は別途積算してもよいということであります。開発改良する商品等の試作等の直接材料費

等、非常に細かく算定できるようになっております。

また、販路開拓費では、展示等出店費、具体的商談のために必要な交通費、宿泊費、広告宣伝のためのホームページやSNSの構築経費、メディア掲載に関する費用等であります。

知的財産権等取得費では、商標権等地域財産を取得するために要する経費で、具体的には知的財産権等登録手数料や弁理士への報酬等が該当するとのことです。補助率は補助対象経費の3分の2で、補助額の上限は400万円とのことであります。同一事業について、3年度を限度に補助金の交付を受けられるそうであります。ですから、1,200万円まで補助を受けられるということであります。

青木村でも6次産業事業者に対して補助金交付要綱等を策定し、積極的に事業者を支援したらどうかというふうに思います。

上田市では、国・県で補助対象にならないような事業でも、市単独で補助があるから気軽に相談してほしいというのをパンフレットにも載っていますね、上田市では。そういうように、青木村でも補助要綱をつくって積極的に6次産業者に支援したらどうかというふうに思いますが、どうですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど課長が答弁しましたように、村でも6次産業フロンティア支援金の要綱はあるわけですが、答弁申し上げましたように、アッパーが30万円でありまして、今の額とは違ってまいります。

私は、民間がやるということは大変大事なことでありますので、私どもも気楽に相談してくださいという姿勢を持っております。とても30万では足りないよというようなことが出てくれば、また個別に相談に乗りたいというふうに思います。

農業の今課題というのはいろいろあるわけでありまして、例えば、赤ちゃんにんじくも恐らく額ははっきりしませんけれども、数千万円国から借りているわけでありまして、これもわずかな利子補給だけであります。それからファンキーシャトーのワインも相当の額は承知しておりませんが、多額な投資をしておりますけれども、利子補給わずかしか出していないわけでありまして。

民間が村のいわゆる予算的に頼らずやってくれるというのはありがたく思っておりますので、個別に相談していただければ、要綱はこういうことでもありますけれども、応援させていただきたいと思っております。

ただ、先ほどの答弁で申し上げましたように、6次産業で大規模にやるというのは相当覚

悟がいることでありますし、相当素人がと言ったら失礼ですけども、少しやりながら大きくしていくというのが、今一番的確な方法かなというふうに思っております。

アッパーは30万でありますけれども、また個別に相談に、そういうものがあれば乗らせていただきたい、そういうことを期待したいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 次の質問に移りますが、全国で6次産業が一番盛んなのは長野県で、6次産業化事業者数は、長野県が1位で4,620事業体、2位が北海道で3,440事業体、3位が静岡県で2,520事業体です。長野県の6次産業従事者も多く2万8,000人もの人が働いています。人口の約1%以上の人々が6次産業化に取り組んでいます。

長野県のしあわせ信州6次産業化では、総合化事業で会員登録制、これは無料ですが、1次、2次、3次、それぞれの事業、産業の連携を促し、6次産業化という新たなビジネスの創出を支援するコミュニティーのマッチングバンクというものがあります。会員になれば登録者の概要、事業内容等を掲載した情報ページが作成されるほか、会員専用のフォーラムで農業者はもちろん、6次産業化を目指す異業種の方々や専門家との意見交換が行われるとのことです。

このマッチングバンクの内容は、少量のレトルト化でも専門に扱ってくれたり、レシピ開発を協力したり、ラベルやホームページを専門に扱ったり、加工品の分析、解析をしてもらったり等の6次産業化のビジネスの創出を支援する共同体であります。

どのような組織が会員になっているかというと、多種多様でありまして、一般の6次産業事業者から県内でも規模の大きい株式会社まであります。そのほか、県内ではJA長野中央会、この中に単協の組合など等も別にまた加盟しているところもあります。自治体では、箕輪町役場産業振興課、産業振興課でこの加盟しております。それから、森林組合、南信州地域振興、これは今までの下伊那地方事務所が南信州地域振興局になったわけですが、それから諏訪地方事務所、諏訪地域振興局等も加入しております。

また、信州6次産業化推進協議会も設立されておまして、長野県の強みである多様な農林水産物、高い技術力、豊かな自然環境等の地域資源について、1次産業の担い手までである、農村漁業者等が製造業、小売業等の2次産業、3次産業、さまざまな事業者等と連携しながらその価値を高め、消費者、事業者に提供する6次産業化の取り組みを推進し、地域での雇用創出と取得向上等により、地域活性化を図ることを目的として設立されました。また、この協議会設立当時、協議会の業務を円滑に推進するため、県内各地、地域振興局に地域6次

産業化推進協議会を設置し、地域に密着した事業サポートを行っております。

今までの長野県の地方事務所、ここでは上小地方事務所ではありますが、上田地域振興局になりましたが、ここで対応しております。青木の事業者も、1次、2次、3次、それぞれの産業を連携して進めることができますので、もっと発展させることができるというふうに思いますので、加入を進めたらどうかというふうにお伺いします。加入状況等については、どんなような状況ですか、お伺いします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） ただいまの質問でございますが、やはり信州6次産業化事業の会員登録という関係かというふうに考えております。

6次産業化の推進は、農林業者が、議員さんおっしゃられましたように、加工、製造、販売や、観光分野に主体性を持って組織を連携、所得の増で図ることというふうに認識しております。その中で、今回加入ということでございますが、やはり青木村事業者も、そんな点につきましては、もっと発展的な考えを持ちますと、会員登録を進めることが必要かなというふうにはにといに考えております。

今お話の中でほかの市町村でも何か加入をされているということでございますが、青木村はやはり先ほど申しましたように、6次産業化を進めている各事業所が、かなり数がふえてきておりますので、まずは、その皆さんにぜひもう少し頑張ってくださいまして、そのような加入などにつきましても、少し研究をさせていただければなと思っております。

今後、6次産業は、やはり青木村にとっても大事な産業でございますので、青木村もまた、農業の清水マネージャーもおりますので、そういうことを連携とりながらいろいろ検討させていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） まずは、今の話のように、青木村建設産業課として、マッチングバンクに登録したらどうかというように、花見課長もそういう、これから考えていきたいということですが、そんなことを、どうですか、これから積極的に村の6次産業化の皆さんに働きかけるにはそのほうが良いと思っております。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） やはり主体的に、今議員さんがおっしゃられたように、村の行政サイドで6次産業化につきまして、どのようなものができるかということがまだ行政だけでは白紙の状況、状態でございますので、まずはやはり、今村民の

皆さんがいろいろ推進をしている6次産業化についても、一番かなというふうに考えております。

村としましても、先導的な役割も含めると、必要性も考えられますので、それにつきましては、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） それでは、次に、6次産業化法で設けられている認定制度に沿って、総合化事業計画を作成し、農林水産大臣に申請認定を受けた事業者を総合化事業計画認定事業者と言っています。この認定事業者となった場合、信州6次産業化プランナーによるサポートが無料で受けられたり、構想段階から認定まで計画策定を支援したり、認定を受けた農林漁業者に対しては、計画に基づく事業の実施期間にわたり、信州6次産業化プランナーが課題解決に向けフォローアップします。認定要件もありますが、農林業生産物等及び新商品の売上高が計画期間の5年間で5%以上増加すること。また、農林業及び関連事業の所得が事業開始時から終了時まで向上し、終了年度までに黒字となること等がありますが、計画期間が終了し、認定要件を満たすことができなかった場合でも、ペナルティー等は実際にはないようであります。

上小管内の認定事業者を紹介しますと、まず、上田市では株式会社信州せいしゅん村、これは武石地区ですが、内容については、農家レストランによる職業法人やまぶどうを利用した地域活性化事業です。それから農事組合法人ずくだせ農場では、内容は信州上田の在来種大豆、上田こうじいらずを活用したずくだせ農場6次産業化計画で農薬や殺虫剤を使わずに、上田こうじいらずを栽培しており、昨年は約7,000坪、ことしは1万5,000坪を目指しているそうです。その大豆をもとに、信州みそ桃太郎や豆乳チーズケーキ、豆乳ジェラートなどをつくり、販売して、6次産業を図っております。また、大豆を使ったピザやタローポークなどで地産地消レストランを営業し、地域の農家と連携を図りながら事業を進めております。

それから、特定非営利活動法人の和遊学舎で、事業内容は、桑の栽培と養蚕を一貫した地域ブランド、上田紬の製造と販売事業です。東御市では、株式会社秀果園で、ここでは国内、海外の富裕層を満足させられるブドウ加工品の新商品開発販売事業です。

次に、株式会社ワイナリーで、事業内容は香りの高いアロマティック新品種ブドウを利用した新商品の開発、販売による地域ブランド化事業です。

次に、日本ワイン農業研究所株式会社で、長野県産ブドウを活用した長野ワインのブランド化を施行するワイナリー事業です。

次に、株式会社永井農場では、自社生乳を用いた乳製品の新ブランド確立と肥料の自給化です。また、はすみふぁーむでも、ワイン特区を利用して栽培したワイン用ブドウの新商品開発と農家レストランで新規事業展開をしております。東御市では、ワインの認定事業者が多いようであります。

続いて、名川町でもありまして、名川町では、農事組合法人、信濃霧山ダッタンそば新商品開発事業では、その名前のおり、信濃霧山ダッタンそばの新製品の開発等であります。

次に、有限会社鷹山ファミリー牧場では、標高1,350メートルで生産する信州鷹山、鷹山って名川町にある鳥の名前の鷹の字で鷹山さん、天空の農産物加工品のブランド化事業です。

このように、認定事業者になると、さまざまな有利な特典が多くあります。村としても積極的に支援したらどうかというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました信州6次産業化推進協議会の総合事業計画の認定者、東信地区では代表されるようなさまざまな、御質問の中にありましたような製品をつくっている団体が認定されております。

冒頭、私のほうから、最初の質問の中で、青木村の6次産業者の現状について答弁させていただきましたけれども、これと負けず劣らないような立派な事業を、少し小ぶりなところもありますけれども、やっている団体もたくさんありますので、こういうことを、認定制度があつてこういうようなメリットがありますよと、さあ、それでいかがいたしますかというように、これらの方々と少し話し合ってみたいというふうに思います。

それで、事務的にこの計画書をつくるのは、あの方々は大変な方もいらっしゃると思いますので、そういうことが必要ならば、私どもでお手伝いいたしますし、さらに補強しなければならないような状況があれば、事業的に補強ですね、そういった場合、お手伝いさせていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、PRする場としては大変効果のあるというふうに私どもも思っておりますので、そういう面で検討を、調整をさせていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 今、村長話されましたように、この認定事業者になりますと、これは少し前の事業者であります。現在もっとあるかと思っております。非常に組織というか、事業体としては有利な事業体になって、また、県内、国内でもいろいろ宣伝もできますので、ぜひそのようにお願いしたいと思っております。

次に、日本政策金融公庫の6次産業についての活動調査。これ法人148、個人が17の活動調査結果について報告があり、6次産業化に取り組んだメリットとして、所得の向上を上げた回答者が74.5%、農産物の生産拡大を上げた回答者50%おり、6次産業化が半数以上の回答者が経営改善に直接的に寄与していることが示されました。事例調査においても、直接販売が利益向上につながっているとの声が多かったとのこと。小売業を通さず、直接販売することのメリットは、流通経費を抑えられることでもあります、価格主導権を握れることが大きい。消費者の低価格志向を反映して、小売業者のバイヤーとの価格交渉も厳しいものがあり、価格交渉に苦勞した経験を持っている方も多いということから、生産者のこだわりを付加価値として販売価格に反映できる直接販売は、販売価格など苦勞が多いが、魅力的な販売方法というということでした。

また、加工直接販売等が軌道に乗るにつれて、本業である農業生産部門の生産量を拡大したとの声も聞かれた、社員のやりがいの向上を上げた回答者は28.5%あり、事例調査においても、今までは直接顧客と接することがなかったが、6次産業化において、直接顧客の押し方という声を聞くようになり、やりがいを感じるようになったとの声が、直売所によって生まれて初めての現金収入を得た農家の主婦は、それが生きがいとなっているとの声も聞かれたようであります。

6次産業化に取り組んだメリットとして、所得の向上が74.5%、農産物を生産拡大50.3%。企業的経営の確立が34.5%、社員のやりがい向上が28.5%、地域間の支援確保が24.5%、これも大事だと思うんです。地域からの支援、6次産業の方たちは、地域から支援確保というのは、やっぱり基幹農業かというふうに思います。今後の展開拡大が76.2%、黒字化までの年数平均が4.1年であるようであります。村内でもさまざまな難題を抱えながら6次産業を進めている事業者も多いかと思いますが、青木村の6次産業の今後の発展について、どのようなお考えか、村長にお伺いして、最後の質問といたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただきましたように、6次産業が持っている効果として、青木村の農業を中心とした現状の課題解決のためには、大変効果のある事業であるというふうに思っております。農業の活性化、荒廃地対策だとか、雇用の促進だとか、利益も得られるということでもあります。

6次産業化法というのがあります、これを少しひもといてみました。この戒名は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産業の事業に関する法律

というんだそうでありまして、その法律の趣旨は、農山漁村が存在する土地とか、水とか、その他の資源を多角的に高度化していくということでもあります。

これを受けた信州アグリ活性化プロジェクトの中で、長野県に存在する地域資源の例といたしまして、農産物は当然でありますけれども、水産物、林産物としてタケノコとか、竹林とか、キノコとか、山菜なども入っております。

それから、バイオマスもなるそうでありまして、自然エネルギー、私どもエネルギー協議会で取り組んでおります小水路とか、風も入る。それから伝統文化も入ると、それから経験と知恵も入ると、風景も当然入ると、こういうことでもありますので、これを私ども、青木村版の6次産業として、義民太鼓だとか、そういったことも入れる、それから一番は、これを受けて株式会社道の駅で今さまざまなことを取り組んでいる、あるいは取り組もうとしている、これも立派な6次産業化でないかというふうに思っているところでございます。

それから、もう一つ、実は青木村どぶろく特区を持っているんですよ。これがなかなかお上の1つの施設かやっておりますけれども、これをうまくできないかなと思うんですが、なかなか課題もあって前へ進まないんですけれども、こういったことを加えながら、村独自の、いわゆる他と差別化するような6次産業というのを積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 今、村長が言われるように、6次産業、最初聞いたところ、非常に多くの6次産業の青木村としては多いと思うんですね。これから6次産業発展されるためにも、また地域の活性化のためにも、6次産業者の皆さんに寄り添って補助金等の拡大をぜひお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これで終わります。

○議長（沓掛計三君） 小林議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。10時45分から再開いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（沓掛計三君） 7番、居鶴貞美議員の登壇をお願いします。

居鶴議員。

[7番 居鶴貞美君 登壇]

○7番（居鶴貞美君） 議席番号7番、居鶴でございます。

通告に従いまして、村長、教育長、担当課長より一問一答方式にて答弁をお願いいたします。

今回、私は子供たちに対する安心・安全施策についてお聞きをいたします。

5月7日に、新潟県で小学2年生の女の子が殺害されました。また、今年の3月に千葉県の小学生、女の子でありましたんですが、殺害されると、痛ましい事件が発生をしております。子供たちが安心して、また安全に日常生活ができると、その観点から、次のとおりお聞きをいたします。

以前に質問をいたしまして回答いただいた項目が幾つかあります。再質問ということになりますので、よろしくお聞きをいたします。

まず、新潟県における小学2年生の女の子殺害事件等に関してであります。

この事件後に学校への取り組みの指示、または通達について、教育委員会からどのようになされたかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 新潟の事件は大変に痛ましくて、親御さんの無念さは言葉にならないというふうに推察いたします。

青木村でも、教育委員会、学校ともに、折に触れて駐在さんと情報のやりとりを行っております。子供たちの安全には本当に気を配っているところであります。

新潟の事件ではなくて、喫緊にあった、最近にあった上田の事件の後では、学校に指示を出しました。メールの配信、集団登下校について指示を出してあります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 新潟、今御答弁いただいたんですが、上田でも発生をしておりますが、その後、学校での対応とか改善点等がありましたらお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 集団での登下校も行うようにしましたし、ですから、教員や、それから役場職員、それから教育委員会による巡回を行いました。今でも校長、教頭を中心に巡回はしているというふうに思っていますが、ことしの改善点で大きなところは、集団下校のときに、安心の家に子供たちも一緒に挨拶に行くようにしました。何かあったときに、躊躇なく安心の家に飛び込めるようにしたところであります。事件は起きては欲しくないんですが、現在ある安全対策をより機能的に考えていこうと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 防犯カメラの関係でお聞きをいたしますが、現在、大法寺、美術館、道の駅に設置されていると思いますが、防犯カメラが犯人検挙に対して大変に有効であるというのは、皆さん御存じのとおりであります。この防犯カメラの設置に対する村の考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会としては、防犯カメラについては考えてはないんですけども、現在は夜間に人を感知するセンサーライトが小学校には体育館、校庭、3カ所ございます。それから中学校には体育館横の通路1カ所に設置して、それで対応するかなというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 村民の方から防犯カメラの設置というような要望がどのくらい、あるいはないのかどうか、そういう要望がなされているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 防犯カメラにつきましては、個人で設置をされるケースでありますとか、あるいは公共施設や、必要に応じて道路管理者ですとか、警察関係が設置するというようなケースがあろうかと思えます。村のほうに、ここにぜひつけてくれというような個別な要望等は特にございませんけれども、私どものほうで、例えば公共施設については、その必要性を吟味しながら、例えば道の駅には13台ほど設置しておりますし、公園にも2台、あるいはくつろぎの湯、今お話にも出ましたが、大法寺、美術館、図書館等にも設置をしているような状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 突発的な事故とか事件が発生を今後ふえてくるのではなかろうと、こ

のように考えられるんですが、こういう突発的な事件、事故、これに対する対応について、対応の仕方についてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 突発的な事故、事件に対する対応ですけれども、学校には危機管理マニュアルというものが準備されております。対応の基本的な流れや職員分担などが決められておまして、その中には考えられる事件や事故、災害について、それぞれ対応が決められております。

具体的にはどういうものがあるかと言うと、地震、風水害、食中毒、異物混入、不審者、いじめ等、本当に多岐にわたっております。具体的にはこういう分厚いものであります。これは小学校、これが中学校です。

先日の上田市内で起きた警察官への傷害事件でも、保護者へのメールを配信し、複数による登下校や当日から数日は職員の巡回を先ほど言いましたように行ったところであります。

こういうように、基本的なところは決められているんですが、場合、場合に応じた丁寧な対応を心がけているところであります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ただいま危機管理マニュアルというお話でしたんですが、対応についてはシステム化されているということによろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そのとおりだと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 有効な手段として、国または県から通達がなされているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 国、それから県の通達は、状況に応じて連絡があるということになります。

新潟の事件については、通達はありませんでした。しかし、昨年のもサイルについては、国から注意を促す通達がございました。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 危機管理の面については、かなり力を入れておやりになっていると、このように今思いますが、これの周知徹底はどのようにされているのかどうかお聞きをいた

します。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 折に触れて指導をすることになっています。1回指導するだけではなくて、避難訓練のときとか、あるいは防災訓練、それからPTAも含めたAEDの操作訓練とか、さまざまなケースがありますので、その折々にいろいろな指導について考えていくということになっております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 先ほど教育長からありましたんですが、子供を守る安心の家制度がございまして。この現在の制度、これのあり方について、お考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 長野県警察生活安全部、それから子供女性安全課との連携によって緊急事態には子供の保護と警察への通報、不審者を見かけた場合の警察への連絡をお願いしている家でございます。これまでは先生方が夏休みに訪問して、その年の依頼をしていたところですが、先ほどお話ししたように、ことしから年度当初に子供たちと先生で直接顔をあわせてお願いしています。子供たちには、4月当初、入学時にこういう下敷きを配りまして、安心の家ということをそこでも勉強をしております。

以上であります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この制度が大分前からあろうかというふうに思われますが、住宅環境、あるいは家庭環境が大分変化してきていると、このように思われますが、この変化に対して、どのように対応されているのかどうかお聞きします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先ほどお話ししましたように、先生方が毎年確認をしております。そうすると、家によって、もうことしからは無理だねという、実はお宅もございまして、そうすると、新たにお近くで対応できるようなおうちをお願いしているというところでありまして。そういうふうに、毎年見直しをかけて、それからお願いをしております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 現在、安心の家は、村内で何軒あるのかどうかお聞きをします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、ことしは全部で55軒ございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） その安心の家に対して、どのような指導といたしますか、されているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 安心の家の子供たちに配った下敷きの裏を考えればいいんですが、知らない人に声をかけたら、ここへ飛び込むと、だから、そういうことがあったら、保護してください。知らない人が後をつけてきたら飛び込むと、その保護をしてくださいということです。その保護があったときに、実際そのおうちには警察にその旨を伝えてほしいという、その依頼をしてありますが、現在まで、青木で安心の家に飛び込んだという事例は今のところございません。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 子供たちに対する安全教育についてであります。いつ、どのような内容で行われているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今、安心の家の下敷きを話しましたが、その裏に、いかのおすしという、これも大事な指導がございます。これが新潟の事件に対応しているということで、行かないです、それから乗らない、おすしのほうは、大声で叫ぶ、すぐに逃げる、知らせるとい、これを、裏と表を4月当初子供たちにこれを無償で配布して指導していると。さらに、毎年6月には警察の方をお願いして、不審者への対応、インターネットの危険性、いじめの問題について御指導をいただいております。

特に、青木では、3月に駐在の小田さんの毎朝の見守り活動が新聞に取り上げられました。それから、青木の広報を飾ったところでありますが、本当に熱心に子供たちの指導に当たっていただいております。安全のために御配慮いただいていることに改めて感謝して、小田さんとの連携は本当に常にとっていこうかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 30年度、青木村の教育ということで、こちらがありますが、裏を持って、あおきっ子教育ポイントの表なんです、教育委員会の重点で、5項目ございます。保小中一貫教育から5番目、一人一人を大切に教育というふうになっております。犯罪から身を守ると、そういう教育の必要性が特に感じられるんですが、この重点にそういう項目

が入っていないと、これも30年度でスタートはしているんですが、その点につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 安全教育は命、安心・安全は全てのもとと申しますか、それがあつての教育現場でありますので、この掲げてあるなしにかかわらず、今お話ししたように、折に触れて安全教育はしていくというふうに思っていますし、その生命が脅かされるようなことがあつてはならないというふうに思っていますので、一番の根幹になる部分だというふうに認識しております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ネット犯罪についてお聞きをいたします。このネット犯罪から子供を守る活動についてお聞きをいたしますが、現在、サイバー防犯ボランティアというのが全国に誕生して、これ大学生が中心で行っているようであります。青木村も信大生、あるいは長野大生とかなり親密に、結びつきが強いわけですが、この信大生、長野大学生に今のサイバー防犯ボランティアになっていただくように、現在そういう働きをしているのかどうか。また、していなければ、この防犯ボランティアの働きかけをぜひお願いしたいと思いますが、お考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、警察もかなりネットについては深い理解をと申すか、よく対応していただいております。警察の方とお話ししたときに、かなりの情報を持っておられます。ですから、まず、警察との連携を私たちは大事にしていこうと思っておりますし、中学校でも毎年2回警察の方の御指導、それから小学校で今言った6月にお話をいただいているということで、まず、それがベースになるのかなというふうに考えて申しまして、大学生のボランティアについては、今のところ考えておりませんでしたので、研究はさせていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ネット犯罪に巻き込まれる中学生、それ以上の高校生なんかもそうだと思いますが、御存じのとおり、出会いサイトとか、いろいろ犯罪に巻き込まれております。そういう心配をされる保護者の方がたくさんおいでになります。教育委員会のほうへもそういう声が届いているかというふうに思っていますので、警察に頼らず、ぜひこの信大生、長野大生の方に働きかけをしていただきたいというふうに、重ねてお願いをしたいというふうに思

います。

次に、通学路の状況についてお聞きをいたします。

こちらは、私が平成24年の第2回定例会の一般質問で回答をいただいております。この24年以降、また、同僚議員のほうからも、この関係で質問がされたというふうに記憶しておりますが、新たな対応、改善点がおありでしたらお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 通学路の安全については、毎年集団下校のときに、保護者も、それから先生も通学確認をしまして、必要な点検、それから補修等は行っておりますが、新たにと言いますと、ことしは7月10日に行われる地区懇談会のときに、小・中の児童・生徒が合同で集団下校を実施する予定であります。地区のPTAの方や職員も一緒に通学路及び危険箇所について確認をする予定になっております。改善の必要がある箇所については、御意見をいただくつもりでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 安全点検、また実施状況はしっかりとおやりになっているというふうには認識しております。この実施状況と結果についてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ここにあるのが小学校の通学路なんですけれども、こういう通学路を、これ地区ごとに細かくなっています、まず、年度始めにこういうことをしっかりつけて、危険箇所もここにチェックをしていくということになっています。通学路はやっぱり最優先に必要な箇所はカラーリングですとか、道路標示とか、標識とか、必要があったら本当に最優先で改修をしてもらうように、私どものほうからもお願いをしているところであります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ここに安全マップ、これ小学校からいただきました。大変によくできております。この関係についてお聞きをいたしますが、ここに危険箇所とか表示されております。これの危険箇所に対してどのように村として対応されているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） もし、その改修が可能なことがあれば、教育委員会、それから村役場当局と相談をして、即改修をしていきたいという気持ちではおりますので、適宜対応して

まいっております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この地図に関して、大分というか、例えば、ここにファミリーマートがありません。オオヤマが載っています。今、変わっています。ほかもそうですが、これは当郷と村松の部分だけありますので、そうすると、大分変わってきているんじゃないかという感じを受けましたんですが、前、教育長のほうから、安全マップの見直しを依頼したという答弁がありましたんですが、今のこの点も踏まえてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 確かに、安全マップの見直しをお願いしたところではありますが、まだそれができていないところがあるとすると、また新たにそれは改善をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ここに見通しが悪い、事故多発、観光客が多い、車の出入り等云々がありまして、実はスピードの関係で、私どもの区では、一応自主制限ということで40キロにしてあるんですが、なかなか40キロを守っていない方が多いと、そうする、大変に子供、小学生かな、歩いている方に対して、こちらから見ていても冷や冷やするというようなこともありましたので、その点も踏まえて、この見直し、あるいは具体的なそういうものもぜひお考えをいただきたいというふうに思います。

次に、救命教育についてお聞きをいたします。

小・中学校における心肺蘇生教育、AEDの状況につきまして、どのようにされているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先生方やPTAで心肺蘇生講習会を年に1回行っておりまして、緊急時に備えております。小学校の高学年児童には保健の学習で扱っております。中学校では11月8日に防災教育を実施します。消防署、消防団、日赤奉仕団の皆さんに御指導をいただきまして、人口呼吸等の救命講習、それから放水等の防災教育、日赤奉仕団から台風被害の話や炊き出しについて学ぶことになっております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 体育活動における事故対応テキストがあるというふうに聞いているんですが、青木村においては、このような事故対応テキストが作成されているかどうかお聞

きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 事故は体育の授業だけに起きることではないので、先ほど申しました危険管理マニュアルの中に、緊急事態が起きたときの対応については、一般的に作成してございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、マンホールトイレの配備についてお聞きをいたします。

このマンホールトイレは、ふるさと公園でもあったというふうに記憶しているんですが、これは災害時に衛生的に素早く活用ができて、全国の小・中学校で配備が進んでいると、このように聞いております。まず、マンホールトイレに対する考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） マンホールトイレが必要な場合を考えられますのは、まず、地震ですね、糸魚川静岡構造帯、あるいは牛伏寺断層、先日の新聞では南海トラフでも、この上田小県地域は5強というデータが出ておりました。その際に、このマンホールトイレが学校だけではなくて、避難所が集まるところには必要になってくるというふうに思っております。この必要性については、トイレが使えないということになれば衛生状況も悪化しますし、それから排泄を我慢すると健康被害にも遭うということで、こういったことではマンホールトイレが必要だというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） これ配備については、そんなに何基も必要ないかなというふうに思いますが、個人的には保育園、小学校、中学校に5基ぐらいの設置をしていただくよう検討いただければと思うんですが、ネットで調べると、大体1基5万円前後と私の見たところではそのように、費用的にもそんなに多額じゃないんで、ぜひ前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） マンホールトイレ、いろいろ形がありまして、道路上にあるマンホールをとって、その上に小屋を建ててというようなものから、水を用意しておいて、その水で流す方法までいろいろあります。なかなか青木村で小・中学校で検討しましたけれども、結構トイレ小学校の場合は勾配がないものですか、多額の費用がかかるということでありまして、公園のところは、あれは、実は独立したマンホールトイレになっておりまして、そのほか、

社会福祉協議会には1基マンホールというか、簡易のものがありますし、それから村としては緊急対策用の固形物、これを固めるキットというんですか、汚物をゼリー状に固めるようなものものも持っております。300袋用意してありまして、いろいろなマンホールトイレ、あるいはマンホールトイレ的なことは災害も含めて対応してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 現在、災害が起きたときに避難所がございます。これは青木の小・中学校の体育館、保育園は義民の里というんですか、それで、今の設置に対しては、その避難所への設置というのも御検討いただければというふうに思います。御回答は結構ですが、お願いしたいと思います。

教育環境の整備についてということでお聞きをいたしますが、エアコンの設置と洋式トイレの設置ということでもありますか、こちらに関しては、保育園、小学校、中学校ともに、ほかの地区の学校に比べて非常に整備されているということでありましたので、今後、まだ完全ではないと思いますが、今後について、今のエアコン、あるいは洋式トイレについてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 学校からの要望をお聞きして、例えば、中学校の調理室に昨年でしたか、一昨年でしたか、エアコンつけたこともございました。これからも要望に沿って考えていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 医療的ケア児に対する対応についてお聞きをいたします。

この医療的ケア児であります。日常生活の中で、医療的な支援を必要とする子供たちになります。平成15年度では、全国で1万7,000人、ここ10年間で1.8倍というふうに増加していると、そういう結果が出ております。この関係につきまして、私の調査では、保育園、小・中学校とも現在はおいでにならないということのようでありましたんですが、それに近いというか、あるいは将来的な部分で危惧されているというふうに思いますが、今のこの状況につきまして、保育園、小学校、中学校についてお聞きをします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 医療的ケアですけれども、たんの吸引とか、経管栄養が必要な児童の対応として、学校に看護師を配置して医療的なケアを行っているケースであります。これは養護学校では年々増加傾向にございます。これは研修を受けた特別支援学校の教員が行

えるという、そういう制度も新たに、10年ぐらい前から立ち上がっております。

また、通常の小学校でも、障害の重い児童が入学して、看護師が対応しているというケースも実は出てきております。青木村では、今お話のように、現在のところ、そのようなケースはありませんが、今後、そのようなケースが出てきた場合は、子供の育ちを一番に考えて、その子の将来を見据えて、どのような教育課程がその子に合っているのか、つまり、小学校の通常学級がよいのか、特別支援学級がよいのか、あるいは通級指導教室がよいのか、あるいは養護学校がよいのか、その子の育ちを中心に考えて、保護者を交えて丁寧に相談をしていこうというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、いじめ問題と教育委員会のかかわりについてお聞きをいたしますが、この関係につきましても、昨年の3月定例会で一般質問をいたしまして、いじめと不登校の関係だったんですが、御回答をいただいております。それ以降の状況につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 基本的には、この前の議会でお話ししたように、アンケートや個別懇談を今も丁寧に行っております。飯の食える大人にするということが重要と、今も考えております。

さらに、先日、実は知事も参加しての県と市町村との総合教育懇談会というのがございました。私も委員の1人に委嘱されておまして、そこでも議論になったところであります。

そこで、私としての意見を言ってきたところは、いじめやトラブルは、実はどこにも起き得るという認識でいますと、これはピンチであるが、逆にチャンスにもなり得ると考えていると、いじめを解決しようと学級がまとまったとき、ピンチはチャンスに変わり、一人一人が生きやすい、安心できる集団になると、こういうように、ピンチはチャンスの考え方を教育委員会としては学校や先生方に指導をしております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） いじめ防止条例の制定についてお聞きいたします。

以前に同僚議員のほうからの質問に対して、制定については難しいと答弁されておりました。現在、このいじめ防止条例の制定に対する考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 県では平成27年3月に、長野県いじめ防止対策推進条例というのを

つくっております。この中に学校設置者の責務として、学校の設置者は基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならないということでありまして、学校としても、教育委員会としても、いじめ防止については全力で当たっていると、特に青木はスクールカウンセラーを雇用して、保育園、小学校、中学校に週1日ずつ派遣していると。本当に情報をつかみやすい、それから継続して指導ができやすいという状況がありますので、実際の指導として青木本当に手厚い考え方で対応しているというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 大分前の話というか、平成19年青木中学校A組がいじめ防止の決議文がつけられて、その後、後輩たちに引き継がれてきたと、このように聞いております。もう大分前のことなんで、現在、青木中学校A組のこの決議文が消えてしまったのかどうか。また、新たなものがあるのかどうか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 平成19年度、3年A組一同で策定した決議文がございます。これは青木中学校の生徒昇降口に掲示してありまして、生徒会が中心になってきちっと次の年に申し渡しをしている。その中には本当に大事なことが書いているんですが、一文を挙げると、友達を助ける勇気がなければ本当の友達ではないと、本当にさまざまな条例が書いてあります。生徒たちの当時の熱い思いが書かれております。この考え方というのは、青木中の伝統として位置づいておりまして、昨年もいじめ防止サミットに青木中から2名参加して、大事な会議に参加して発表してまいりましたし、それを帰ってきてから生徒会で全生徒に伝えたというようなこともありますので、青木中学校の大事な伝統として、これからはもしっかり伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 最後の質問になりますが、遊具についてお聞きをいたします。

この遊具は、保育園、小学校になろうかというふうに思います。こちら事前にもちょっとお聞きをしておりますが、事故の発生はないということのようであります。それで、保守点検、こちら今きちんとされているというようであります。保守点検の状況につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ふだんの点検につきましては、保育園や小学校では月に1回安全点

検を実施しております。業者による点検は、保育園では3年に1回、小学校と村の施設では2年に一度行いまして、指摘された箇所は修繕を行っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 点検の業者についてでございますが、こちらも以前2社に依頼をしていると、このように御回答をいただいていたりましたが、現在の業者の状況につきまして、まず、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在は、ここの近くの業者で遊具がきちっと点検できる業者は中村体育だというふうに承知していますので、中村体育にお願いをしております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 現在、今の中村体育、この辺では、のみということよろしいでしょうか。はい、わかりました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員の一般質問は終了しました。

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、3番、松澤正登議員の登壇を願います。

松澤正登議員。

〔3番 松澤正登君 登壇〕

○3番（松澤正登君） 議席番号3番、松澤正登でございます。

通告に従いまして、一問一答で関係者の答弁をお願いしたいと思います。

最初に、道の駅あおきについてお伺いをしたいと思います。

線路はなくても駅はつくれると、この発想から我が国に道の駅が誕生して25年がたつと言われております。地方創生の拠点として、今や全国1,100カ所以上に広がっていると聞いております。近隣でも大型化された道の駅も誕生しております。

さて、この4月28日、道の駅あおきが高機能拠点プロジェクト事業により完成し、盛大に竣工式が行われました。道の駅あおきは、農業観光の振興、移住、交通の促進、情報発信の基地として発展が期待されております。昨日は村長の挨拶の中でも、昨年度の売上額が2億

円の大台にのったという喜ばしい話もございました。竣工してまだ間もないわけですが、内外からの要望、意見も寄せられて、関係する皆さんより話し合いが持たれていると思います。

そこでお伺いをいたします。

まず、1点、このゴールデンウィーク中の入場者数、また収益状況、そして今年度の売上目標等があればお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おかげさまで道の駅も立派にできました。4月28日の竣工式には、全議員の皆さんにも出席いただきまして盛大にできました。それを受けまして、連休中の売上等についてでありますけれども、4月28日から5月6日の9日間でありますけれども、農産物直売所が6,854人、約1,500万、食事どころが4,651人、320万で、合計1万1,505人の約1,400万円、失礼しました、直売所が1,048万、合計で約1,370万でございます。年間の売上についてでありますけれども、まずは少し時間がかかるかもしれませんが、今までの倍の売上を期待したいと、頑張りたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） それでは、次に進みますが、直売所で、青木村で生産されている野菜等が多く見られるようになりましたが、多くの品物と量の確保が魅力を生むと思います。また、通年にわたり、青木村産の野菜等が販売されるような、今後の施策の考えはございますか、お伺いします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 年間を通じまして、株式会社道の駅あおきでは、さまざまな事業展開を図っているところでございます。本当に議員さんをおっしゃられましたように、野菜等もどんどんふえてきてまして、やはり村民の皆さんも大分道の駅に期待しているところが多いかなというふうに感じております。

その野菜につきましては、2月、3月と広報でもお知らせをさせていただきましたが、花卉、野菜栽培施設補助金というものがございます。その助成を進めている中、また、冬と春、特に、やはり寒い時期についての対応ですが、冬、春の野菜栽培用のトンネル設置費用、ビニールハウス簡易修繕の助成も行っております。また、冬、春野菜の種や苗の補助も行い、青木村産の野菜を年間を通じてふやしていただけるよう、活用していただくように、また、こちらの普及に努めてまいりたいと思っております。

また、道の駅あおきでも、遊休農地などの活用を含め、直営農場としての野菜の出荷も進めており、直売所の運営組合でも生産について、常に量の確保に努めている状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ぜひ皆さんから喜ばれる道の駅にしていきたいとお互いに考えております。

それでは、次ですが、こんなことを感じております。シーズン中、この春でしたけれども、山菜等がたくさん販売されておりましたが、意外と調理方法や料理の仕方がわからない人たちが多いと思います。楽しく料理ができ、また、その料理の方法等を教えるコーナーや料理講習会等のイベントの開催があってもよいではないかなと、こんなふう感じておりますけれども、その辺のところはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（沓掛計三君） 商工観光課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

道の駅では農協の婦人部に依頼をしております、山菜ですとか、地元食材の調理方法の実演販売を行うような取り組みを始めております。また、ゴールデンウィーク中にはさまざまなイベントを企画しております、ヤギの観光大使を保育園児が選考するですとか、わらびどりのイベントなどを行っております。今後もそうした工夫を凝らしたイベントを開催していただき、誘客の促進を図ってまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 私も何回か訪ねて、幾つか直売所を回らせていただいておりますけれども、イベント等が多く開催されれば、それだけ人も注目しますし、また、村にかかわらず、村外の人たちへのPRが大事だなと、こんなふうに考えております。また、今後もよろしく願いいたします。

それでは、次に、情報休息施設、プラットホームあおきについてお伺いをしたいと思います。

現在、休息室、それから昆虫ギャラリー、観光移住・定住情報ギャラリー等が開催されておまして、パソコンが3台ほど設置されたり、ロボットが迎えたりと、そんなような状況でございます。青木村の情報発信の拠点として、村内外を問わず、老若男女が誰でも目で見、また触れて、さわって体験できるようなコーナーが望ましいじゃないかなと思います。

最近の新聞記事によれば、NPO法人、ふるさと回帰支援センター等の調査が載っており

ましたけれども、地方を指向する東京圏在住の若者は少なくないと言われております。東京に住む人の4割が今後地方への移住を予定し検討するとも答えております。若い世代の間で、地方へのニーズは着実に高まっているなというふうにも感じております。青木村は日本一住みたい村づくりを目指す中で現在あるわけですが、コンパクト2地域住宅、それから田舎暮らしの体験住宅などのPRコーナーのなお一層の充実、それからまた、地域が輩出した偉人や村の歴史を紹介するコーナーなどが考えられると思いますけれども、今後の施設等の充実策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 議員御指摘のとおり、情報発信拠点のプラットホームは、さまざまな情報を工夫しながら発信していくという施設として考えております。

2地域居住のコンパクト住宅ですとか、体験住宅のコーナーは今ございませんけれども、今後もそういった移住・定住に関する情報ですとか、パネルや映像等を使いまして、情報発信したいと思います。

それからまた、村の先人ですけれども、ちょうど来年が、平成31年が当村が生み出した鉄道王かつ教育者として知られる五島慶太氏の没後60年ということで、それにあわせた村の観光振興策、我が郷土を振り返って魅力を高めようということで、さまざまな情報、パネル展示ですとか、映像展示等も考えていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ぜひ、せっかくすばらしいプラットホームあおきができていますし、ややもすると、何か直売所の中に一部があるような感じにも見えるわけですので、ぜひプラットホームを充実させていただいて、もう少しみんなが寄れるような、また、みんなが、今もお話ししましたけれども、さわったり、見たり、楽しむといいですか、勉強できるような、そういう施設に充実をお願いしたいと思います。

道の駅については以上ですけれども、次に、進めていきたいと思っております。

1つは、村営バスの運行と弱者対策についてお伺いをいたします。

昨年のたしか議会で問題提起された、村長から考えが示されたところでありますけれども、村営バスの乗客数は年ごとに減少しています。利用している保育園児、それから小・中学生の減少、それから高齢者率のアップ等が原因と考えられますけれども、村長は昨年の答弁で、村営バスの運行は福祉政策でもあるので事業は継続していくとのことでした。また、毎年のように、赤字額が1,000万円を超えるような、そういう事業継続、超えるような、から事業

の継続を前提に路線便の統廃合を視野に、住民のアンケートの実施などで地域公共交通会議を経て見直していかなければいけない、こんな答弁をされておりました。

さて、現在、生活弱者をどう守っていくことが大きな問題だと思います。先ほど発表ありました青木村空き家対策計画の中で、地区別の空き家率を見ましても、中央から遠い地域に空き家が多い現状、それから、その地域は高齢化も進んでいます。また、ひとり暮らしの家庭も多い現状です。ある人の、暮らしている住民からの話をお聞きしますと、運転免許制度というのが、返納制度というのができました。いつ返納しようかと思っているんですけども、免許を返してしまえば、少しの用足し、診療所、歯医者に行くにも一層不便を感じると、また、村営バスあるが、バス停まで行くことが、足が悪く、転んだりしたら大変だし、人頼みはなかなか適当な人もいない、それから頼みにくい、それからタクシーは頼み切れないと、こんな理由から免許証の返納がためらっている、できないでいるという声を聞きました。

そこでお伺いをしたいと思います。

現在の村の村営バスの利用状況について、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 村営バスの利用状況ということでございますが、平成29年度の利用者の総数は1万2,380人でした。1便当たりの利用者数にしますと、2.2人というような状況でございます。平成25年度以降、利用者は減少傾向にございまして、最も利用があったのが平成22年度で、そのときは2万6,573人というような利用があったわけですが、残念ながら、その半分以下というような状況になってきております。これは朝夕のスクール対応便もそうですし、日中便ともに、議員さん御指摘のとおり、利用者が減少しているというような状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今、お聞きのしたとおりで、私も通りが近いものですか、よく村営バスを眺めていますけれども、ほとんど乗っていないというのが現状だなど、こんなふうに思っております。

そのほか、デマンドバス等も走っているわけですが、そういう現状の中で、青木村には青木村地域交通会議というのがあるように聞いております。そうした中で、最近開催されているのか、開催されていれば、いつ開催されたのか、わかる範囲で、その内容等についてもお聞きをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 青木村地域公共交通会議につきましては、毎年6月ごろ、毎年1回開催をしているところでございます。今年度につきましては、来る6月20日に開催を予定してございます。こちらの構成メンバーですけれども、23名にわたっておりまして、区長さんの代表の方、あるいは高齢者クラブですとか、民生児童委員会長さんですとか、女団連の皆さんですとか、議会でも総務建設の正副の委員長さん、それから商工会や旅館組合、あと交通の業者であります千曲バスとか、バス協会、タクシー協会、また陸運支局ですとか警察、県の皆さん、また、村内でも小・中学校長ですとか教育長、あと各課の課長ですね、そのようなメンバーで構成されておりまして、このあり方について、毎年議論をしているというところでございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） はい、わかりました。

また、20日にあるようでございますが、そうした中で、今、そういった交通会議のメンバーなくして、村民からの要望とか意見というのは、村営バス等運行についてあるんでしょうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議員さんの御指摘のとおり、高齢者の方については、バス停に行くまでが大変ですとか、あるいは運行が曜日運行になっている路線がございまして、その辺がわかりづらいとか、利用しづらいというような意見もいただいているところでございます。

また、数年前にアンケート調査を実施した経過もございます。利用されている方にとっては、とても運賃もルートも満足度が高かったわけですがけれども、利用されていない方については、ほかの交通手段のほうが便利だよとか、あるいは運行本数が少ないというような御意見も寄せられたところがございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） こうした中であって、今現在、通常の大型の村営バス、それからまた、セミデマンドバス方式と申しますか、それをとっているわけですがけれども、先ほどもお話ししましたように、なかなかそのデマンドバスも要望するといえますか、用足しができる、そういう人のところへなかなか入ってこれないというまた決まりもあるようですがけれども、そういったことのより充実ができないかと。

それからまた、先ほども話が出ておりましたけれども、地域支え合い事業の中で、それぞ

れいろいろ今後あるわけですがけれども、そうした連携を考える中で、今後の村営バスの運行のあり方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村営バスの運行状況につきましては、1つは路線バス、もう一つは予約制ではありますけれども、セミデマンド、それから本数は余りないんですけれども、イベント時の運行、この3つの形態をとっております。それぞれ利用者は減をしておりますけれども、地域住民の日常生活の移動手段としては、その重要性はますます増しているというふうに思います。

前回、答弁した以降の事情の変化といたしましうか、申し上げます、一つは診療所が午後の診察を始めていただいているということでもありますので、そういうようなことも、それから免許証の返納も少し強く言われるようになりしたね、高齢者の事故がありまして。こういったことから、このバスの運行はとても費用、運賃収入と歳出を考えると、とても費用対効果と言っていられないんですけれども、やっぱり福祉事業だというふうに思っております。

交通弱者、高齢者、あるいは保育園、小・中学生、最近どうも中学生の利用が少なく、数が少なくなっているんですけれども、こういったことで、これからも村営バスは維持していきたいと、地域の足として維持していきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 私も村営バスがなくなるようなことであれば、村の活性化等にも大きく響くことであり、ぜひ今のある中で、いろいろな工夫を考えていただき、話し合っていたいて、より利用ができるような運行をお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

次に、過疎地域の支援についてということでお伺いをしたいと思います。

青木村の長期振興計画、長期基本計画の中に、人口について、青木村の総人口が昭和55年の5,245人、以降減少し続けておって、平成27年の4,343人となっていると。少子・高齢化がますます進む状況の中にあって、平成22年度の国勢調査から、地区別の人口動態調査からもわかるように、上田から近い当郷地区や、村の中心に近い青木地区等に人口は集中し、高いと。世代についても、半数近い46%が当郷、村松、青木地区だと。

一方、入奈良本、下奈良本、沓掛、入田地区では、平成26年から平成30年を見ましたところ、8%から10%ぐらいの減少をしているという状況です。発表された空き家状況を見ましても、入奈良本、沓掛、入田は高く、特に入奈良本は平成28年度の世帯数58世帯に対し

て、62.1%の空き家率があると、こんなふうに記載しております。

話は変わりますが、地域で長く店を経営されている、商店を経営されているその話を聞きますと、現状の経営は、非常に経営は厳しいと、地元の人でも町に勤めている人が車の運転ができるものですから、ほとんどが車で通っているわけですが、そういった人は町において豊富な品物の中で安く買ってくると、買ってもらえるのは、家庭でどうしても急に入り用になったものぐらだと。ただ、高齢化していく地域に住んでいるため、地域住民の少しでも支えになればと考えていますと。品物の仕入れにあわせて、地域の人たちからも必要な品物の注文を受け付けて、一緒に購入して届けていますと、こんな話を聞きました。

過疎が進む地域は、そのほか周辺の環境も悪く、樹木が大きくなったり、それから、そういう樹木を個人の手では負えない状況に変わってきていると。また、移住者が入居しやすい環境をつくるためにも、何とか手当には必要じゃないかなと、こんなふうに考えています。

そういった中で、青木村の日本で一番住みたい村づくりを目指す、そういった中で、過疎化が進む地域への何とか支援策が考えられないかと、この辺をもしあればお聞きしたいと、こんなふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 過疎化が進む地域への支援策であります。伺っておりますも、大変重要な施策であるというふうに思います。

一つは、なかなか人口をふやす努力をしても、ふやすところは大変でありますので、言い方は消極的でありますけれども、減らさない努力をまずしていきたい。それから、もう一つは、若い人たちが出ていかない。来ることは当然でありますけれども、子供たちが外へ出ていかないということももう一方ではしていかなければならないというふうに思っております。

日常生活の前の村営バスもそうですけれども、日常生活の利便性の向上、あるいは安全・安心の確保、こういったことが求められるというふうに思っております。

村でいろいろ事業をしておりますけれども、相当数その努力の事業の1つであるというふうに御理解いただければと思いますけれども、今のバスの話もそうですし、診療所の拡充でありますとか、新築住宅への補助、あるいは既存住宅への支援、改修の際の支援ですね、それから各地区公民館への改築、入奈良本には防災センターを含めて3つ最近これを建てたところあります。小学校のバス代の補助も少し拡大をいたしました。地域で支え合い事業の支援、それから下水道とか合併浄化槽事業の補助をさせていただいております。

道路とか水路の要望も、どちらかというと過疎地域のほうが箇所が多いような、人数比で

言うときのような感じしますので、これも緊急性のあるところからさせていただいております。

それから、福祉車両の貸し出し、これも社会福祉協議会でやっておりまして、これもある程度御利用いただいておりますので、こういったことが中山間地域の支援、あるいは過疎地域の支援であろうと思います。農業も御案内のとおり、中山間地の直接支払いをしております。

もう一つは、恋渡神社をひとつ観光の資源にして、入奈良本地域の拠点にできないかということで、婚活お守りを売り出したり、いろいろ成人式のときに分配をしていただきまして、これも少しずつ売れ始めております。

それから、ことしはリフレッシュパークにつかみどりをいたしました。一定の成果は出てきているというふうに思いますので、ミライズあおきの水力発電も含めて、沓掛地域にはこういった配慮をしてみたいというふうに思っております。今後も人口減少地域には、また、意を用いてみたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今も村長からお話あったように、私もリフレッシュパークの近くにいるわけですが、私は魚のつかみどり、何度か、非常に注目を集めていたようで、私ももちろん参加はしないですが、孫を連れて行って、孫が喜んでいと、こんな感じと、また、大勢が参加したらよかったなというふうに感じております。

いずれにしても、今過疎が進む地域は、何らか人が集まれるようなことがないとなかなか来ないと。また、御承知のとおり、消防団ももちろんないと、ということは若い人たちがいないだと、こういう中で、行ってもいつも村の中は人が歩いているのはじいちゃん、ばあちゃん、若い人たちが歩いている姿はほとんどないわけで、そういったことを踏まえて、ぜひ今村長からお話ありましたように、1つでも、2つでも、支援策をお願いしたいと、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは、最後になりますけれども、児童・生徒の登校下校の見守りパトロールについて、先ほど居鶴議員のほうから、るるこれに関連した質問が出ましたので、私のほうから、ちょっと2点ほど聞いたことをお伺いしたいと思います。

これも小学校の持つ母親の集いの集まりの中で、こんな話がございました。家の子が下校中に、急に体のぐあいが悪くなったと。家に連絡をとろうと思っても、近くにそれなりの家もなく、なかなか勇気もいるという思いで、やっとことの思いで家に帰ったと、そういう声をお聞きしました。

そういった中で、私がちょっと提案したいのは、今青木村の中に私が知り得る限り、2カ所ぐらいですか、情報端末、いわゆる有線電話というか、電話が、端末電話がございます。そういうのを遠距離通勤している、そういう途中に停留所があるわけですけれども、そういうところに、そういった情報端末の設置ができないかなと。

それから、もう一つ、続けてお伺いしますが、今の安心の家というのは、私も過日、前回たしか、昨年でしたか、質問しましたのですけれども、常時いるお宅にお願いを、一日中いるお宅にお願いをしているのか、その辺を、ちょっと2点ほどお伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、情報端末機が設置されているバス停ですけれども、これがあれなんですけれども、コピーしてきたんですが、青木のバスターミナル、それから細谷のバス停、殿戸バス停、当郷バス停、田沢温泉バス停、釜房下バス停の6カ所がございます。さらに、文化会館や図書館、役場にもこの情報電話あるので、そこは利用が可能かなというふうに考えています。しかし、村営バスも含めた全てのバス停に設置するということは、ちょっとそう簡単ではないかなと思っています。

一方で、自分の子供時代を振り返ったときに、夏の暑い日に、本当に喉が渴いて、知り合いの家に飛び込んでいただいたコップ1杯の冷たい水というのは、本当に今でも忘れられない思い出になっていますので、ことしから子供たちが直接安心の家にお伺いしたということもあり、それから地域づくりへの観点からも、日ごろから親しい家をつくっておくということとは1つの大事な方策なのかなというふうに考えています。

それから、今お話のあった安心の家は、基本的に常時誰かがいるという家を考えてございますが、本当に家中でどこかへ行ってしまっているということもたまにはあるかと思いますが、基本的には誰かが残っているという家をお願いしてございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） はい、ありがとうございました。

子供ですから、私は思いますけれども、幾ら教育といいますか、お話をしても、いよいよ1人になると、なかなか飛び込んでいって、助けてと、こういうことは非常に勇気のいることで、そういうことを考えれば、今の何カ所か情報端末が設置されておりますけれども、情報端末にかかわらず、そういった救いの手といいますか、そういうことが考えられればいいなど、こんなふうに考えました。今後ともまた御検討をよろしくお伺いしたいと思っております。では、以上をもちまして質問を終わります。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員の一般質問は終了しました。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。1時から再開します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（沓掛計三君） 4番、金井とも子議員の登壇をお願いします。

金井議員。

[4番 金井とも子君 登壇]

○4番（金井とも子君） 4番、金井とも子でございます。

私の質問は一括質問でございます。村長さん初め、関係部局の皆様には御答弁をよろしく
お願いいたします。

安全・安心の村づくりについて質問いたします。

さきに御質問された議員さんの質問内容と重複する点がございしますが、通告させていただ
いておりますので、通告どおり質問させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

安全・安心な村については、内容が大変広範囲となります。この質問では、主に防犯と安
全な住環境などについて、余り脈絡もなく思いついたままにお伺いしたいと思えます。

青木村には上田警察署の青木村駐在所があるため、住民の皆様の安心のよりどころとなっ
ています。当村は犯罪も交通事故も少なく、安全・安心の村と言っても過言ではないと思
います。これも村長さん初め、村当局や関係の皆様のおかげと感謝しております。

しかし、そのような状況に村中が安心し切っていてよいのでしょうか。隣近所が数件の家
しかないといった地域や人通りも大してなく、これからの季節、緑の木々が生い茂り、ます
ます見通しの悪い、そのような地域が多く存在します。ひとり暮らしや高齢者のみ、また、
小さいお子さんのいる家庭も多数あり、日々の生活に不安を感じられている方も多いのでは

ないかと推察します。

ある例ですが、配偶者の方が入院されてしまって、当面ひとり暮らしになられた御高齢の男性のことですが、今まで2人で寄り添って生活していて、2人にいるときはちっとも考えもしなかったそうですが、1人になって家にいると、何とも心細く、心配になって、用心のために木刀を身近に置かれているというお話を伺いました。このように、辺を守るために、何かしら御用意されている方も多いのではないのでしょうか。

また、村内には空き家が多く、かつて別所温泉で建築中の家屋に住所不定の人が入り込み、火事を起こし死亡された事件がありました。空き家については、子供や女性が連れ込まれたりの危険があります。また、崩れそうな家も、近寄ると危険ではないかと思われる家もあります。空き家については、近隣の住民の方に依頼して、時々中の確認などの管理をしていただくことも必要ではないかと思っております。

さて、平成29年度補正予算での説明がありました。その中に、村単事業工事請負費で、リフレッシュパークで落下防止の安全対策をされたとの説明がございました。このごろ、ちょっと別の話ですが、水路の途中にあるコンクリート製の1メートル四方くらいの四角い水をためておくますにふたをしていただくよう区長さんを通してお願いいたしましたところ、早速鉄板のふたをしていただき安心したところがございます。村当局には本当に早急な対応をしていただき、ありがとうございました。

このますについては、同じ箇所にも四、五カ所ほどあり、浅いものもありましたが、かなり深く、落ちるとはい上がれないようなものもありました。通学途上の子供たちが落ちそうになったということから、付近の土地の持ち主の方から申し出がありました。私もそこを見まして、こんな危険なところが、どうして今まで何もしなかったのかなと、ちょっと驚きました。

このような危険な箇所は、住民の方の申し出があってやっていただいたことですが、村としても、日ごろより、そのような危険箇所のパトロールなどされたりして、もっと早く発見することができたのではないかと、危険予防策がとれるのではないかと思った次第でございます。

村には山から一直線に下り落ちてくるようなイメージの河川が結構あります。大きな河川ではありませんが、さりとて、そんなに小さな川でもなく、幅が5メートルくらいで、深さは大人の背丈より深く、2メートル少しくらいありましようか。川の両側の壁はコンクリートでしっかり固められている河川があちらこちらにあります。

現に、私事で申しわけございませんが、我が家の隣に大沖沢川という川が村松の上のほうから流れてきておりまして、その川は両側がコンクリートで本当に壁ができておりまして、一旦落ちてしまいますと、はい上がるのにどうやって上がろうかというような川でございます。もし落ちた場合は、川を下って大きな川に出て、やっと上がれるというような状態でございます。

現に、草刈り機で作業をされていた方が誤って川に落ちてしまわれ、けがをされたこともあって、上がれなくて、その上、人も余り通らず、半日も川の中で助けを待っていたというお話も聞いたことがあります。このようなところは、子供も遊んでいて、落ちたりすると大変危険ではないかと思っております。何か上ってこられる施設といたしますか、対策が必要ではないかと考えております。

いろいろ申し上げましたが、そのような状況を踏まえて、次のとおり質問させていただきます。

1つ目として、村役場内では防犯や起こってしまった事件・事故対応のために、どのような体制をとられておられますでしょうか。時々情報電話で行方がわからなくなった方の情報を求める放送がありますが、そういった場合の担当の課などがあるのでしょうか。

2つ目といたしまして、村内には防犯のための組織のようなものはありますでしょうか。また、どのような目的で、どのような活動をしておられるのでしょうか。自主的に防犯のボランティア活動をしている方や団体はいかがでしょうか。その活動状況はどのようなものなのでしょうか。もしあるとしましたら、村として補助金など、いろいろな支援はされておいでになるのでしょうか。

3つ目といたしまして、大分先の話のようですが、先が見えてきたので近くのこととなってきましたが、国道143号青木峠新トンネルが開通した場合、車、人の往来が激しくなると想定され、犯罪発生のおそれも危惧されますが、その対策については考えておられますでしょうか。

4番目といたしまして、村内で防犯カメラが設置されている箇所は何件でしょうか。その設置場所はどんなところに、どのような目的で設置されているのでしょうか。しかしながら、明らかにすると支障がある場合は、場所等については回答しなくても結構でございます。

5つ目といたしまして、国道143号青木峠新トンネルが開通した場合や、現在においても犯罪抑制や捜査の参考となるために、国道143号線に村の入り口である当郷や村内で比較的人や車の往来が多く、通学する児童・生徒も比較的多い、また、村の中心部は必ずと言って

いいほど車も人も通過していかれると思われまます青木区、また、その他必要と思われるところに防犯カメラを設置することはいかがでしょうか。住民の、特に青木区の方ですけれども、防犯カメラをつけたほうがいいんじゃないというようなお話がありましたので、ちょっと考えてみていただけるといいと思います。

いざ犯罪が発生した折には、大変捜査などの参考になるのではないかと思います。全国的にもいろいろな事件が起きていますが、その際にも防犯カメラは大変役に立っているように思います。また、防犯カメラがあることで、犯罪の抑止にもなるのではないかと思います。

次に、6番といたしまして、児童・生徒の安全・安心には教育委員会や小・中学校、保育園でも通学路の確認、交通安全指導などされ大変御配慮いただいておりますが、交通安全に限らず、通学路途上には落ちるとけがをしそうな川、先ほどの四角いますですね、ますとかマンホールと言ったほうがよろしいのでしょうか。それから古い空き家など危険箇所が多数あると思いますが、そのようなところについての確認等はされておられますでしょうか。その対策はいかがでしょうか。災害で想定されるものでない、その他の危険箇所の検証等は村でもされていらっしゃるのでしょうか。危険箇所の村民への周知はどのようになされていますでしょうか。

次に、7番目といたしまして、村内各区長から地区の改善を要することについての要望を毎年上げていただいています。村としては、この要望をどのような順番で施行することとされているのでしょうか。内々の基準などはあるのでしょうか。村長さんとしての方針はいかがでしょうか。

8つ目といたしまして、特殊詐欺も新聞に掲載されない日はないくらい多発しています。村内でもオレオレ詐欺の電話がかかってきたとのお話もお聞きします。住民の皆様への啓発はどのようにされていますでしょうか。

9番目といたしまして、他地域では安否確認のため、郵便配達の方に声がけをしていただくことや、新聞配達の方に情報を提供していただくなどを自治体から依頼しているところもあるようです。郵便局では見守り訪問サービス、見守り電話サービスを、訪問が月額2,500円、電話の見守り電話サービスが980円、携帯電話ですと、月額1,180円と有料でサービスの実施をされておられます。現在御高齢などのひとり暮らしの方へ、トイレやポットなどにつけたセンサーで安否確認をする方法もありますが、その高齢の方の場合とは違って、ニュースにもなりましたが、鹿児島県で県外に住む長男の方が弟と母親に連絡がとれないという

ことで、比較的近くに住まわれている妻と妹に行ってみてもらったら、その方たちともまた連絡がとれなくなってしまう、さらに別の知り合いの方にも依頼しましたが、やはり連絡がとれなくなってしまう、最終的には警察署にお願いして確認していただきました。そうしたら、その見に行ってくださった3人の方が亡くなっていたというようなことがありまして、その家の38歳のおいが逮捕されたとのことでございました。そして、その家の住んでいた弟さんと母親は行方がわかっていないとのことでございました。

このような事件もあつたりしましたので、手紙がポストに入ったままだとか、新聞が何日もたまっているなどの異変を察知していただいて、通報などお願いするなどできないでしょうか。村として、そのような対処法のお考えはありますでしょうか。

10番目に、村の方々の意識向上を図るために、また、他の地域や移住希望の方々にも安全な村のアピールをするために、安全・安心な村づくりの日を定めてはいかがでしょうか。警察庁では、10月11日を安全・安心なまちづくりの日と定めています。警察に頼るだけではなく、村として安全の検証のためのパトロールをしたり、住民の皆様に安全・安心のための方策などを呼びかけたり、そのためのイベントを開催したり、安全・安心な村づくりの推進に顕著な実績を上げた団体、個人を表彰するなど、村の人の幅広い参加を得て、集中的に推進し、防犯の意識向上を図る必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

以上、本当に脈絡のない質問で恐縮でございますが、安全・安心な村づくりについて質問させていただきました。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 金井とも子議員から、安全・安心な村づくりについての御質問をいただきました。この思いは村民の多くの皆さんの思いでもあるというふうに思っております。要望を始めました昨年、5カ年計画の中でもしっかりこのことは位置づけさせていただいております。

10項目でありますので、私から2点について答弁申し上げ、あと担当課長等から答弁を順次させていただきます。

私から、7番目の地区要望の施行の順番についての御質問でございますけれども、毎年各地区の要望は多岐にわたっておりまして、道路、河川、水路、消防、林道、災害復旧、除雪等々、200から250にわたっております。また、年の途中で区長さんがかわったり、あるいは何か、災害なんかありますと、もちろん追加もあります。

私は、この地区要望を予算編成の前の11月下旬から12月にかけて、各課長を含めて関係課職員を含めて現地で確認をまずさせていただいております。

順番についてでありますけれども、こういった現地を確認したことを前提として、危険性、それから緊急を要する箇所、それから村民の生活に強く結びつくもの、それから多くの関係者がいること、御質問の安全・安心上の問題箇所、災害の被災地など、総合的に判断をさせていただいております。

もう一方では、各地区だけに偏るわけではございませんので、バランスも必要ですし、それから、1つは、職員の事務量もあります。予算のこともありますけれども、そういったことで、総合的に判断をさせていただいております。

それから、もう一つは、財源のことがありますので、国の補助とか起債対象とか、そういうものを財源が確保されることを前提と、優先順位の1つとしております。

また、こちらから全ての各地区にお願いしておりますけれども、村の材料支給という制度があります。これは手を挙げていただきました箇所には最優先で予算化をしております。このスピードアップのために県で実施しております、おおむね200万程度の小事業につきまして、見積もりで発注する方法も今年度からは取り入れまして、スピードアップを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

10点目の御質問の安全・安心の村への村民意識の向上についてでありますけれども、外部へのPRのために、特別な日を設けてはという御質問でございます。

警察庁が平成18年から、この安全・安心なまちづくりの日というのを制定たそうでありまして、この制度が始まって以降、警察白書の刑法犯罪認知数で調べてみますと、これが全てではないと思いますが、減少傾向にあるというのを確認させていただきました。村づくりは従来、安全・安心に取り組んでおりますけれども、最近では御質問の中にありましたような、オレオレ詐欺などの対策も力を注いでいかなければならないというふうに思います。子供、お年寄りの犯罪、弱者への安全・安心を高める施策の中で、私どもの中で実行性、あるいは効果など関係機関、あるいは福祉機関も入ってくるかと思っておりますけれども、検証する中で考えさせていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君）　続きまして、片田総務企画課長。

〔総務企画課長兼事業推進室長　片田幸男君　登壇〕

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　それでは、私のほうから御質問いただきました1番目から5番目、それから8番目の御質問についてお答え申し上げたいと存じます。

まず初めに、役場の中ではどんな体制をとられているのかという1番目の御質問でございますけれども、防犯の担当課は私どもの総務企画課でございます、その中に担当の職員がおりまして、警察等の関係機関と常に連絡を密にとりながら犯罪等の抑制に努めているところでございます。

また、そのような情報交換の中で、必要に応じて情報電話での注意喚起みたいなこともやらさせていただいております。あと、実際に事件・事故等が発生した場合、内容にもよりますけれども、状況によっては全職員に依頼をしまして、パトロール等を実施しているところでございます。

また、先日の上田市で傷害事件が発生しましたが、それ以降、役場の担当を一日に複数回村内のパトロール等を実施してきたところでございます。

また、2番目の防犯組織ですね、どんなものがあって、どんな目的なのかという御質問でしたけれども、村内には青少年補導委員会ということで、村内の6名の方々に御委嘱を申し上げて、そこに教育長、それから駐在さん、それから役場の担当が加わりまして、青少年の非行防止、あるいは健全育成を図ることを目的として活動しております。具体的には、毎月一度会議を開いて、近年の状況とといいますか、犯罪の状況ですとか、情報交換をしております。また、夏まつりの後などのパトロール等を実施したりさせていただいているところでございます。

また、村営バスの運転手にも補導委員になっている方もいらっしゃいます。そういう意識で、村営バス、村内くまなく歩いておりますので、そういう意識でまた運行していただいているというようなところもございます。

また、少年警察ボランティアという組織がございまして、これも補導委員長さんを中心に、村内では4名の方がボランティア登録をされておまして、村内もちろんなんですけれども、上田署管内でのパトロールといった街頭啓発などにも参加をさせていただいているところでございます。

また、各地区の区長さんが防犯指導員という位置づけをさせていただいております、区長さんが区長会の会長さんで、副区長会長さんに村の防犯指導員の会長という形で防犯協会の主催の諸行事に参加をいただいたりですとかしていただいております。また、各区からは、女性部の方を1名ずつ選出をいただいております、毎月交代で村内のパトロールを実施していただいているところでございます。

また、本日偶然、たまたま夜サントミュージーで上小防犯協会主催によります安全・安心ま

ちづくり地域大会というのが行われますが、そちらにも、今申し上げた区長さんですとか、女性部の皆さんにも御参加いただくように御案内をして、そんなところから防犯意識の向上に努めていただいているというところでございます。

その上小防犯協会には、我々行政ももちろんなんですけれども、工場とか事業所の防犯部会だとか、金融機関の防犯部会、それから給油所ですね、ガソリンスタンド、そんなようなところの部会、それからタクシー防犯部会、接客業防犯部会、コンビニ防犯部会、あらゆる業種の皆さんがこの防犯協会には加盟をされておまして、それぞれの業種の中でも防犯意識を持って日々活動していただいているという状況でございます。また、小・中のPTAの皆さんも毎月交代で村内パトロールを実施していただいております。

また、郵便局というお話もございましたけれども、昨年6月に青木村と郵便局との協力に関する協定というのを締結させていただきました、その協定項目の1つとして、地域の見守り活動という形の中で御協力をいただいているところでございます。

今、申し上げた組織に対して、特に補助金等の支出はないわけなんですけれども、補導委員さんにつきましては、年間わずかですけれども、報酬というような形でお支払いをしているところでございます。

それから、3番目の143開通後の対策というようなことでございます。

先般、駐在所を国道沿い移転していただきました。これも防犯対策としましては、今までの奥まったところよりは大きな抑止につながっていくのかなという感じでございます。

それからまた、人の往来がふえるということは、防犯上、危険な側面もございましてけれども、人の目がふえると、逆に。そういう意味ではプラスの側面ももしかしたらあるのかなというふうにも考えているところでございます。

開通までにはまだ時間がかかると思います。警察等の関係機関と十分相談しながら、この辺については対策を講じていく必要があるかなというふうに認識をしてございます。

それから、4番目に、村内での防犯カメラの設置の箇所というようなことについての御質問がございました。

こちらで把握している範囲になりますけれども、道の駅の建物の中、外含めて13台、道の駅には設置されております。また、ふるさと公園に2台、それから村内ではくつろぎの湯、大法寺、美術館、図書館、また金融機関には当然設置がされておりますし、コンビニにも設置がされていると思います。いずれも防犯対策といえますか、防犯の目的で設置をされているものだと思います。

また、目的は異なりますけれども、修那羅峠に建設事務所が設置したライブカメラがございます。これは家庭でもインターネット等を通じて常時見ることができるカメラでございます。

それから、詳細は余り申し上げられませんが、警察で設置している箇所もあるということがございます。そのほか、個人で設置をされている方もいらっしゃるでしょうし、企業等で設置をされている例もあるかと思っておりますけれども、ちょっと把握しているところではございません。

また、5番目の御質問の中で、村の入り口や中心部に防犯カメラを設置してはということでございます。

お話にもございましたとおり、今、防犯カメラの映像ですとか、ドライブレコーダーですとか、その辺のところから犯人が特定されるケースが最近特に多くなっているかなというふうに認識をしております。既に設置されている分もございますけれども、警察あるいは道路管理者と、この辺は相談する中で、必要と思われる箇所があれば設置をお願いするなり、あるいはまた、村で設置を検討するなりしていきたいというふうに考えてございます。

それから、8番目に、特殊詐欺への啓発というような御質問がございました。

金融機関の皆さんも今大変に目を光らせていただきまして、私も個人的にお金をおろしに行ったら、何に使うんだいというようなことを聞かれたこともございます。車を買うために、例えば大金をとというような場合に、そのようなこともございました。不審な電話等がかかってきた、訪問があったというような御連絡をお寄せいただければ、すぐ情報電話等で放送して注意を促しているところでございます。

また、管内で同じような事例が発生した場合には、警察等からすぐファクスが入るような仕組みになっておりまして、こちらもその都度情報電話等を通じてお知らせをするようにしてございます。

また、今年度予算の説明させていただきましたけれども、特殊詐欺の防止対策機能を持った自動オート録音機能を備えた電話機、あるいはそれを補う機器ですね、こちらを設置された場合には、5,000円を上限に2分の1の補助をさせていただきますよという制度を設けさせていただいて、本補正予算に計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、沓掛教育長。

〔教育長 沓掛英明君 登壇〕

○教育長（沓掛英明君） 6番目の通学途上の危険な箇所についての御質問についてお答えします。

小・中学校ともに、年度の初めに、自分の通学路について保護者とともに確認をしながら、通学路の地図を作成してもらっております。小学校では、5月の日曜参観日に、保護者が児童とともに通学路を歩き安全確認をしており、気をつける場所などの確認を行ってまいりました。ことしは、さらに7月10日に行われる地区懇談会の後に、小・中の児童・生徒が合同で集団下校をする予定でございます。地区のPTAの方や職員も一緒に通学路及び危険箇所について確認をする予定であります。改善の必要がある箇所については、ここで御意見をいただこうと思っております。具体的には、この機会を大切にしたいと考えております。

安全点検実施状況は、役場建設農林課と教育委員会、駐在さんがそれぞれ気をつけて実施しておりまして、道路表示等、安全が必要だと気づいたことには優先的に対応してもらっているところであります。これまでも、点検結果から必要だと思われたカラー舗装や通学路の表示等を行ってまいりました。これからも必要があれば優先的に対応していただく考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

〔住民福祉課長兼保健衛生係長 小宮山俊樹君 登壇〕

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 私のほうからは、9番の安否確認の対応について御説明申し上げます。

高齢者のひとり暮らしや2人暮らしの方の安否確認につきましては、緊急通報装置の設置、それからレポートのほうにお願いしました配食サービス時の点検、支援センター職員による訪問相談等事業に加えまして、民生児童委員さんによる定期的な訪問や、また地域支え合い活動に通じた見守り等で実施しているところでございます。また、29年6月に郵便局と協定を結び、見守り体制の充実を図っているところでございます。

また、これとは別に、長野県が平成25年度から実施しているしあわせ信州見回り活動というものもございます。県の呼びかけに応じて、訪問等で各地を巡回する機会の多い民間事業所に協力をお願いして、県の民生委員会、それから市町村、そういったところと連携して、それぞれ対応をしているところでございます。この事業において、現在村の方に通報があったという事例はございませんが、協力体制はこれからも引き続いていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） はい、ありがとうございました。

大変きめ細かく御回答をいただきましてよくわかりました。ボランティアをされている方々が大変多いということにちょっと驚きました。これだけやっていたら大変、ますます安心な村だなというふうにも実感させていただきました。

本当に、村当局としても、安全・安心に、大変きめ細かく心配りをいただいていることを確認いたしました。今後も安全・安心の村づくりのために御尽力をお願いして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 金井議員の一般質問は終了しました。

◇ 山 本 悟 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、10番、山本悟議員の登壇を願います。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 議席番号10番、山本です。

さきに通告いたしました2点につきまして、村長並びに担当職員に一問一答方式にて質問させていただきます。

1点目の防犯（監視）カメラ、村による設置と設置補助についてをお伺いいたします。

防犯カメラの件につきましては、午前中、居鶴議員、それから今、金井議員からも質問がございましたので、重複しないように聞きたいと思っておりますけれども、ポイントについてはダブるかもしれませんが、その辺御理解よろしくお伺いいたします。

今、こうしている間も、地球の周りを人工衛星がぐるぐると回っています、24時間。これは西側の衛星、東側の衛星、これは防犯カメラというか、スパイ衛星というか、ちょっと大きな意味のあれなんです、その中で、今、村長の冒頭の挨拶にもありましたけれども、きのうアメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金正恩労働党委員長が会談をしましたけれども、アメリカが北朝鮮の核だとか、あるいはミサイル等々を把握しているというのも、やっぱりこの衛星があって24時間監視して、何か聞くとところによると、10センチぐらいのものまで識別できるとか聞いてはいるんですが、これは私どもの生活とは直接関係のない話ではありませんけれども、大きな意味ではやっぱり世界の安全という意味で、私どもも関心持ってもい

いのかなと、こんなふうに思っています。

それから、議会ですが、これは防犯カメラと別に限ったことではありませんけれども、県会初め大きな議会、国会はもちろんですが、等々で全てをカメラにおさめている、これは後でいろいろな面でも事実を検証するという意味で大きいのかなと思いますけれども、カメラが使われております。

それから、今、衛星なんていう話しましたがけれども、例えば個人の家にとってみれば、特に集合住宅なんかの場合は、戸は1枚添え、来訪者がいてもカメラで映像を映して、知らない人だったら居留守使うのかもしれないけれども、もしいたにしても、ドアはあけないで、ちゃんと音声でお断りするというような形の中で、やっぱりカメラは必要なのかなというような位置を占めているなど、こんなふうに思います。時には、きっと猫も映るのかもしれませんが、いずれにしても、それなりの効果はあるなど、こんなふう思います。

それから、けさほどちょっと訂正があったんですけれども、29年度一般会計補正予算6号の中で、農林水産業費の中の農業費、青木の拠点化施設の中で、道の駅に防犯カメラ4台の設置という提案もされました。184万円ですか。それから居鶴議員の質問にも、それから、先ほど総務課長のほうからの答弁でも、現に道の駅には13台、それから公園には2台の防犯カメラがあるというようなお話もございました。それで、これちょっと、防犯カメラ、あるいはカメラのことについてちょっと触れてみたいと思うんですが、今、一番注目を浴びているのは、自動車の自動運転ということ、これにカメラの果たす役割というのは非常に大きいと思うんですよね。今もう実証運転なんかもされて、私どもわからなくても、実際に高速道路、あるいは幹線の一般道なんかも走っているんでないかといった中で、このカメラというのは非常に大きな役割を果たしている。

それから、先ほど総務課長のほうからもちょっと触れられましたけれども、ドライブレコーダー、うちのトラックなんかも大分最近はついてはいますけれども、運行したのをちゃんとカメラで、あるいはデジタコでそれを記録している。もし事故とか何かあった場合には、もし自分のほうに過失がなければ、カメラはちゃんとそれを証明してくれますし、逆にもし何か問題があれば、逆にそれは証拠になりますし、いいにつけ、悪いにつけ、ドライブレコーダーというのは、皆さんの車もこれから標準装備になるんじゃないかなと、私はそんなふうに思っていますけれども、大分ついてきているなど、こんなふうに思います。

それから、ほかにちょっとお話のあれなんで申し上げますけれども、今、車の運転の中で、ICカメラがドライバーの目の動きを捉えて、それで、もしドライバーがよそ見をしたり、

あるいは居眠りをして目をつぶってしまったとか、そういった場合には、車がブザーでドライバーに警告を発して、なおかつ、ドライバーが何の反応も示さなかったら、自動的にブレーキがかかるというふうな、そんなのもバスとか、トラックとか、だんだん標準装備になってきて、安全に関して、本当にすごい車もお金を投資しているなど、こんなふうに思います。

おかげさまで、交通事故もかつて私の記憶では、昭和40年代の終わりから50年代というのは、年間に死者が1万5,000とか2万人ぐらいいらっしゃったのが、今はたしか4,000人前後だと、こんなふうに私の中で思っています。

ちょっと余計なことというか、脱線しましたけれども、ほかにまだカメラで、例えばスポーツの世界でも、プロ野球の世界でも、ホームランだったのか、ポールに当たったのか、あるいは相撲の世界でも足が出たのが先だとか、何か土についたのとか、タイミングの問題、水泳でもテニスでもいろいろな、ありとあらゆるところでそういったものが利用されています。

それから、防災面では、河川の水位の24時間監視とか、あるいは地滑りの監視とか、花壇の中ではドローンにカメラをくっつけて、箱の中まで調べるとか、本当に文明の利器を利用して、いろいろな面で安心・安全につながっているかなど、悪いといえますか、余りうれしくないのでは、例えば交通取り締まりに警察が無人のカメラをいっぱいあちこち据えつけて、それで、後でいきなり呼び出しが来るとか、そんなのもあります。

それから、警察の例えば取り調べ、これは今度任意で人権を尊重してやっているかというような場合にも、取り調べの可視化というふうなことで、やっぱりカメラで証拠を残しておけば、これはあくまでも任意のものだというふうなことが公判で実証されるんだと思います。

身近なところの話なんですけど、今、当村も有害鳥獣では本当に村長初め村全体、農家の皆さん、本当に頭の痛い話なんですけど、その中で、例えばイノシシがかかっているとか、鹿がかかっているとかというような、やっぱりカメラがあれば当然教えてくれるわけなんですけれども、ただ、コストの問題があって、そこに、えらいそんなに金かけられないと、それよりはこまめに回って行って、目で目視したほうがいいんじゃないかというふうにも思います。

ちょっと横道にそれますが、前置きが長くなりましたけれども、本題に入っているいろいろ聞きたい思います。

まず、先ほど金井議員がお聞きしましたので、設置台数についてお聞きしませんけれども、さっきの答えでは、道の駅とか、大法寺、図書館、美術館等々、結構たくさんあるようです。その中で、今後何か設置する予定、先ほどの4台というような予算になったのは別なんです

が、ほかに、例えば理事会の中で、そんなもし話があったら、今後村全体として設置しようかというようなお考えがあるのかどうか、その辺どうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 防犯カメラは、今、山本議員がおっしゃいましたように、内容も進度化してまいりました。5年前の話ですけれども、私もデモをしてもらっていましたが、1,000円札か、1万円札かわかるぐらいの当時のものもありましたから、今はもっともっと進度化しているだろうというふうに思っております。

設置台数は、先ほど我々が承知しているところはそれだけですけれども、また個人として、あるいは企業として、もっとたくさん設置されているだろうなというふうに思いますけれども、私どもは積極的にそれを措置するつもりは今のところございません。

それから、これからやるところがあるかということですが、また警察、あるいは道路管理者と相談しながら、役割分担を持ちながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） じゃ、例えば個人が設置する場合の補助というようなものについてはどんなお考えでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 個人、これは私の方で調べますと、1台1万円から15万円ぐらいが汎用性のあるカメラかなというふうに思いますけれども、これを個人の家に補助をしていくとなると、1,750戸あるわけでありますので、企業数入れるともっとになりましようか、際限なくありますので、今のところは公的なことで必要なものについては設置していく、個人のものについては、補助するというのは、まだ早い、時期尚早かなというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 県警の補助に関する規定もあります。長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金というふうなものもあります。それなんか結構いろいろ細かくあって、例えば道路とか公園とか、その他不特定多数の者が利用する場所を撮影し、録画機能があるもの、いわゆるこれ個人というのは余り対象にならないと思うんですけれども、例えば青木だったら、その不特定多数の人、公園ももちろん対象になるでしょうし、道の駅も対象になるでしょうし、最大で25万円ということで大したお金ではないんですが、こんなのもあれでしょうか、今回の4台の中で何か視野というか、検討課題の中にはあったんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 県警で持っておられるのは、町内会、自治会、町会、区会ですね、区自治協議会、まちづくり委員会、商店街、組合等でありますので、なかなか予算の枠もあるようでございますので、私どもでは単独でやるという姿勢もあります。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 当村と類似した団体、野沢温泉村さんなんですが、補助の規定がございます。野沢村さんは、所有する家屋、資産等防犯に加え、近接する道路等も撮影範囲とし、地域の安心・安全なまちづくりに云々というふうに書いてございます。

ですから、100%自分の土地だけではなくて、自分のところもあるけれども、公の道路とか、そっちも映っていれば、これは補助の対象ですよと。金額的には最大3万円と、それから、あるいは設置費の2分の1という上限でなんですが、大きな市とか、東京23区なんか全部ありますし、それから、政令市、都市部ももちろんありますし、県内でもぼちぼちあるんですが、そんな中で、どうでしょうかね、村長、今後検討課題として村の安心・安全、子供の見守りの話も先ほどありましたけれども、そんなことも踏まえた中で、検討してみる価値といたしますか、やったらどうかなと思うんですが。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 防犯カメラの設置の優先順位というのは、既につけたところに加えまして、公的なもの、あるいは区とか商店街とか、そういうようなところで、いわゆる準公的なところを優先していきたいというふうに考えております。

したがって、個人のところ、野沢温泉村みたいに半分は道路等を映せばというお話のようでもありますけれども、その前に、村あるいは地区等が必要だというところを優先させていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） これは一般論として防犯カメラ等肖像権、あるいはプライバシーというのはいろいろ問題になるかと思うんですが、その辺、村長どうでしょうか。難しい問題で、司法が判断するのか、それは、村長はどんなふうに思われますか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど私的なところは我々積極的に公表するつもりはないというのは、1つそういう意味もありますし、警察もまたし違った意味も含めて、設置場所については公表しておりません。調べてみますと、店舗において防犯カメラによる撮影、録画がお客さん

の肖像権、あるいはプライバシー権を侵害する可能性があるということで、これは無制限に許容されるものではないということでもあります。最高裁の判例もありまして、憲法13条でも、これは全て国民は個人として尊重されるという権利もあるわけでもありますので、ここは慎重にいかなければならない事案だというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 2問目に質問する民泊の件でも関連するものがあると思うんですけども、大勢の外国人が来る。そうすると、必然的に治安はどうしてもいろいろ問題が出てくると。日本自身が多民族国家になりつつあるという面もありますけれども、そんな中で、本当にますますこういった防犯カメラというのは必要性は高まると思うんですよね。こういう文明の利器に頼るといっては決して精神的にはすばらしいことではないんですけども、やむを得ない措置として、結局文明の利器をお願いしてあげると。

例えば、この間の新潟の事件もそうですけれども、あれもし防犯カメラかなんかがもっとあったら被害は防げたんじゃないかなというふうなことも思えるし、それから、この間の新幹線の、何かあれはカメラあったんですけども、結局、ただあれはこれからの証拠とか、公判の維持とか、そういうところには利用できるけれども、予防効果というのはある程度あったのかもしれないけれども、確信犯的な人だったんでだめだなと。

それから、浜松で何か女性の看護師さんが拉致ですか、襲われしまったというような、あれも防犯カメラに映ってはいったんですけども、ただ、映っていたというだけで、それを実際に警察とかどこかが利用したという形跡はないみたいですけども、いずれにしても、防犯カメラというのはこれからはもっともって、現在何か日本で300万台とか、400万台と言われてはいますが、これは別に、どこが統計とったのか、何か推計値だと思うんですよね。本当の正しい数字なんていうのはわからないと思うんですけども、いずれにしても、だんだん、もっとふえるだろうと。グローバル化になって多民族国家になる、それから多宗教、それからいろいろな人になってくると、日本ももっともってそういったものに頼らざるを得ない時代になると思うんですけども、村長、きょうのところのお話は聞きましたけれども、長い目で見て、また、防犯カメラについていろいろ検討していただきたいと、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私、社会福祉協議会におりましたときの経験を申し上げますと、くつろぎの湯でよく置き引きがあったんですよ。どうするか、警察のほうから防犯カメラをつけ

たらという話もありました。少し性能のいいのをお願いしましてつけました結果、置き引きはびたっととまりましたね。そういう抑止力というのは大変私も現実として承知しておりますので、御質問の趣旨は今後も生かしてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） この問題については、以上で終わります。

それでは、2問目の問題、民泊新法、あすとあさって施行、村として何か対応されるんですかと。制定とか指針とか何かあるんですかということなのですが、この問題について、私実は聞くのが3回目で、山本、おまえしつこいなと、こういうふうにかっと思っていらっしゃるかもしれませんが、最初にお聞きしたのは、おととしの9月の第3回の定例会でございます。そのときのタイトルは、民泊を推奨、支援して、村の活性化にということで村長にお伺いをいたしました。そのときの訪日外国人の数というのは1,800万人ぐらい、国の観光立国推進基本計画では、32年までに2,500万人というふうな予想をしておりました。当時も農山漁村余暇法に基づく体験民宿ということで、有償で日本が認められておりました。

それから、村長の答弁では、村内の空き家等の民泊転用可能戸数は把握していないが、ええっこ村さん等のホームステイを強化された上、現行の農水省の農泊とともに、民泊新法も視野に村の活性化に寄与できたらいいなというふうな、期待的な村長の発言がございました。

それから、昨年第3回の定例会では、タイトルは民泊新法（住宅宿泊事業法）成立に伴う村の対応についてということでお尋ねをいたしました。その中で、村長の御答弁は青木村に定着するのかな、マナーの悪い外国人が来てもなじむのかなというような御心配をされておりました。

それから、民泊3事業、これは事業者、それから管理業者、それから仲介業者を村内でやる人がいるのかなというふうな御心配もされておりました。村内に外国人を対象とする宿泊施設というのはいかかなものかなというようなことでの1回目の質問の、おととしの質問よりは去年の質問の方が村長、何かちょっと一歩足引かれたかなと私はそう感じました。これはいろいろ現実的な治安の問題とか、ごみの問題とか、いろいろな問題があったりしたのかなとは思いますが、そんなことでした。

県の住宅宿泊事業法の適正な実施に関する条例、あるいはそれに対する県の条例の施行規則というのが、この11日だから、おとといホームページで、憲法で公表されました。今まで新聞等で予告的な意味でありましたので存じ上げているかと思うんですが、その中で、規制は、77町村中5町村は規制をしない、あとの、残りの町村は、72は規制をするというこ

とで、当村も当然規制をする72分の1に入っているわけなんですけど、その中で、一般的な学校から100メートルとか、あるいは住宅の専用地域だとか、交通の混雑地域だとかというふうな問題があります。これは県がやったことなんですけど、村として町内でどんな検討をされて、何からの形に、要綱でもどんな形でもあれなんですけれども、何かあれでしょうか、検討された経過、あるいは結果として、今こんな結論とか何かありましたらお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今日的な課題でありますので、何回でも議会で御質問いただければと思います。

3回目の今回は、一番引いた答弁になるかと思っておりますけれども、御理解をいただければと思っております。

この間、法定ができて、法制度ができて、ヒアリングがあって、パブリックコメント等があったり、私どもも旅館組合の皆さんともヒアリングをしたり、あるいはもちろん町内の担当課内でも検討したりする中で、だんだんこれは課題が多いなというふうに思うようになりました。それは今御質問の中にもありましたように、マナーの問題もありますし、これは恐らく一過性のものであろうと、もともとこれは東京オリンピックとか、そういうことで客室数が足りなくなる首都圏、東京圏を中心に、あるいは京都とか、そういうところを中心に考えているので、こういうような長野県の観光地、大きな観光地はまた別とすれば、青木村にはなかなかなじむものではないかと、こういうふうに思っております。

もう一つは、ふだんの旅館のなんかに比べて、消防とか、それから何というんですか、査察なんですけれども、建築基準法とか、そういうところが随分緩和されていって、そういう面からも心配があるなというふうに感じております。

青木村でも、29年度の実績を見れば、泊まりで1万1,472名、日帰りで2,639人の方が入湯税を払っていただいているわけでございます。一部の旅館のお話を聞くと、一部の、例えば5月の連休を除いては、空き率はいっぱいあるので、空き部屋はいっぱいあるんだと、こういうようなお話もいただいております。

それから、バンガローもやっておられる方もいらっしゃいますし、農家民宿もやっておられる方もいらっしゃいますので、そういう足を引っ張ることもありますし、いろいろ考えた結果、村では御案内のとおり、厳しい規制を、ほかの市町村の中でも、学校とか、公共施設だとか、そういうようなところの近くではないようなところを入れて厳しいものを設定させていただきます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 将来的には4,000万人とかというような訪日外国人を国は予想しているようですけれども、好むと好まざるとにかかわらず、当村も1つの島ではありませんから、賄え部分もあると思うんですよね。そんな中で、うまく対応して共存共栄といいますか、図っていければいいなど。既存の例えば旅館業、ホテル業等々の皆さんは、やっぱり既得権のことをどうしても頭の中にあると思うんですね。それは何の商売でもそうでしょうけれども、自分たちが今まで長い間いろいろな規制の中で時間もお金も汗も流してやってきたことが、あるとき、何にか突然簡単に開放されたんじゃないかという、そういう気持ちは当然わかるんですが、いい意味で共存共栄、来てくれる外国人の人を拒まないで、できるだけ歓迎をして、いい形で気持ちよく帰ってもらって、外貨も置いていっていただくと、逆に日本人が外国へ行ったときは、またもてなしをしていただくと、そういうふうな考えが私はいいいんじゃないかと思うんですけれども、そんな中で、私どもの村としても、旅館さんとかを見ると、何か以前よりちょっと軒数とか、何かそれがにちょっと少し右肩下がりじゃないかなと、ちょっと寂しい思いなんですけれども、そんな中で、何とか村がもっと活性化するという意味でも、共存共栄を図ってできればと思うんです。

ちょっと苦しいような言い方ですけれども、そんな中で村長は、村をあずかる人としていろいろあるんでしょうけれども、最終的にこの問題については、じゃあれでしょうか、様子を見るというような、そういうことでしょうか。それとも何か若干なりとも少し何かできないかな。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 民泊は、これからスタートをするわけでありまして、1年間を通して、この4シーズンを通してというようになっていくかというのを、また私ども見ていきたいというふうに思います。

それから、外国の方が来て、私どもノーとしているわけじゃなくて、ええっこの村の皆さんは1,500人、2,000人近くの方をウェルカムして、しっかりやっておられますし、それから、村内の旅館の方は外国の方をたくさん受け入れているわけでありまして、決してその民泊をやめたから外国人の方をノーとしているわけではございませんので、その辺は御理解をいただければとれ思っております。

それから、入湯税に関して言えば、少し、ここ2年間ぐらい底を打って上がってきたかなというふうに思いますので、旅館の皆さんの大変御努力も少しずつ実つき始めているかな

というふうに思います。

いずれにしても、空き家の問題も含めて、民泊に関することは、もう少し私ども慎重ではありますけれども、アンテナを高くして、世の中の動き、特に長野県内、あるいは長野県内の観光地の状況を見守ってまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 5年後、あるいは10年後とか、将来のこと、あれなんですけれども、禍根を残さないように、あの時いい選択をしたなというふうな形、それは誰もわからないんですけれども、そのときベストの選択をして結果としてよかった、結果としてよくなかったとかということになろうかと思えますけれども、そんな意味で、村民の皆さんの知恵を結集して、何とかと思えますが、その辺、また音頭取りよろしく願いしたと思えます。

それでは、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 山本議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、1番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議員番号1番の宮入です。

さきに通告しました3点につきまして、一問一答方式にて質問いたします。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

まず、1点目、青木村の山村振興計画についてお伺いいたします。

農業の点から見た山村振興という視点でお話しさせていただきます。

農業を発展させるために、青木村ではさまざまな施策を行っているところとは思いますが。

本年4月には道の駅がリニューアルオープンとなり、国道143号青木峠新トンネルが来年度以降の事業化着工に向け進んでいます。このような状況の中で、青木村の農業をどのように発展させていくのか、どうあるべきと考えているか、まずお答えいただきたいと思えます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 143の新トンネルが事業化する際に、知事から言われましたのは、ト

ンネルはできた、交通が便利になったというだけではなくて、ちゃんとした村づくりをしっ
かりやってくださいねと、こういう宿題をいただいております。

そういう中で、工業も、それから道の駅もそうなんですけれども、農業もそのうちの1つ
だというふうに思っております。常々私は村の基幹産業である農業の振興というふうに言っ
ておりますけれども、この農業を機軸として観光客の増、それから道の駅とか、そば屋さん
とか、旅館など、食材を提供していただく場、あるいはきょうも他の議員から御質問ありま
したように、6次産業の発展、こういうようなことをしていきながら、稼げる農業、このチ
ャンスを生かして、そういうふうなことをいろいろと時代背景もできてきたので、これに向
かって農業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

山村振興計画についてですけれども、山村振興計画というのは、山村地域の自立的発展を
促進し、経済力の強化や住民福祉の向上、地域間交流の促進などにより、定住の促進及び人
口の著しい減少の抑制を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを
目的とした計画だと言われております。

また、長野県には長野県山村振興基本方針があります。これは山村振興法第7条の2に基
づき、振興山村におけるさまざまな振興施策の基本的な事項について定めるものとして、平
成18年2月27日に策定しましたが、平成27年4月1日付で法が改正され、平成37年3月31
日まで期限延長されたことから、平成27年12月に、現在の社会経済等の情勢を踏まえて変
更し、振興山村市町村が地域の振興に関する計画、山村振興計画を策定する際の指針として
こういった方針が出されました。対象地域となる振興山村とは、法により指定された地域で、
昭和25年2月1日における市町村の区域において、旧農林業センサス規則に基づく調査の結
果、林野率が0.75以上で、かつ同調査の結果による総人口を総土地面積で除して得た数値、
人口密度が1.16未満である区域を指しております。

ちなみに、平成22年国勢調査2010農林業センサスによると、青木村は林野率80.9%、総
人口を総土地面積で除して得た数値、こちらは0.81ということで該当しております。ただ
し、当郷地区を除いての対象となっております。

県内の振興山村は、平成27年4月1日現在の市町村で49市町村となっております。これを
受けて長野県で現在計画策定を行っているのは、伊那市と小谷村、栄村で、3年計画の3年
目で終了の年だと聞いています。

このような山村振興計画ですが、青木村の山村振興計画、これは今までどのように行われてきたのでしょうか。また、現在山村振興計画というものは青木村に存在するのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 山村振興の関係でございます。青木村の山村振興法の指定は昭和45年となっております。それ以後、昭和53年に第2期計画の樹立をし、また、平成10年には新山村振興計画として策定しております。それ以後、特別対策事業として、事業の一環で平成13年には、女性、若者等活動促進施設を整備しております。平成17年度以降の山村振興計画につきましては、策定しておりません。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

今までも青木村では、この山村振興計画を策定して、いろいろなことに役立ててきたというところだと思います。現在の青木村の農業は、どんな方向で、どこへ向かっているのでしょうか。青木村の農業者が一丸となって進められる、そういったことはないのでしょうか。

私が言いたいのは、村で何か新商品を開発したりする話ではありません。つくるのはあくまでも村民であったり、村の企業であればいいと思っています。ものをつくる前に、コンセプトやビジョン、こういったものを決めて、それに向かって新しいものを各企業、各個人、そういった人たちが自由に工夫してつくり出す、ただ、その方向性というものを示してあげるべきではないでしょうか。

そこで、青木村の農産物のブランドを立ち上げること、ブランディング、これを提案したいと思います。ブランド化をすることによって価値を高め、農業者にもやりがいを感じてもらい、さらには就農を希望する人たちが青木村に集まるようにしたいんです。農業の点では、農業委員会を中心として、竹パウダーを堆肥化するなどして、健康的な野菜づくりをするプロジェクトがあるかと思います。また、村内でも若手を中心とした農薬や化学肥料を使わない農業を行う団体もあります。

青木村では健康増進プロジェクトも始まっています。食と健康の関係は切っても切れないものです。食と農の関係も同じです。農を中心に、食と健康を意識したブランドづくりをするべきだと考えます。

青木村には全国に誇れるワイナリーもあります。食品加工の工場もあります。最近ではソウルフードと言いますけれども、長野のソウルフード、おやきを製造するところもあります。

1つのコンセプトがあることにより、点が線となってつながることで大きな効果を発揮するのだと思います。

また、山村振興計画を策定することで、青木村の農産物のブランディングを行ってみてはどうでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の中にもありましたように、農業に付加価値を高めるというようなことは大変大事なことであるというふうに思っております。魅力を高めて地域の産業の振興、農業の振興ですね、所得、雇用の促進を図る、あるいは定住の促進であるとか、あるいはひいては住民福祉の向上にもつながっていくものであるというふうに思っております。農業だけではなくて、付加価値という御質問の中にもありましたように、観光商工、あるいは女性の皆さんなど、熱い熱意を持った方々がおりますので、このブランド化につきましては、その他の皆さんの意見を聞きながらやっていきたいというふうに思います。

私は、今、宮入議員さんの御質問聞いていて思うんですけども、御質問にありましたように、大枠は決めるにしても、個々には価値観が違うんで、全く無農薬でなければ嫌だという、有機の肥料でなければ嫌だという人はおられますし、そうこだわらない人もいんで、余り行政が細かいことを決めて方向づけするのは、余りよくないといいたいまいしょうか、あるべき姿ではないんじゃないかというふうに思いますけれども、そのブランド化を高める1つの方法というか、幾つもの多岐にわたってのそれは答えがあってもいいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

私も、あくまでも例として、そういったものをやったらどうかという話なので、今後、そういったブランディングしていく際には、村民の皆さんでいろいろお話をする中で方向づけ、そういったものを決めていただければと思います。

こういった計画を実行するためには、行政、農業者、商業者、あるいは大学など教育機関など、そういったところと連携して、プロジェクトを立ち上げるという必要があるかと考えています。

青木村の農業発展のために山村振興計画、これを策定していただき、それを進めるために協議会の設立、これを行政の主導でしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 昨年、山村振興を、何というんですか、もととする関東甲信越の協議

会というのがありまして、そこの研修会、総会に出席してまいりました。だんだん参加者が少なくなっていく話を聞きまして、その理由聞いてわかったんですけども、全国全体で7億5,000万しか補助金がないと、これはちょっと現実的な話なんですけれども、ということで、だんだんこの魅力がなくなって、昔は私どもは公民館をつくったりした経緯があって、大変恩恵をこうむったんですが、現実の話として、そんな話を伺ってまいりました。

昨年度からスタートいたしました5カ年計画の中にも、しっかり農業の振興等々をうたっています。山村としての振興もこの中に入っておりますので、そういったことを中心に、今の御趣旨を踏まえて、農業だけではなくて商工観光も入れた中で、これを議論させていただきたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） はい、ありがとうございます。

余り大きな山村振興計画、これで余り大きなことができないというのも、私もわかってはいるわけでありましてけれども、そういったブランディングをするようなソフト事業と申すか、そういったことに関しては、今、青木村に必要であり、今、長野県のこの状態としても申請しやすいんじゃないかなと、実際ちょっと試してみたいというところではあります。た

村長初めとして、そういった山村振興計画のことも御理解いただいているようなので、実際これを使うかどうかは、使うことが重要ではありませんので、青木村としてのブランディングの何かしていく、そういった動きをぜひお願いしたいなと思っていますので、よろしくお願いたします。

続きまして、2点目、青木村の公共交通についてお伺いたします。

松澤議員の質問にもありましたが、また、昨年6月の議会でも、私のほうからも質問しております。昨年の質問の際にも村長からは、村営バスについては課題が多いけれども、まだしばらく一生懸命やっていきたいというお答えをいただいております。

しかしながら、時代とともに変わらなければならないものもあるはずです。これからは自動車を運転してきた世代の高齢者の方が、家族との相談によって免許証を返納したりして、公共交通に頼ることになります。今までは自分で行きたいと思ったときに、行きたいところへ行くことができたのに、それが難しくなるわけですし、これは便利な生活から不便な生活をすることを意味します。また、家族の形態も時代の移り変わりとともに、個の家族形態となってきており、家族に頼ることも難しいという、こういったことがふえてきています。公共交通は何も高齢者の方のためだけのものではありません。もちろん通園、通学のために利用

するお子さんもいらっしゃいます。

先日、村営バスを利用するある中学生のお子さんがいらっしゃる御家族とお話をさせていただきました。部活動のお話を伺ったところ、何もしていないということでした。その理由を聞きますと、村営バスの時間の関係があつて、部活動を行うと帰宅する手段がなくなってしまうからだそうです。今の状況はわかりませんが、私の中学時代、青木中学にいたころ、部活動をしていない生徒というのはいなかったと記憶していましたので、この話を聞いたときには非常にショックでした。しかも、交通手段がないから部活動はやりたいけれども、諦めているという話に、二重にショックでした。村営バスなどの公共交通機関は、本来なら、こうした交通弱者の方に利用してもらうことを目的としているはずなのではないかと思えます。

要は、必要とされている方に、そのサービスが届いていないということなのではないでしょうか。ただし、私はこの学生のために大きな村営バスを走らせてほしいと言っているわけではありません。地域の公共交通に求められているニーズは多様化してきています。今のこの仕組みでは対応し切れなくなってきたのではないかということなんです。

そこで、村営バスの現状についてお尋ねします。

現在の村営バスの利用者数は、先ほど回答をいただきまして、今、1万2,380名、1便当たり2.2名ですか、とのことでした。こういった、この利用状況を村としてはどのように考えているのでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 宮入議員の御質問の中にありましたように、そのサービス、村営バスのサービスがサービスをする人に届いているかというのは、私どもも課題であります。交通会議だけではなくて、運転手さんを通じたり、運転手さんは毎日子供たちや高齢の方と接しておりますので、そういった方々の意見を聞いております。あと公共交通会議でもたくさんのメンバーに来ていただきまして、そういった意見を集約しております。本当に収入と歳出を見ると、目を覆いたくなるような状況であります。これをすぐやめるとかということは全く考えておりませんし、もっと使ってもらおうということを考えなければならないというふうに思います。

それから、もう一つ、御質問の中にもありましたように、必要なところにサービスが行けるような工夫をまだあるのかなと、我々はとりあえず達しているなというふうに思うんですけども、調べればまだあるのかもしれませんが、それが対応できるものと、できな

いものもあるわけでありまして。もう少しアンテナを高くしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

こういったニーズに合っているのかどうか、何となく村民の感覚と行政の感覚というのが、何か今合っていないのではないかという気もするんですけども、こういった検証というのはどういった形でやられているのでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 毎年公共交通会議を開催しているわけですが、コンサルに委託する中で、利用の状況等も毎年分析をしまして、その会議の中で、バス業界、あるいはタクシー業界初め、陸運局と県等も交えて議論をしているところでございます。また、毎年ではございませんけれども、利用している方、また利用していない方にアンケート調査する中で、ニーズの把握に努めているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） はい、ありがとうございます。

分析をしてはいただいているということでした。現在の村営バスの収支状況をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 運行収入のほうも、利用者数の減少に伴って少なくなってきたことは事実でございます。また同時に、県からの補助金も減少傾向にあるという中で、平成29年度につきましては、収入が約428万円、支出が約1,660万円でございますので、1,200万円を超える赤字の状況ということでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

この収支状況に関しては、村としてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この村営バスは福祉事業の一環と考えれば、バランスをとるという事業ではないというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 村民の目線、感覚で考えますと、それを黒字にしてくれという感覚は

余りないと思うんですけども、同じ赤字なのであれば、やはりもう少し便利に皆さんが使えるようなふうにならないかちょっと考えるんですけども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ぜひそういう具体的な案がありましたら御教示いただければというふうに思います。

先ほどいいましたように、今までの経過見ますと、路線の設置したり廃止したり、変更をしたり、あるいは延ばしたり、いろいろやってきた結果が今あるわけなんです。時間帯にしても、千曲バス等をお願いして連動できるようにするとか、旅館の皆さんにもお願いして、これを活用してもらおうとか、学校、保育園とも連携してやっていくとか、いろいろやりながらここまで来ているわけでありまして、もっといい工夫がないかというお話でありますけれども、今のところ、私どもか考えられるのはこれでございます。

その結果、大型バスからミニデマンドにして、バスも小型に、中型というんでしょうか、したとか、そういうようないろいろ経過があって今あるわけでございます、今現在では、これが私ども考えられる最良だというふうに思います。

議員さんのほうで、いや、こうしたほうがいいよという具体的な提案があればぜひ、私どもも検討をぜひさせていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 提案のほうをさせていただきたいと思うんですけども、こういった高齢化社会を迎えて、車を運転してきた世代が公共交通機関に頼るようになってきて、医療機関に通う場合に苦勞してきています。上田の医療センターに通う際に、公共交通機関を使う場合はどのようにしていくのでしょうか。

青木バスターミナル、もしくは、もよりのバス停まで歩いたり、もしくは村営バスで、そのバス停のところまで行く、そこから千曲バスで原町のバス停で降りるのでしょうか。もしくは上田の駅で降りて、タクシーで行くのでしょうか。元気なら問題ないかとは思いますが、高齢者の方で、かつ病気の方で、この使い方というのは難しいのではないのでしょうか。青木からタクシーで往復することはできるとは思いますが、高額過ぎて使える方はごくわずかの人でしょう。佐久総合病院や、これからトンネルが開通して、信州大学医学部附属病院へ通う方もふえるかもしれません。このような場合、どうしたらよいのでしょうか。

昨年の6月にも提案しましたが、皆で助け合いながら、ニーズに応える公共交通として、

公共交通空白地有償運送事業を村営バスに追加で検討してほしいと考えています。村営バスを廃止してほしいわけではありません。公共交通空白地有償運送事業と言いますのは、国土交通省の定める法定要件を備えた運転者と登録済みの自家用自動車が交通空白地の移動を支援するもので、現在は全国約80団体で事業化されて、過疎地域の交通手段となっています。運賃はタクシーの半額程度で、旅行者にも利用してもらえるため、観光事業としても期待できるんです。多くの地域である問題ですが、デマンドバスを利用するには事前に予約が必要で、乗車できる曜日や地域が限られているなど課題があることから、やはりドア・ツー・ドア、家から目的地までの交通手段、これが望まれています。

2016年5月に始まった京都の京丹後市、丹後町のNPO法人気張る！ふるさと丹後町の支え合い交通では、配車アプリのはウーバー、こういったスマートフォンで使うアプリがあるんですけども、これを利用して、運賃は最初の1.5キロまで480円、それを超えると1キロ120円が加算される仕組みで運用されています。

長野県では、中川村のNPOタクシーぽかぽかがサービスを行っています。上田地域でも、この問題はあるはずですが、広範囲で連携して、このような村民が主体的に事業に参加して支援できる仕組みである公共交通空白地有償運送事業、これの検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 公共交通空白地域有償運送について、少しひもときたいと思いますけれども、地域や車を持つ近所の人に目的地まで乗せてもらう、善意で行うものや、あるいは地元NPOが許可をとって道路運送法で定められた条件の中で行うということが必要になってまいります。

課題は、地域公共交通会議の承認が必要なんですよね。この中には御存じのとおり、バス会社もタクシー会社も実は入っているんです。これが課題だというふうにいるところなど聞いてみますと思います。そのまま運輸支局からの承認をとるわけでありまして、運転手は一定の条件のもとであります。費用はおおむねタクシー会社の2分の1というふうに聞いておりますけれども、その交通会議でタクシー業界、あるいはバス会社が入っている中で、早く了解してもらえるかなというのは課題であるわけでありまして、そうすることによりまして、タクシー会社は別として、バス会社が運行を減らすとか、そういうことがあれば本末の違いが出てくるだろうというふうに思っております。

それから、もう一つ、地域支え合い事業が9地区できております。その中にはワンコイ

ンで、これは本当、善意でありますから、この運送法とはまた違うところでやっているんですけれども、ほとんど、全くと言っていいくらい、この需要がないんですよ。どうしたことかと思えますけれども、私は、当初つくった際は、相当あるかなというふうに期待をしておりましたけれども、残念ながら需要はないんですね。ということであります。

それから、これはある地区でやっております、社協がやっております同様の法律に基づかないものなんですけれども、これも利用者が余りないというような話を聞いているところがございますので、少し、もちろん、こういった必要性は十分思っておりますけれども、今御質問のようなこの事業がこれに、青木村になじむのかどうかということもあわせて検討させていただきたいと思えます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 昨年の6月にも同様の回答をいただいていたかと思えます。

ただ、村民の中からはそういった意見もありますので、ぜひ公共交通会議で、ぜひ議題として上げていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 近々行われますので、少しそんなことも、皆さんの御意見を伺ってみたいと思えます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ぜひ、私も公共交通空白地有償運送事業、これだけに何かこだわっているわけではなくて、村民の皆さんがやはり困っている、そういう状況を何とか解消できる方法、そういったものをやっぱり考えたいと思っておりますので、ほかにも何か方法があれば、そういったものを考えればいいんですけれども、今ちょっと私の中では、こういったものが解決策なのじゃないのかということと提案させていただきました。また、引き続きこういった公共交通のことで、いろいろ制度とかも変わってくるものもあるかと思えますので、引き続きそのことに関しましては、私のほうも研究していきたいと思っております。

次に、3番目の青木村の豪雨対策について伺います。

梅雨に入りまして、雨のことが気になる季節となりました。農業者でもある私からしましても、昨日のお昼に、にわか雨が降ったわけですが、久々に降ったことで、ありがたいものでした。このように、ありがたい雨ではありますが、最近では毎年のように異常気象と言われ、日本各地で時間100ミリ以上の豪雨も珍しくありません。昨日のお昼のにわか雨も、スマートフォンなんかの情報を見ると、雲的には時間80ミリぐらいの雲が来ているということ

で通報してきています。実際降るのが、その1時間降りませんから、時間80ミリといっても、1時間に80ミリ降ったわけではありませんが、それぐらい降る雲というのが来ることがあります。

都市部だけと思われていたゲリラ豪雨、局所的大雨も、今はどこで起きるかわからないようになってきています。平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害は、3時間降水量が200ミリを超え、大規模な土石流が発生し、関連死の方を加えると77名の方が亡くなる大きな災害でした。

青木村でも、平成22年7月豪雨で、土石流を伴う大きな災害がありました。当時、私は消防団員として出動し、夜間あふれ返る用水路の水を何とかしようと、仲間の団員と土のうを積み上げていました。その時点では、どこが水路で、どこが道路なのかすらわからない状態で、全てが川になっていました。次第に流れる水の深さが増し、水流の深さで積み上げた土のうが流され、最終的には団員の命が危険であるということで避難したという、ちょっと苦い経験をしました。いつまたこのような豪雨があってもおかしくないと考えます。やはり、まず守るのは村民の命だと考えています。しかしながら、全ての危険箇所を整えることは難しいということも承知しています。防災も必要ですが、減災の考え方も非常に重要なことだと思います。このような状況下での青木村の自然災害に対する考え方をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 消防団の皆さんには災害の際には大変お世話になっておりまして感謝を申し上げているところでございます。自然災害に対する考え方でありすけれども、私どもが想定する災害について、風水害と震災があるわけでありすけれども、そのほか、航空災害、道路の災害、危険物等の災害、大規模な火事、林野火災、雪害、それから火山の災害、ないと思っておりますけれども、原子力の災害等が考えられます。そういうことで、防災計画を改定いたしまして、今言ったようなことを追加したところでございます。

いずれにしても、こういった準備、いろいろ減災も含めて準備が大切だということでもありますので、防災計画の改定はもちんでありすけれども、避難所の耐震化にも努めているところでございます。

もう一つ、外部、内部、村内、村外等含めた通信網の整備も、いざ災害の際には大変だというふうに思いますが、せっかくの機会でありすので、今、村が準備等しておりますものについて申し上げたいと思っておりますけれども、村民の皆さんへの周知の方法、それから防災訓練の実施、それから市町村、他の市町村との相互協定、民間との災害協定、職員の災害の際

の初動マニュアルの作成と周知、防災グッズの準備、橋梁などの長寿命化、防災関連の研修会の参加、関係機関と非常時の連絡の確認、電源の確保、テレビアンテナの準備、ヘリポートの確保、防災公園の整備、ため池の耐震診断等々、考えられることは、できることは今やっております。

しかし、先日、驚愕をしたんですけれども、これは6月8日の新聞であります。南海トラフの地震について記述がございました。長期的な被害で1,410億円、20年後までということと土木学会が推計したわけでありまして、国が減びるといような言葉も使ってありました。このとき私どもは、南海トラフは案外無頓着でありましたけれども、5強ということで、この地域もありますということと、それから、この地域は仮にそう被害がなくても、ほかの地域で相当被害を受けた際のこととも考えた防災対策も今後必要になってくるなど、こんなふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

この季節は、まず、水の流れているところが氾濫したりするということが恐ろしいことだと私は今考えています。河川や農業用水路、排水路などありますが、村で工事等を行う際の豪雨対策、こういった何かをつくるときの設計の基準というものはあるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 村の工事の関係でございますが、村の工事におきまして、いろいろな水路工事とか、いろいろなさまざまな工事を発注しておりますが、本来の目的の工事を設計するに当たりまして、それに伴う豪雨対策についての特に積算というものは、そこには加わっておりません。ただし、設計基準に基づき設計をしている中でございますが、非常時における災害時、例えば台風が来るから危ないとか、そういう場合につきましては、当然管理費の中で責任をとって業者として対応してもらおうということが1点と、また、工事をする際には、やはり村の職員が監督員として配置されますので、それは密な連携をとりながら工事は進めているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

すみません、私もちょっとそういった設計のこととかよくわからないんですけれども、何かその川とか、そういった配管とかわからないんですけれども、排水路とかやるときというの

は、何か時間何ミリまで大体耐え得る設計とか、そういったものというのは、余りそういったものはないということなんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 例えば水路、例えば用排水路の工事をする場合には、本来は用排水路を目的とした工事ですので、災害復旧工事ではないものですから、災害のための工事ではないもので、全くまた違うものでございますので、水路工事を例えばやる場合に、それが災害に耐え得るかということは、そのようなものは入っておりません。例えば農業用水路が基本的に1年に一度の大雨とか、排水路は10年、20年、大雨に耐え得るようにといった従来からの、ある程度の基準はあるようでございますけれども、急激な豪雨災害、豪雨的な雨が来た場合を想定しているというものはございません。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

続いて、村の対応のことに関してなんですが、時間の雨量とか、累計の雨量、今、村で雨量計などあって、私も毎日実は見ているわけなんですけれども、そういったものを見たり、あといろいろ気象の警報とか出るかと思うんですけれども、村は何か、何ミリ降ったら何かするとか、警報が出たら何かをするとか、そういった何かマニュアル的なものがあるって、村の職員の方が何か動くとか、待機するとか、そういった何か基準的なもの、何かマニュアル的なものというものはあるんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 雨に限らず、災害が起きた場合でございます。平成26年に青木村の地域防災計画並びに災害時職員初動マニュアルを策定してございます。この中で、長野気象台等からのいろいろな大雨警報が発令された際に対応を開始することとしておりますが、そのマニュアルの中でも災害時の職員の活動体制ということで、災害の状況等によって警戒一次体制から警戒二次体制、また、非常体制、緊急体制、全体体制という5つの段階を設けておまして、それに応じた対応をするということで、職員には徹底しております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

そういったマニュアル化もされているということでした。実際、いつ起こるかわからない豪雨なんですけれども、実際何か豪雨災害があった場合どうするのか、そういったシミュレ

ーションというものも、そういったマニュアルか何かで決まっているということによろしい
んでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 防災全般の話になるかと思うんですが、私のほうでちょっとお話しさせていただきますけれども、やはり何かあった場合、シミュレーションということでございますが、年間通じまして、消防団も通じたりとか、いろいろな防災訓練なども行っているかと思えます。やはり机上訓練もありますが、日ごろの活動の中で、いろいろな想定した中で訓練は行っているところでございます。

また、建設のほうでも、既に御存じと思いますが、やはりハザードマップを配布しております。地滑り、または洪水ハザード、また土砂の関係も配布しております。その中に、特に青木村の洪水ハザードマップにつきましては、浦野川が氾濫した場合には、その被害状況というか、どこら辺のあたりが浸水になるのかということも図面で示しておりますので、それぞれのハザードマップにおきまして被害想定が表示される中で、また避難地域も、避難箇所ですね、そちらのほうも、場所も設定されておりますので、それを住民の皆さんに配布されている中で、また一読いただきまして、また御理解をいただきたいと思っております。

また、私どもも非常時におきましては、迅速な対応を心がけておりますので、こういうハザードマップも生かし、また日ごろの訓練の中でも生かしていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） こういった災害というのは、やはり忘れたところにやってくるものでありますから、こういったハザードマップ、準備せつかくされているものですので、また村のほうからも情報電話等を使っていただいて啓発していただければと思います。

都市部などでは、豪雨の際には下水道があふれるという光景、よくニュースで見ることがあるんですが、青木村の下水道も豪雨の際にはあふれてしまう、こういった可能性があるものなんでしょうか、お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 青木村の下水道につきましては、分流方式ということでございます。下水道管には汚水しか流れておりません。そのため、雨水などのものにつきましては、用水路、あるいは側溝へ流れるようになっているため、下水管には入りませんので、あふれることはありません。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 都心部等で見られるような、下水道の方式とは違うということでしょうか。はい、ありがとうございます。

村の対応についてお話ししましたが、各企業や家庭での対策、こういったものもする必要はあるかとは思いますが。各家庭や農地、駐車場、最近では太陽光発電の設備等もあります。これらの雨水、排水の対策、こういったものは、村としてはどのように考えているのでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 雨水、排水対策ということでございますが、前提としては、やはり個人名義のものは、個人での自己管理であるというふうに認識しております。

また、農地については、基本的には地下浸透ではどの考えは持っておりますが、豪雨等、農業に関して災害が考えられるときは、青木村の農議連で情報電話での注意放送等の啓発活動もしております。

また、住宅地の関係ということになりますと、既存のものもそうですが、農地転用された土地については、やはり転用申請の段階で雨水の排水先のことにつきましても、付近の土地に影響はない、または問題が生じた際は、当事者間で責任を持って対応等の旨の記載を確認しており、転用事業者の意思を確認した上で許可しておりますので、やはり自己の管理の中で適切な管理をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） はい、ありがとうございます。

もちろん自己管理のものではあることは重々承知のものではありますが、こういった点をいま一度各家庭や企業などで点検するよう啓発するようなこと、こういったことをできましたら広報や情報電話、ホームページなどを使って通知していただければと思います。

私からの質問は以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。3時10分から再開します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（沓掛計三君） 2番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

○2番（坂井 弘君） 議員番号2番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

1点目、自然景観並びに文化財の保全・保護について質問をいたします。

最初に、太陽光発電の設備・設置事業指導要項の活用についてお尋ねをいたします。

昨年5月1日に施行されました太陽光発電設備・設置事業指導要項ですが、施行依頼1年が経過いたしました。この1年間、要綱が実際にどのように運用され、実績を上げてきたのかお教えてください。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今、議員さんおっしゃったとおりでございます。昨年5月に、この要綱を施行して、以来ですけれども、2件の申請がございまして、現在、2件とも事前協議の段階でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

要綱を整備したことで、事業者、地域住民、行政間の相互理解のもとで、この事業が進められているというふうに考えたいと思います。

さて、この指導要項、本年2月2日付で改定をされているかと思いますが、改定の内容及び経緯についてお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 本要綱では、事業を始める前に、事前に近隣から業者を集めて説明会を実施し、その近隣関係者の同意が得られるよう努めるということ

になっておりました。しかしながら、近隣関係者だけで話が進んで、地元の区長さんとかが何も知らないままに進んでいたというようなことではまずいという判断のもとで、区長並びに近隣の関係者の皆さんに説明会を実施してくださいよというようなものでございまして、あわせて事業計画確認書という様式を設けまして、その事業計画を区長さんに確認したという印鑑をいただくような書類も整備したところでございます。

したがって、開発区域が複数の区にまたがる場合におきましては、その該当する区の区長さん全てに確認の印をいただくというようなものになってございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

要綱がより一層整備されたというふうに理解をいたしたいと思います。

さて、この改定について、情報提供が議会になかったように思うんですけれども、要綱の作成、改廃は村長の専権事項かなというふうに思いますので、こういった情報提供を今後もないというふうに思ったほうがいいのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 失礼しました。なるべく議会の皆さんには月1回の全員協議会等々を通じまして情報提供、お願いをしてみたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

太陽光発電の設置に関しては、住民の関心も高いところでございますので、ぜひそのようにお願いをいたします。ありがとうございました。

さて、この要綱、法的拘束力がないというふうなことで、条例化すべきでないかという村民の声が聞かれたりもするわけですが、この点についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 少しそもそも論から答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、太陽光を始めて自然エネルギーの確保というのは、御案内のとおり、東日本大震災の以降、これが大変重要になってきたわけでありまして、村でも自然エネルギー研究会を設けて積極的に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、太陽光に関しましては、おおむね20年後の撤去の費用の分担とか、パネルの処理方法、景観など、課題も多いわけでございます。村では、県内では例を見ないような要綱、いわゆる適用範囲を開発区域の面積、開発電力の如何にかかわらず適用というふうに

お願いをしております。

県では、長野県の環境影響評価条例、長野県の景観規則、長野県の林地開発事務取扱要領、有機開発に伴う防災調整池等の基準、太陽光発電適正に関する推進のための市町村マニュアル、こういったものを策定いたしまして、私どもはこれをもとに運用をさせていただいているわけでございます。

条例化につきましては、県内、私ども調べられる限り、77市町村見ますと、これだけでつくっているのは飯島町だけではないかなというふうに思います。ほかのところは、こういった内容を盛り込んだ自然環境条例とか、美しい村づくり条例とか、景観条例とか、こういった中でやっておりますので、議員のこの後の質問もありますけれども、そういう中で考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

上田市の要綱とも見比べさせていただきましたけれども、村長、今までおっしゃられていたように、村の要綱が面積を定めないというようなことで、よりしっかりした対応のものになっているかなというふうに思っているところであります。

さて、ただいまの村長からもお話があった次の自然景観の保全に向けた施策ということについて、お話をさせていただきます。

この間、商工観光移住課を中心に、工場誘致の取り組みが進められてきております。青木峠新トンネルの開通を見越して、今後加速度的に工場の建設が進むだろうというふうに予想されます。経済の活性化、雇用の創出という点では期待が高まる場所ですけれども、その一方で、景観の悪化、自然破壊の進行という点では、配慮しなければならない点も多いのではないのでしょうか。

あわせて、今、村長から話がありましたけれども、こうした自然景観保護に対する近隣の市町村の取り組み見てみますと、ただいまお話がありましたように、太陽光発電設備の設置事業も含めた形で条例化している自治体がほとんどではないかなというふうに思っております。上田市では、開発事業の規制に関する条例並びに景観条例によって、3,000平方メートルを超える開発行為について、届け出を義務化、東御市では、環境をよくする条例で、太陽光発電等について、出力10キロワット以上の届け出を義務化、名川町では、自然環境保全条例を定め、高さ8メートル以上、または400平方メートルを超える建築物の届け出を義務化しています。佐久地方でも、ほとんどの市町村が環境保全条例や、うつくしい村づくり条例

を持っています。建築物の面積、高さ、出力を基準に届け出を義務化する一方、特定保全地区を設けて建築に制限をかけている自治体条例も見られます。

青木村として、先ほどの太陽光発電設備の設置事業に関することも含めながら、自然保護条例を定める必要はないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の条例の設置に向けた考え方でございますけれども、まず1つ、私の最近の事例を御紹介したいと思っておりますけれども、村内の工場が、議会の冒頭でも申し上げましたけれども、工場を拡張したいという話がありました。事業も大変順調だという話でございまして、当初、自分が持っている土地を、公園の周辺の土地を、水田を工場にできないかというふうなお話でございました。公園から見られる景観の中に、この工場が建つというのは大変景観上問題があるということで、向こうの大変な御努力をいただきまして思いとどまっていたいただいた経緯がございます。そのときに、私のほうでもお願いをしましたので、とどまってもらいたいというお願いをしたものですから、用地は一緒に探しましょうと、探しますよというお話をしました。幾つかの箇所を見ましたけれども、なかなかうまくいかなかったんですが、最近になりまして、希望する土地の地主さん、2人でありますけれども、大変な御厚意をいただきまして、工場用地を確保することができたわけでありまして。このことをもって、御質問にありましたような、一定の条件のもとに村が持っております中山間地の豊かな景観を守っていく、保全する必要があるというふうに思いました。

また、今後、143のトンネル、青木トンネルができて、観光客が来るとか、交通量がふえるとか、経済活動が盛んになってきますと、その必要性も大変出てくるわけでございます。しかしながら、今御質問の中にもありましたような区域を設けるということは、一定の個人の財産について規制誘導することになりますので、これをつくるに当たっては、慎重に村民の皆さんと話し合いを進めながら議論していかなければならないと思っておりますけれども、そういう時期に来ていると、太陽光を含めまして思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 前向きな御答弁ありがとうございました。よろしく御検討をお願いいたします。

次に、文化財の保護の進め方についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、さきの3月議会において、居鶴貞美議員からも質問がございました。その際の教育委員会の御答弁も踏まえながら質問をいたしたいと思っております。

まず、青木村文化財の指定についてですが、指定は青木村文化財保護条例4条並びに5条に基づいて、文化財専門審議委員会の答申を受ける形で教育委員会が指定することとなっているかと思えます。

そこでお尋ねをいたしますが、その指定の観点はどのように決められているのでしょうか、教えてください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 村の文化財の指定については、国の文化財保護法による指定や、長野県文化財保護条例による指定を受けている文化財を除いたもので、村にとって重要で歴史的・学術的に価値が高いものを指定しております。今お話のように、文化財審議委員、現在6名ですけれども、その答申を受けて教育委員会で決定しております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

ただいま学術的価値の高いものと、そういったお話がございましたが、そういったことが文化財保護条例2条に基づくものかなというふうに思うところであります。

続いて、文化財保護の経費、手順についてお伺いをいたしたいと思えます。

経費については、3月議会の御答弁で、村としては所有者が行う修理、改修のための補助を行い、適切な保存に努めている。そして、関係する本年度の予算としては、指定文化財保護補助20万円、案内看板修理18万9,000円であるというお答えをいただいているかと思えます。

では、具体的にはどのような文化財を、どのように保護するために、こういった助成をされているのでしょうか。この間の実績並びに本年度の計画を教えてください。また、その決め出し手順はどのようにされているのか、あわせてお答え願います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まず、村の条例では、文化財の所有者が指定文化財の管理、または保存のため多額の費用を要し、その負担に耐えられないとき、またはその他特別な理由がある場合は、その経費の一部に充てさせるため、村は所有者等に対し補助金を交付することができることとされておりまして、村では申請のあった指定文化財に補助金を交付してまいりました。

また、特に継続が重要であると認識しております民族文化財、各地の神楽のような、そういうものにつきましては、昨年から補助金を増額して、1団体当たり、年7万円の補助をし

ております。具体的については、担当から申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 横田公民館長。

○教育次長兼公民館長（横田 孝君） それでは、文化財関係の補助等についてお答えを申し上げます。

直近でございますと、28年度、中村の神楽の太鼓の修繕に6万5,000円の補助、29年に、また中村の太鼓のはっぴ等ほかで18万5,000円、それと30年、今年度になりますけれども、本年度も三頭獅子の締め太鼓で既に1万円を補助しております。それ以前になりますけれども、26年度は村松久保観音の改修工事ほかで226万円、27年度が勇吉宮の整備で14万7,000円の補助をしてございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

ただいまもう1点、決め出し手順について質問していますが、その点はどうか。

○議長（沓掛計三君） 横田公民館長。

○教育次長兼公民館長（横田 孝君） 決め出し……

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） すみません、言葉足らずで申しわけないです。ことしはここだよというふうなことをどのようにして決め出しているのか、その申請の仕方どうなのかということです。

○議長（沓掛計三君） 横田公民館長。

○教育次長兼公民館長（横田 孝君） こちらのほうで、ことしはどこの文化財だという指定はしてございません。決めてはございません。指定文化財の所有者等が保存、修理のために行った場合に補助をするということで、ことしはどこの文化財であるとかということは特に決めてございません。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、わかりました。ありがとうございました。

今のは申請に基づいてということですね。はい、了解をいたしました。

それでは、文化財の案内、活用という点ではいかがでしょう。3月議会ではパンフレット、青木村文化財マップを発行しているほかは、案内書などを新たに作成する計画はないという

お答えでしたが、その後、案内活用方法について、新たに考えられていらっしゃるがありましたら、お教えてください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 指定文化財の案内、説明等については、図書館及び歴史文化資料館に土曜日、日曜日に勤務をしている説明員が、依頼があった場合に説明を行っております。あとは要請があった場合は、現地でも案内、説明を行っております。

次に、活用についてですけれども、案内板を設置したり、パンフレットの作成、ホームページへの掲載を行っております。今後はホームページの掲載、閲覧が重要ではないかなと認識しております。また、昆虫資料館の活動として、5月に子壇嶺岳の風穴ハイキングを行ったり、以前には教育委員会の生涯学習講座で村の文化財めぐりを実施したこともありました。今後も観光課と連携をとるなどして活用をしていくことが重要ではないかと考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

幾つかの事業、施策を行ってくださっていることに感謝を申し上げたいと思います。

さて、文化財保護にかかわって、ただいま指定の観点、保護の経費、手順、案内、活用方法の3点について質問をいたしました。青木村文化財ホームページを見ますと、57あるかと思えます。県あるいは国を除く村指定の文化財です。そのことが一覧表になってございます。私は時間を割いて、こうした文化財の幾つかを訪ねております。ここでは、そのうちの1カ所の例を挙げてお話をいたしたいと思えます。

入田沢区木立にある子安地蔵を訪ねました。私は、青木村民でありながら、実はこの文化財を目にしたのは初めてでした。青木村文化財マップで位置を確認し、国道143号線から木立に入ると、田澤巧業さんを過ぎたところに子安地蔵600メートル、子壇嶺神社中社の案内板があります。指示に従って右折し、参宮橋を渡ったところで、まず迷いました。道が4方向に分かれています。左手川沿いに進むと、内藤酒店さんのところ。ここに案内板がどうしても必要です。迷いながら右手奥の道を選び、500メートル上り、ようやく2つ目の案内板を見つけ、指示に従って右折しました。しかし、子安地蔵は見当たりません。そのまま進み、子壇嶺神社中社まで上り詰めました。子安地蔵は途中にあるはずと引き返し、外で仕事をされていた地元の方に道を尋ねました。そして、道とは判別しがたい土手の道の上って、咲き誇る白い花の雑草をかき分けて、ようやく子安地蔵にたどり着きました。地元の方にお会いできなければ到底行き着くことはできませんでした。土手道に入るところに案内板がも

う1本どうしても必要です。地元の方もそうおっしゃっていました。子安地蔵に近づいて手をあわせようと石垣に足をかけると、その石がぐらっと動きました。村指定文化財の案内表示は、子安地蔵の前ではなく、奥まった、見つけにくい位置に小さく掲げられていました。子壇嶺神社中社は、文化財に指定されていないため、案内表示が1つありません。子壇嶺神社中社が文化財指定されていないのはなぜなのでしょう。子安地蔵の石垣のぐらつきは、誰が声を上げ、誰が経費を負担し、どのような手順で直すのでしょうか。

ただいまの御答弁では、申請がない限り、村としては積極的に講じないというようなふうを受け取れましたが、果たしてそれでいいのでしょうか。案内板や説明表示も工夫し、適切に設置すべきではないのでしょうか。こうしたことは、ただいま一例を挙げた子安地蔵、子壇嶺神社中社に限ったことではありません。3月議会の御答弁では、毎年文化財パトロールを実施し、保存状況は適切に保たれているというお答えでしたが、十分機能しているのでしょうか。村内の指定文化財の状況を総点検してみる時期に来ているのではないのでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、青木村文化財マップのパンフレットには27の文化財が紹介されています。そのうちの19が村指定文化財です。村指定文化財57のうち19を除く38の文化財はどこにも紹介されていません。青木村文化財マップに掲載されている文化財も解説はごくわずかです。詳細は何を調べたらいいのでしょうか。村の全ての文化財について解説した冊子が必要と考えます。ホームページ上にも詳細のわかるページを開設してはいいかがでしょうか。あわせて2点、御答弁をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 大変な指摘をいただいたかなというふうに思っています。文化財パトロールは当然しているんですけども、国宝、それから県宝を中心に行っているところでありまして、私のところでは今58というふうに考えていますが、58全てを回るわけではありませんので、これは文化財審議委員会を次回開いたときの指摘ということで引き受けさせていただきます。今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お答えいただきましたように、できましたら総点検やる時期ではないかなというふうに思いますので、そのことをぜひお願いしたいと思います。

あわせて、もう1点の質問についてはどうでしょうか。その冊子ですね、案内の冊子、詳しく載ったものないんですよ。それについて、やっぱりどうしても調べたいとか、文化財を広

くみんなにわかっていただく点では必要かと思うんです。そういうものをつくっていただきたいということです。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 失礼しました。一覧表にはなっているんですけども、それが青木のどこにあるかという特定の地図とは一致していないということですよね。これもちょっと大変なことだなというような認識もありますので、きょうのところは貴重な御意見として承って、また検討してまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 地図だけではなくて、解説をお願いしたいと思うんですね。どんな価値があるのか、それを発信していくというのはとても大事なことだと思うんです。文化財を大事にして村を発展させていくという観点で、ぜひともお願いしたいと思います。

さて、ここで、日本で最も美しい村連合への加盟に対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

青木村は、宝島社発行の雑誌、田舎暮らし本2016年版、住みたい田舎ベストランキングの村部門のトップに上げられたこともあり、日本一住みたい村を標榜し村づくりを進めているところであります。

他方、日本全国のあちこちの町村地域で、日本で最も美しい村連合が発足し活動していることも皆さん御承知のことと思います。

現在、日本で最も美しい村連合に加盟している自治体は63、29町、24村、10地域、長野県では中川村、大鹿村、南木曾町、原村、伊那市の高遠町、高山村、小川村、木曾町が加盟しています。日本で最も美しい村連合は、2005年、平成の大合併の時期に、小さくてもすばらしい地域資源や美しい景観を持つ農産漁村の存続を願い、フランスの最も美しい村運動に範をとり、最も美しい村としての自立を目指す運動として始まったものです。加盟条件は、人口1万人以下、地域資源が2つ以上あること、地域資源を生かす活動、村づくりを行っていることなどです。豊かな自然、数多くの文化財を持つ青木村は、これらの条件をクリアできるものと思います。

加盟のメリットとしては、①日本で最も美しい村の名称とロゴマークが使用できること。②加盟村として国内外に注目されること。③村民が日本で最も美しい村であることを自覚し、自立的な村づくりに積極的にかかわることができること。④全国の加盟自治体の村づくりの施策を学び合い、再構築することができることなどが挙げられます。

これまで質問してまいりました自然景観や文化財を保全し保護する観点からも、青木村が日本で最も美しい村連合に加盟することは有意義なことと思われませんが、お考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 日本で最も美しい村連合、大変いい響きですよ。実は、私は5年前に、この村長職になったとき、真剣にこの加入について検討をいたしました。今回については、今4点ですか、お話しいただきましたように、非常に私も勉強しましたのでよくわかっておりますけれども、いろいろな会合で、これに加盟している首長さんに偶然お会いしたりして、何人かの皆さんに聞きました。どうですか、本音として事務作業が大変なんですよという話でありました。特に、5年ごとに、これ見直すんだそうですね。しかも、これは公のところではなくて、NPOでしたか、実施団体が。公的な機関ではないということでありました。

ということで、しかし、同じようなことを私どもは目的としてたくさんの方でやっているわけでありまして、聞くにつけ、この事務的に大変なんで職員が少ない私どもの村では遠慮したほうがいいかなというのが5年前のことです。それから5年ごとの更新も、これ大変なんだそうですよ。その間、今までのことをちゃんとやっていたかというようなことを問われまして、なかなか本来やるべきことに結びつかないような苦勞もあるんだよという本音を伺いました。

それと、年間幾つかという枠もあって、7というふうに聞きましたけれども、これも大変なことなんでしょうというようなことを伺いました。美しい景観を守ったり、文化を守ったりというようなことで、ロゴマークも使えるとか、メリットはよくわかりますけれども、今のところは遠慮したいなというのが本音でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 村長のほうで一生懸命考えてくださっているということをお聞きしました。また、実際に入っている自治体の様子などもお聞きして、また検討の機会がありましたら、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、2点目の質問に入らせていただきます。

子育て支援策についてお伺いをいたします。

小・中学校各学年2学級確保に向けた今後の施策についてです。

2学級確保は、北村村政の重要政策の1つであります。その実現のために、幾つもの施策

を行ってきていることに敬意を表します。小学生の社会増、すなわち他市町村からの流入による増加が顕著であるということも村長から伺っているところであり、こうした施策が実を結んでのことと思っております。

しかしながら、全学年2学級確保までには教育長の答弁もございました。かなり難しいと、道半ばであるというふうなことを思います。目標を実現するには、これまでに増す子育て支援策が必要と思います。新たな子育て支援策、お考えでしたらお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 少し、その前に私の経験を、話をさせていただきたいと思っておりますけれども、日本でも権威のあるまちづくりの先生たちと勉強したときに、計画づくりというのは、柳にカエルが飛びつく、あの姿勢、やっとな努力して飛びつくぐらいの計画がいいんだよと、こういうふうなお話でありました。

この5カ年をつくるときに、この項目を重点プロジェクトを推進、この数字を出すというのは、大変私も躊躇しながら実は出しております。一番難しい4つのうちの数字だろうというふうに思います。

しかしながら、さきに教育長が答弁申し上げましたように、4学年で2クラス、5学年で1クラスでありますから、半分とはいきませんが、ある程度近づいているなというふうに思います。

ただ、これを一度に、これをやれば全て2クラスになるということではなくて、これ御存じいただいていると思っておりますけれども、子育てハンドブックにあるような、結婚、妊娠、出産、育児、婚活もありますけれども、こういったもの、あるいは御質問の前段でありましたような自然景観とか、そういうようなこと、道路のアクセス、いろいろやりながら企業誘致も、一番は働く場所ですね、パパ、ママの働く場所、保育園の充実、全てをやりながら、これに結びつけていくということになろうと思っております。

そういうことで、新たな、既にやっていることをさらに充実していくということを通して、一番思いといいましょうか、ハードルの高い重点推進プロジェクトであります2クラス化に向けて取り組んでいきたいと思っております。2クラス化は、プロにいかがと思っておりますけれども、こういったクラスがえを通じまして、多様な人間性ができるとか、そういうような若い人がふえるということではなくて、いろいろ学校教育上のメリットもあるという前提で2クラス化にしております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

2学級化に向けて教育的立場からも検討いただいているということ、大変ありがたくお聞きをいたしました。

さて、第2子の保育料を半額にする子育て支援策始まったのは、平成24年度だったかなと思っておりますが、近隣市町村では先駆的なスタートだったかと思います。そのため当時は、青木村はいいなと羨望の目を向けられたものです。子育てするなら青木村のキャッチフレーズは、まさにこうしたところから生まれてきたのではないのでしょうか。

現在は、青木村は保育料第2子半額、第3子以降無料だよと自慢すると、そんなのうちだって同じだよという声が返ってきます。むしろ青木村に在住しながら、この施策から外れている方さえいるのは現状です。認可外保育園に通園する園児に対して、この施策が適用されていない矛盾について、昨年12月議会で指摘をいたしました。一向に改善される様子がありません。青木村で子育てしたら、こんな有利なことがあると言えるものを持つことが、小・中学校各学年2学級確保を実現する早道ではないのでしょうか。

御承知のとおり、本年8月から18歳までの子供の医療費窓口無料化が始まります。昨年このことについて、二度にわたって一般質問で取り上げました。この1年間で県下の情勢が大きく変わってまいりました。青木村では1レセプト、すなわち診療報酬明細書発行ごとに500円の自己負担、医療機関と薬局の両方で、都合1,000円の自己負担を従来どおり課すこととしています。

御承知のとおり、名川町では、この自己負担が撤廃されます。名川町だけではありません。原村、飯島町、中川村、宮田村、天竜村、栄村の県下7町村が自己負担ゼロ、完全無料化することを決定しています。6月3日の毎日新聞では、さらに2町村、合計9町村が完全無料化すると報じています。

さらに、自己負担金を500円ではなく、300円に抑えた市町村は17町村に上ります。県下58町村中の45%、半数近くに上る町村が自己負担軽減策を打ち出しています。青木村としても再考すべきではないのでしょうか。もちろん18歳までということで、県以上に延ばしていただいている、そのことは大変ありがたいと思いますが、さらに、もう一歩というふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この青木村議会などの請願が実りまして、今、坂井議員がおっしゃったようなことが実現したわけでありまして、大変すばらしい成果であるというふうに思いまし

た。県議会でもいろいろな議員さんが取り上げて、県でもいろいろのペナルティーを覚悟でやったというのは、大変素晴らしいことであろうというふうに思っております。

これは8月から現物支給になるわけでありましてけれども、村民の皆さんに1診療500円というのをまだお願いをしている状況であります。この考え方は、この後の質問もあるんですけども、社会福祉を全体として確保していくためには、このくらいは何とかとりあえずはお願いできないだろうかというふうに考えております。

県の検討会にも、これを無料化、8月1日からの事業にあわせていろいろ検討する資料も拝見いたしました。その中で福祉サービスの受益と負担について、受給者とともに制度を支え合うことを自覚してもらうことが現行においても変わっていないことから、今の1レセプト当たり500円を維持することが適当というふうに、これは考え方が違うと言え、それまでですけれども、なったところでございます。

これを無料化することによりまして、前の議会でも議論ありましたように、受診がふえていくという心配もあるわけでありまして。一例を申し上げますと、ないというなら、一例を申し上げますが、これは受給者の負担をなくすということで、28年7月に国保加入者の通院の無料化をいたしました。このときのデータを見ますと、28年度は2.13倍、それから29年度は3.23倍になっております。ですから、これが安易に、イコールになるとは思いませんが、新たな財源の確保をしていくにはどうしたらいいかということが次の課題になってくるわけでありまして。

お話のように、9町村で500円をゼロに、300円も出てきたというお話であります。もう少し世の中の流れを私ども見ながら議論していきたいと思いますが、いずれにいたしましても、財源がふえることについては、なかなかその後のフォローをどうするかということもあわせて考えていかなければなりませんので、何とか1レセプト当たり500円は御負担いただけないだろうか、こういうことをお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

幾つか反論と言ったら大変失礼ですけども、今のお考えにやや私と違うなと思うところが幾つかございます。例えば県の考え方ですが、県はそういう考え方しております。承知をしておりますけれども、果たしてそうかなという思いがあります。

それからまた、村長がそうすることで医療費がふえてしまうというお話の実例を出していただきましたが、私はそうは思っておりません。この取り組みの先進的な取り組み、群馬県

でも先駆的にスタートをしておりますね。

そこで、群馬県の答弁としても大分前のことですよ。答弁として、そんなことはなかったという答弁をしているんですよ、きちんと。実際にそうなんです。ですから、そういうデータもしっかりと調べていただいておりますし、今、村長からそういったお話が出るとは思っていなかったもので予定はしておりませんでしたけれども、まさかそういうふうにお考えではないというふうに私は思っておりましたので、ぜひそんなふうには、そんなことで医療費がふえるんじゃない、子供の、あるいは福祉医療の関係の皆さんの医療費、財布を持たずに医療機関へ駆け込める、そういう状況をぜひつくっていただきたいと。先ほどの繰り返しになりますが、半数近くのところで、その対策を出しているわけですから、青木村も乗りおくれることなく、ぜひその辺をお願いしたいなと思っております。

あわせて、実は私ども、青木村にぜひそうやってほしいということで、心ある人たちと署名活動をしております。青木村の子供、障害者等の医療費窓口完全無料化の実現を求める要請署名、既に200名を優に超す方が署名をくださっています。これが、その署名用紙ですが、子育て真っ最中の若いお父さん、お母さんが一生懸命に動いて、何人もの署名を集めてくれました。年配の皆さんも動いてくれました。障害のある方が署名用紙を見て、私は障害があるので受診する機会が多い、後で口座振り込みされることはわかっている、受診のたびに現金を用立てるのは大変苦しい。障害者の医療費についても、窓口無料になったらどんなにうれしいか、村の制度でもそういうことができるんだねと涙ながらに語り、署名をしてくださいました。しかるべき段階で署名を提出したいと思いますが、村民の熱い思いを受けとめていただきたいと思っております。

続いて、学校給食費の無償化についても、昨年一般質問で取り上げました。やはりお隣、名川町では、本年4月から無償化が始まっています。このことに対し、村長の昨年の御答弁は、ライバルは名川町だけではない、名川は事情があって先見性の中でやったんだと思う、トータルで考えてまいりたいというものでした。名川町に限ったことではありません。学校給食費無償化の動きは、この1年で全国的な流れになりつつあります。群馬県では、この4月から小・中学校の給食費完全無料化を実施している自治体が35市町村のうち9自治体にふえ、一部無料化や助成を行っている自治体は13自治体、合わせて63%の自治体は何らかの形で給食費の助成に踏み切りました。

遠くになりますが、九州佐賀県にみやき町という町があります。人口2万5,000、小学校4校、児童数1,229、中学校3校、生徒数625、合わせて1,850名余りの学校給食費の完全無

料化を3月議会で可決しました。子育てするならみやき町と青木村と同じキャッチフレーズを掲げています。高齢化率33%、若い世代の子育て応援、定住策が喫緊の課題だとして、学校給食費完全無料化に踏み切りました。財源はふるさと納税です。不安定な税収を財源とすることには賛否両論あるところですが、子育て政策を進める上の工夫として参考にすることはできないでしょうか。

2018年度国家予算案に対し、野党6党、会派が予算の組みかえ動議を提出しました。この組みかえ動議野中にも、0.2兆円の規模の小・中学校の給食費無償化に向けた負担軽減が盛り込まれていました。学校給食費の無償化を求める動きは国レベルでも始まっています。

一方、上田市では、自校給食が望ましいという答申を無視し、第1、第2給食センターを一本化し、1万食の大規模給食センターを建設しようとする動きが強まっています。その点、青木村は、小・中学校、そして保育園、それぞれに給食室があり、調理員さんが配置され、心のこもった給食が提供されています。長年にわたる自校給食を続けてこられた行政の御努力に心か感謝をいたします。

さらに一歩進め、子育て支援策の重要な柱の1つとして、青木村でも学校給食費の無償化に踏み切っていただきたいと思います。昨年よりも一歩進んだ前向きな御答弁を御期待いたします。お考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） できることなら私もやりたいですね。というのが本音なんです、まずは先立つものを考えなければならない。と同時に、その給食に対する、もう少し、もっとやるべきことを私どもはやっているということを御理解いただきたいと思うんですよ。一番は食物アレルギーですね、これが私ども小さいときに、あんなことが何もなかったんですけども、どういふ原因かは別といたしまして、大変ふえてまいりました。重症化しております。ということで、今年度保育所に1人給食の調理師さんといいましょうか、職員をプラスいたしました。昨年度は小学校にお願いしてございます。大変これ、相当慎重にやらないと命にかかわりますので、本当に、特に保育所は昼だけではなくて、おやつもありますので、大変な状況を私は見聞きしているわけでありまして。そういったことをまず優先させていただきたいというふうに思います。

あとは、子供たちの安全・安心ということで、適切な栄養による健康増進だとか、食習慣養うとか、こういったことを最優先にさせていただきたいということで、国でも今おっしゃいましたように、義務教育全体の無料化の中で、こういうことが議論されているということ

は私も承知しておりますし、そういう流れなのかなというふうに思っております。

筑北でも、やりたいなということで、私は当然やっていると思って最近聞いてみましたら、やりたいなという首長の気持ちと担当者の事務的な乖離がありまして、まだ実行に移っていないというふうなお話でありました。

実は、筑北とか名川は起債があるんですよね、ですから、ハード事業とか、ソフト・ハード含めていろいろ手厚い過疎債だとか、交付税措置がありますので、こういうことでもできるのかなと、こんなふうに思っておりますけれども、私どもは議員も御案内のとおり、全てを見なければならぬ中で、この約2,000万を超える額をどうするかということを考えていかなければならない。1年やって、それはバックできないわけですよ。それも固定費としてずっと2,000万円、全体の中で財政状況は御案内のとおりでありますので、0.22という県下の平均、町村の平均、市町村の3分の1ぐらいの財政力しかない中でやっているわけでありまして、その辺は御理解いただきたいと思っております。

御質問にないのであえて申し上げますけれども、保育園では御案内のとおり、ゼロ歳、1歳、2歳は全て村でやっております。それから、それ以降の子供たちには、おかず代、デザート代、これは村が負担してやっているわけでありまして、保育所もぜひPRをする中に、この言葉も入れていただければというふうに思っております。

財政当局とも議論するんですが、弾力性が失われるので、3億5,000万、あるいは4億近くの村民税しかない中で、少し周りの様子を見ていきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

最初に食物アレルギーの話がございました。前に宮入議員からの質問があった部分かと思っておりますけれども、そうしたことにも配慮してやっていただいていることには大変感謝を申し上げますし、それから、ただいま村長のお話にありました保育園へのいろいろな施策、それについても感謝を申し上げたいと思います。

一方で、財政的なこと、そのとおるかと思っておりますけれども、できましたらというお願いで、若干つけ加えさせていただきます。

先ほど例を挙げました佐賀県みやき町、一度に完全無料化を実現したわけではありません。2015年4月から第3子以降の児童・生徒の学校給食費半額にする制度をスタートし、翌年第1子、第2子についても半額補助、そしてことし4月から完全無料化にこぎ着けたものです。すぐに完全無料化ということが困難であるならば、部分的にでも何らかの形でスタート

できないかどうか、また御一考、再度御検討いただければありがたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど来、いろいろ御質問の中に出てきましたこと、提案を含めて参考にさせていただきます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

子育て支援についての最後ですけれども、児童眼鏡購入補助に対するお考えをお聞きしたいと思います。

この件につきましては、昨年9月議会で質問いたしました。小学校4年までに視力回復を図ることが絶対的に必要であり、その後の生活を左右する分岐点となることを説明し、必要となる児童の眼鏡購入に対する助成制度を設けてはどうかと提案をいたしました。村長にも前向きに捉えていただき、実態を調べて検討したいというお答えをいただいていたところですので。9カ月たちました子育て支援策の1つとして、そろそろ実現の方向を打ち出していただけるのではないかと改めて再質問するものです。検討結果をお教え願います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 子供の弱視への支給制度としては、国保を含めまして、各種の保険制度でこれを扱っているところでございます。保険者は、その支給が決定された額との差の残り、これは保険によって若干違いますけれども、3万6,000円、3万7,000円、3万8,000円ぐらいの額があるようでございます。上限があるようでございまして、これを、その差額と、それから500円の負担をいただくということになっております。

そういうことでありますので、今、村が相当お金を出さないと眼鏡を買えないということではなく、相当、その福祉、国保、保険制度でこれができているということでもありますので、保険制度を活用していただきたいというふうに思っております。

また、私どもは眼鏡だけではなくて、あおきっ子5か条の中に、時間の使い方の中で、メディアはルールを決めてと、こういうふうなことで、テレビゲーム、ネット、1日90分以内というようなことも含めてありますので、眼鏡だけではなくて、目の健康というような視点でも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございます。

ただいまの村長の御答弁の中の補助がいただけている子供さん、補助というか助成、弱視の方、それに漏れる方たちがいるわけですよね。そうしたところへの補助をお願いしたいということを昨年申し上げたところであります。

それから、それ以外の対策としておられること承知をいたしました。また御検討いただければありがたいなと思います。

それでは、3点目の質問に入らせていただきます。

交通安全並びに防犯対策について質問します。

この1年間で実施した交通安全、防犯対策、どんなことがあったのか。この問題は、昨年6月議会でも、これに係る問題を取り上げましたが、この1年間でどんな施策が実現できたのか、お教え願いたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 交通安全対策、防犯対策ということでございます。交通安全対策と言っても幅広だと思います。通常の地道な安協、安全協会の皆さんによります交通安全の際の街頭運動、それから年末の交通安全の街頭指導等を始めまして、安協の皆さんには村道の一時停止の線の白線引き等も毎年実施していただいております。また小学校での交通安全教室、また自転車大会参加者の指導など、幅広に御指導いただいているところでございます。

村では、道の駅前に信号機を設置、事業主体ではないですけれども、要望活動をして実現を見ました。またカーブミラーの新設を6基、また修繕6基、国道の道路照明2基のLED化なども実施してきておるところでございます。また、あわせて歩道整備の要望活動ですとか、免許返納の奨励金制度等も発足させてきている状況でございます。

また、詳細な件数はカウントしてございませんけれども、土木で実施しているような道路とか橋梁の修繕、あるいはガードレールの設置等も交通安全につながる事業というふうに考えてございます。

また、防犯対策としましては、先ほども御回答申し上げたところと重複する部分がありますが、平成29年度には防犯灯の新設ですね、9基への補助を実施しました。また道の駅の防犯カメラの増設、また補導委員会、警察ボランティア、防犯指導員、PTA、それぞれの皆さんによるパトロール等の取り組み、また郵便局との協力・協定、職員によるパトロールの実施等を実施してきているところでございます。

また、先ほどもお話ししましたがけれども、特殊詐欺被害防止の機能を持った電話機等の購

入に対する補助制度を設けて本予算に計上させていただいたところでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

幾つもの施策、事業を着実に行っていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

さて、今後予定されている交通安全、防犯対策はどのようなことがあるでしょう。具体的な点を指摘しながら質問申し上げたいと思います。

まず、国道の歩道整備ですが、当郷から殿戸入り口まで、国道の南側に設置することが計画されている浦野ほかの拡幅工事が終われば、順次工事が施工されるというのは昨年の御答弁だったかと思います。

昨日の村長挨拶の中でも触れられておりました。現在、当郷区の国道脇に測量くい打たれておりますけれども、この工事は今後どのようなテンポで進むのでしょうか。また、村松区、総合グラウンド周辺の整備も進むものと聞いておりますけれども、そのことについてもあわせて御説明いただけますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 国道の歩道の関係でございますが、今、議員さんおっしゃいました殿戸か当郷区間につきまして、整備の計画しているところでございます。今年度につきましては、殿戸のバス停付近の近辺の歩道の整備を優先して進めたいと思っております。途中の間におきましても、必要に応じていろいろ事業をこれから進めていく予定でございます。

それとまた、あわせまして、運動公園の入り口、セブンイレブンの付近につきましても、今要望しているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

では、道路標識の改善、新たな設置についても昨年お願いしたところがございますけれども、当時の建設農林課長、お答えは状況に応じて交通安全協会、公安委員会、建設事務所に提言、要望してまいりたいというものだったかと思います。この1年間で提言、要望し改善されたところ、道路標識に関してはどこだったのでしょうか。とりわけくつろぎの湯に差しかかるカーブ、それより西側の国道の下り坂、スピードが出やすく危険であることを指摘しておきましたが、何か対策がとられたのでしょうか。住民の要望をお聞きしたり、関係機関と相談したりはしているのでしょうか、教えてください。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今、議員さんから御指摘があった、特にくつろぎの湯の上といいますか、そちらにつきましては、上田警察署のほうに規制標識を立ててくれないかということで、要望中でございます。また、あそこは国道でございますので、建設事務所が道路管理者になっておりますけれども、そちらのほうにも、道路ですから、道路のところちょっとカラーとか印をつけてもらう等のことが何かできないかというようなことで要望しているところでございますけれども、現時点ではまだ実現がしていないという状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございます。

昨年のお答弁に従って、着実に要望等していただいていることをお聞きし、ありがたく思います。

あわせて、教育長にお伺いいたしますけれども、そのときに、小・中学校周辺に通学路の安全を呼びかける表示がないということをお指摘しておきましたが、教育長からは、学校やPTAと相談して対策を考えていくという御答弁をいただいております。その後、どのような相談ができ、改善策がとられたのか教えてください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 具体的に対応はしておりませんが、きょう話したように、7月10日に大幅な通学路の検討を行いますので、そこで出てきた要望に対して、丁寧に対応してまいります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 昨年指摘して、通学路という表示がないのは青木村だけではないかなと思っているんですよね。ぜひ青木の子供たちの通学の安全確保、生活安全確保という観点で、具体的に目に見える形で事業を進めていただきたいと強く要望しておきたいと思っております。

次に、県道12号線下奈良本地区の防犯灯について質問をいたします。

この件につきましては、他の機会にも村にお願いをしてくれているところがございますが、改めて本議会の場で取り上げさせていただきます。

県道12号線、中学校下の信号で国道から分岐し、下奈良本の木屋新さんまでの間、歩道が北側に整備されています。中学校下の信号から四谷停留所までは防犯灯が歩道側に多くついています。ところが、四谷停留所から木屋新さんまでの間は逆です。この間は防犯灯11灯つ

いていますが、四谷停留所近くの2灯、木屋新さん近くの民家の庭先の1灯、計3灯が歩道側についているきりで、その間、民家の途切れがちな区間についている8灯は、全て歩道のない南側についています。恐らく防犯灯の設置が先で歩道が後で整備されたためかなと、あるいは経費節減ということで既存の電池を利用したのかなというふうに思いますけれども、歩道に防犯灯の光が届いていません。薄暗くなった道を学校帰りの中学生が歩く姿を見て心配されている地域の皆さんが大勢います。北側の歩道に、新たに防犯灯設置のための柱を立て、防犯灯を移動するのは経費がかかるとは思いますけれども、子供たちや地域の方々の安全を守る上で、早急な改善が求められるかと思えます。近いうちに移設する計画は立てられているのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 御指摘の箇所につきましては、実は本年度、平成30年度の予算の中に計上させていただいてございます。既に、現在工事に向けて地元区との調整に入っております。調整が完了次第早期に、予算を確保してございますので、なるべく早い時期に着手をしたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

3月の予算説明のときに、その辺、具体的にお聞きしなかったものですから、きょうお聞きしましたけれども、要望に基づいて、そうしたことが進んでいっていただけるということに大変ありがたく思います。ありがとうございます。

最後に、国道143号線のバイパスの計画についてお伺いをいたしたいと思えます。

青木峠新トンネルルート帯が発表になり、工事着手に向けた動きが一段と加速してまいるかと思えます。青木村を縦断し、新トンネルにアクセスする国道143号線の安全確保、整備が喫緊の課題となってきたのではないのでしょうか。こう申し上げますと、トンネル開通までにはまだ年数がかかる。まずはトンネル開通に全力を挙げるときだと、アクセス路の整備は開通の見通しが立ってからだという声が聞かれます。

しかし、道路整備には相当の時間を要するかと思えます。一歩ずつ進めなければ、10年たっても一歩も進みません。そろそろ143号線バイパス化について俎上にのせるべきときではないのでしょうか。

上田地域広域幹線道路網構想計画に計画一覧表が示されています。国道143号線のバイパス化については、それとおぼしきものが市道横山神畑線の横山駅から神畑間が中長期計画と

して掲載されています。中長期計画とは、短期計画以外の道路と説明されており、では、短期計画はおおむね10年以内という説明でありますから、中長期計画は10年以上先というふうになるかと思えます。この10年以上先の計画にさえ、バイパス化に係る部分では横山駅までしか示されていないのが実情ではないでしょうか。それより西の仁古田裏の青木村は、10年以上先の計画にさえ入っていません。青木峠新トンネル開通もそれぐいかかるだろうというような見通しもあるかとは思いますが、今から、その開通に向けて、143号線のバイパス化、検討すべきではないでしょうか。今後の予定、計画をお示しいただければありがたいと思えます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） バイパスという意味が、新しく道路をつくるという意味でなくてよろしいかと思えますけれども、というふうに私は理解をしておりますが、前回どなたかの質問にも答弁させていただきましたけれども、今ある既存道路をうまく使って、活用して、地元の人しか知らない、あるいは混んでいるときはこちらを使う、あるいは場合によっては信号のないこちらのほうが良いというような道路をつくっていききたいなというふうに思っております。

上田の皆さんとも相談しながら、上田の議会でも一度取り上げていただきましたけれども、私のイメージは、固有名詞を上げますけれども、義民そばからふるさと公園の脇を通って、日置電機といいましょうか、横山を通って南部消防署へ行く、あのルートが一番早いかなというふうに思っております。

議会、上田の担当者、あるいは上田の議会でも一度一般質問していただきましたけれども、そういうようなことを、上田を含めて議論をしていきたいというふうに思えます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

具体的に進める方向を考えていることに感謝申し上げたいと思えます。10年先の村民の安全を見通した施策、今から着実にお願いしたいなと思うところであります。

以上、3点にわたりました私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員の一般質問は終了しました。

通告のありました8人の議員の質問は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会といたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 4時01分

平成 3 0 年 6 月 1 5 日 (金曜日)

(第 3 号)

平成30年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成30年6月15日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 3号 平成29年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 6 報告第 4号 平成29年度繰越明許費繰越計算書の報告について(青木村一般会計)
- 日程第 7 議案第 1号 青木村別荘事業基金条例について
- 日程第 8 議案第 2号 寄附採納について
- 日程第 9 議案第 3号 平成30年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第 4号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第 5号 平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第12 一般質問

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮入隆通君 | 2番 | 坂井弘君 |
| 3番 | 松澤正登君 | 4番 | 金井とも子君 |
| 5番 | 宮下壽章君 | 6番 | 沓掛計三君 |
| 7番 | 居鶴貞美君 | 8番 | 小林和雄君 |
| 9番 | 堀内富治君 | 10番 | 山本悟君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 北村政夫君 教育長 沓掛英明君

總務企画課長 兼室	片田幸男君	參事兼 建設農林課 兼農振課長	花見陽一君
住民福祉課長 兼係	小宮山俊樹君	教育次長兼 公民館課長	横田孝君
保育園長	若林喜信君	會計管理者兼 稅務會計課長	多田治由君
建設農林課 兼係	宮下剛男君	商工觀光移住 課長	新津俊二君
建設農林課 兼係	横沢幸哉君	住民福祉課 兼係	上原博信君
總務企画課 兼係	稻垣和美君	稅務會計課 兼係	早乙女敦君
總務企画課 兼係	小林利行君	稅務會計課 兼係	奈良本安秀君
總務企画課 兼係	塩澤和宏君	建設農林課 兼係	小林義昌君
總務企画課 兼係	小林宏記君	商工觀光移住 課長	上原信子君

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 稻垣和美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（沓掛計三君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（沓掛計三君） 本日の日程は、最初に、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会の現在までの取り組みについて、経過報告と委員長報告をいただきます。その後、日程第3、報告第1号から審議、採決を行います。

各案件の説明が終了しておりますので、質疑、討論、採決の順で行いますので、よろしくお願ひします。

なお、報告第2号については、討論、採決はありませんので御承知ください。

◎委員長審査報告

○議長（沓掛計三君） 道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会における取り組み及び審議の内容について委員長より報告を願ひます。

宮下委員長。

○道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員長（宮下壽章君） それでは、報告いたします。

平成30年6月15日。

青木村議会議長、沓掛計三殿。

道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会委員長、宮下壽章。

本委員会における調査の結果を下記のとおり、会議規則第74条の規定により報告いたします。

平成29年6月議会定例会において、重点道の駅あおきの高機能拠点化プロジェクトについての調査機関として設置いたしました。全議員による道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト

ト関連事業（継続）特別委員会の平成30年3月定例会以降の取り組み状況について報告をさせていただきます。

平成30年3月16日に第7回目、平成30年4月25日に第8回目の特別委員会を開催し、村長、担当課長及び担当職員から包括的情報提供施設の完成報告、4月28日の竣工式典、長野県が施工する駐車場工事のスケジュールについての説明がありました。委員からは、情報休憩施設の利用方法、来場者の駐車場確保等について質疑及び意見が出されました。

平成30年4月に竣工式を迎え、一部長野県が施行する工事が残りますが、リニューアルされた道の駅がオープンとなりました。本施設が村内外から広く親しまれ、農業、観光、移住、交流の情報発信の拠点施設として利用されることを要望し、委員長報告といたします。

○議長（沓掛計三君） 委員長報告が終了しました。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

なお、報告第1号につきましては、1項目から8項目までありますので、1項目ずつ質疑をしていただき、討論、採決は一括で行いますので御承知ください。

1項目め、青木村税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 21ページをお開きください。

上のほうなんです、3の新築住宅に係る固定資産税の定額の減税措置の延長ということなんです、これ現在も施行されていると思うんですけども、これ利用して家を建てられる方は結構多いと思うんです。それで、減税幅も結構割合大きくて、いい制度だなと。それで、2年間延長ということになると、3年後にうち建てかえようかなとか、あるいは新たに建てようかなという人が駆け込み需要といますか、そんなことも期待できるかと思うんですが、村としてはどうでしょうか。試算というか、胸算用というか、ある程度の人が見込める、きっと3人とか、5人とか見込める、そして少しでも人口増といますか、少子高齢化に歯どめがかかればいいのかと思うんですけども、その辺どんなふうにお考えになっ

っしゃるのか、お聞きします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

新築住宅の減免措置を2年間延長することで、今景気が、今現在は好調でありまして、住宅を建てていくという気運も高まっているところがございます。それに火を消さないというところが主な着眼点でございまして、この後具体的に2年間で何件という試算はしてございませんけれども、今の気運を消したくないという思いでございます。

○10番（山本 悟君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにありませんか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 23ページの森林吸収源対策に係る地方財源の確保ということで、新たに国のほうで森林に対する税金を取るということですが、現在でも長野県では森林税を徴収しておりますけれども、それと並行して取るということによろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） この森林税の関係につきましては、議員さんおっしゃいましたように県でも独自に現在進めているところでございますが、そこに新たにこのような森林譲与税ということで、まだ現在仮称ということでございますけれども、事務局としましては二本立てでいくのかなというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） この税金は、還元されるというように次のところに書いてありますけれども、その金額が森林環境税、仮称ですけども収入額に相当する額というふうになっておりますが、これについて、傾斜配分といいますか、山の多いところにたくさん配分するというような考えは国のほうではないのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国では、最終的に決まっておりますけれども、まずはもう少し後で税収をするんですが、その前倒しとしてとりあえず後から収入になるものを、年度的に前倒しでこれを譲与税として出すというふうになっております。基礎水準を今、国のほうでやっておりますけれども、考え方の一つとしては、当然、今金井議員がおっしゃいましたような森林の面積とか、あるいは人口の配置だと思っておりますけれども、そういうようなものを2割にするのか、3割にするかというのを今議論しているというふうに承知しております。

○4番（金井とも子君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 今回の金井議員の関連でお伺いしたいんですが、大北森林組合事件があって、県は県で独自に取る、国は国でまた新たに設ける、何か税金の二重取りじゃないかというような感もするんですが、それは国が決めたことなんで、村でいろいろ言えないんですけれども、ただ村民にいかに理解してもらおうかということは、村としても努力すべきだと思うんですが、その辺どうでしょうか。どんな形で、広報紙とか、いろんな形を通じて村民の皆さんに理解していただいてというふうな、私大事なことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今度新たに創設される国税は、私はこういうふうを考えているんですよ。

今まで、例えば長野県の森林が発生する、いろいろありますよね、大きく言えば酸素もありますし、きれいな水もありますし、そういうものに対して、下流側、例えば東京に青木の水は行きませんが、オールジャパンで考えれば、下流側の都会の人たちも上流の森林に対してこういうような負担をしていただくというのが1点だというふうに理解しております。

突然でありますので、これは国が、もちろん村もやりますけれども、中心になりましていろいろPRを展開していただくための方策はしていただくというふうに思っております。

○10番（山本 悟君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。1項目めは終了しました。

2項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 税金とちょっと外れますけれども、関連事項でございますけれども、健康保険組合は統一して間もないわけでございますけれども、特別問題ないというふうに私は感じてはおりますが、県一本になりましてから、業務上あるいは事務処理上問題があるよ

うなトラブルがないかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 特にそういったトラブルは報告いただいておりません。

○9番（堀内富治君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

2項目め、終了します。

3項目め、平成29年度青木村一般会計補正予算（第6号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お願いします。

最初に、基本的なことがわかっていなくて教えていただきたくて、まず1点申し上げますが、この補正予算（第6号）というふうになっているんですけども、当初予算が今年の3月議会で議決され、その後補正があるたびに1号、2号というふうになっているかと思うんですけども、第1号が今年の6月議会であったかと思うんですけども、そこから毎議会ごとに数えていきますと今回が5回目になるんですけども、なぜ6号なのか。調べてみますと3号が飛んでいるようにお見受けしたんですけども、3号の提案というのは、私が覚えていないだけであったんですけども、すみません、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 12月議会で御報告を申し上げていたかと思うんですけども、選挙の関係で10月に1回専決の予算をお願いしてございます。それを12月で御報告、御承認をいただいているかと存じます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） すみません、ありがとうございました。ちゃんと確認しなくて申しわけございません。

続いてですが、24ページになります。

項で言いますと、款の農林水産業費の項2の林業費、そして目2の林業振興費、014自主転換事業補助金というところの内容でありますけれども、昨年私どもの地元になります当郷

区でこの自主転換事業について、7月に区の代議員会でこのことを実施したいという御説明を受けて後、当初の計画ではすぐにでも始めていくと、その9月あたりから地元説明会をしたりとかというふうなお話であったように記憶をしているんですけども、その後、この事業の展開がやや見えなくなってきたんですけども、説明では対象区域の調整中であるというふうなお話でしたが、松を切ることによる土砂災害とか、そういったことを心配していただいて、そうしたことの検討をしているためにおくれているのかなというふうに思っているところですけども、その検討が今どの段階に来ていて、今後どんなテンポで進められていくのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） ただいまの議員さんおっしゃるとおりでございます、調整のほうはほぼ完了しましたので、これから地元のほうに説明などを含めまして事業を進めたい予定でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしますと、今後かなり近いうちに実際に始まっていくと、そのように考えていてよろしい、地元のほうでそんなことでよろしいのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 事業主体は森林組合でございますが、その辺も調整しながら近々のうちに進めたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

次の点に移ってよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 結構です。

○2番（坂井 弘君） 26ページになります。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費、節5 災害補償費の部分でありますけれども、この説明について、3月4日の中村の火災に伴うものの団員の負傷の補償であるという御説明を受けておりますけれども、その負傷したということを私は知らずにいたんですが、どのような状況であり、回復状況はどうか、その辺もし差し支えあれば結構ですけども、差し支えなければ教えていただけたらと思っております。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 被災といたしますか、けがの状況は捻挫でござ

いました。既に治癒をして、元気に活動されていらっしゃいます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

では、次の点について質問いたします。

やはり26ページ、款9教育費、項1教育総務費、目3教育指導費、節20扶助費の002準要保護等児童生徒就学援助費にかかわる部分ですが、説明では見込み増というふうな説明を受けておりますけれども、この点については、就学援助費の中の新入学児童・生徒学用品費等が年度内支給になったその補正として、12月補正で見込みとして小学校5人、中学校4人というふうな見込みをし、その後見込み以上にふえたということから、小学校1人、中学校3人というふうな見込みの増ということで補正を組まれたというふうに理解をしますが、それでよろしいでしょうか。違いますか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） その新入学児童・生徒の準備費は、平成30年度の予算にかかっているところでありまして、今回のこの扶助費の増については29年度の支出が見込みより増ということで、ちなみに小学校では19世帯23人、中学校では6世帯8人ということで、全体の見込みより増ということでふえています。私の感じだと、毎年若干ずつふえていて、3人、4人前後ふえているという、そういう見込みであります。見込みというか、動きであります。以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ちょっと、私じゃわからないんですけども、もしそうだとすれば、今の御説明だとすれば、そのいつ認定があつて、この補正を組まれたということなんですか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 決めたのは、昨年5月の時点ですね。締めたのが3月ということで締めたので、年間を通して、1年間過ぎた中で、結局トータルしたときにこれだけの増をお願いしたというところです。

年度によって、例えば6年生とか、中学3年生が多い場合には、修学旅行の補助費がふえていきますので、そうすると締めるまで少しわからなかったというところでもあります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 14ページをお願いします。

14ページの総務費でございますけれども、職員手当の内容のところ、マイクロバス運転手当と、こういう項目で整理をしてあるようでありますけれども、前から私も監査委員やったときから、できるだけ職員にはマイクロバスの運転については、一応村として配慮をしてほしいというような要望を申し上げた経過があったわけでありまして、金額的には13万6,000円ほどでございますから、人が1人であれば私はそう大したことはないというふうには私は思いますけれども、もしも事故なんかあった場合のことを考えればというようなことで、いろいろと対応してきたわけでございます。

この13万6,000円の内訳について説明をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今のマイクロバスの運転手当ということでございますが、当然、職員も運転するよということで予算計上しております。

そんな中で、今議員さん御指摘のとおり、遠くへ行くようなときとか、なるべく外部の、プロの運転手さんをお願いしていこうということの中で、実績でこれだけ職員が運転しなくてもよかったという言い方変ですけれども、減になったということで御理解をいただければと存じます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 十分に理解はしておりますし、視察等の場合にはできるだけ参加をしていただきたいというふうに考えておりますけれども、無理をした運転はできるだけさせないような、そんなような対応をお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 28ページの教育費で、公民館費についてお聞きをいたします。

村単事業の耐震診断委託料138万3,000円、これ当初の説明では、弘法と夫神の公民館の耐震診断だという説明だと記憶しているんですが、これ当初予算のままということは、実施されていなかったということなんです、これ私ども議会と住民との懇談会の際にもちょっと質問がされた経緯がありまして、これは区からの要望がなされなかったから診断をされなかったということよろしかったでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） お話しします。

これは、平成28年11月の文部省からの通達で、昭和56年以前に建築された公民館の耐震診断を進めていくことが重要だよという通知があったんです。それで、56年以前に建築された公民館というのは、木立、弘法、夫神、細谷という4カ所だったんであります。それで、該当の地区に相談をしたところ、建てかえのための基金を今積み立て中であるので、耐震診断はちょっと待ってくれという地区や、公民館に対する改築の合意がまだ得られていないので待ってほしいという、その地区からの意見がありましたので、今回は見合わせたところがあります。

ところが、今後もこれは丁寧に相談に応じていきたいというふうに考えておりますので、地区の要望がまとまったところで実施するというのであれば、対応を丁寧にしていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ただいまの御説明でよく理解できたんですが、やはり公民館を建てかえをという希望があつて、この質問が出されたというふうに思うんですが、今説明で4カ所ですよね、今後これにこの4カ所に向かつては、早期に耐震の工事はしていただかなければいけないというふうに理解しなくちゃいけないと思うんですが、これについて今の区の要望というものが非常に多いようなんですが、この地区に対して逆に今度働きかける、そうするとか、これは耐震の問題というのは、非常に事故にもつながりますので、そのようにされたらどうかというふうに感じますので、その点についていかがですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変基本的なことではありますが、私のほうから答弁させていただきすけれども、毎年11月下旬、12月に区の要望をいただいて現地を回ります。その際にも、この話題をいたします。それから、区長さんがかわりまして、1月から2月にかけて今お話のありました区長さんが来られますので、これを話題にしております。

区は耐震というよりは、建てかえをしたいという希望、ちょっと弘法のところはまだはっきりしないんですけれども、ほかのところは建てかえをしたいな、特に細谷と夫神は建てかえをしたいなという希望が区長さんたちには強いですよ。夫神は基金を積み立てておりますし、細谷もそういうふうにしなければならないねというようなことで、基金をつくる、あるいは基金をためながらその建てかえに向けてやっていくということの地元では意見が強いように感じております。

私どももルールに従って補助金もありますので、相談にも応じますからということをお話

さんたちとは話をしておりますし、なるべく私ども先のことを考えますと、早くやってほしいなという希望は伝えております。

○7番（居鶴貞美君） ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） 21ページの衛生費の保健衛生費の中の予防費で、ちょっと私も不勉強で余り把握はしていないんですけれども、今、はしかというのが話題になっておりますけれども、今は予防接種を多分やられているんじゃないかと思いますが、一時期は予防接種はしなくてもいいような、そういう厚生省等の指導の中であった期間があって、大人のはしかというのが非常に出ているというふうに聞いたり、新聞にも載ってくるわけですけれども、青木村の対応はその辺どんなふうな対応をしているのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 大人のはしかの件につきましては、特に考えておりません。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今、そういう御説明ですけれども、今のところは出ていないし、大人の予防接種についてはやっていないということの理解でいいですか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 特にはしかにかかったという報告もいただいておりません。もし、そういうことがあれば、また考えたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。わかりました。

もう一点お聞きしたいと思いますが、農林水産費の23ページの中で、このお金云々じゃなくてちょっとお聞きしたいと思いますが、今青木村の中で畜産関係というのは何件くらいあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） お答えいたします。

酪農の関係では1件、また肉牛の関係では2件というふうに把握しております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 23ページ、お願いします。

目9高機能拠点施設費の中で、この間説明あったんですけれども、道の駅に新たに防犯カメラ4台設置する、既存のカメラは13台でしたか、それから公園にも2台ほどあるというふうな御説明聞いたんですが、13台で足りないからまた新たにということなのかもしれませんけれども、あそこの施設、例えば一つの施設で周りに建物があって、駐車場が真ん中にある、逆に真ん中に建物があって、周りじゅうが駐車場とか、あそこみたいに既存のところにまた増設、増設でやったということもありますので、どっちかという、見通しは余りよくないのかなと、そうするとそれぞれの、例えば直売所なら直売所、レストランならレストランというふうにある程度数多く設置しないと全部網羅できないかなと、こんなふうに思うんですが、今度じゃ4台設置することによってほぼ完璧というふうに思うんですが、どんな機能の持ったものをつけるのか、それからそれは買い取りなのか、リースなのか、それから維持管理の中には時々何か必要に応じて見るのか、そうじゃなくて定期的にしょっちゅう確認するのか、運用についてもいろいろお尋ねしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 道の駅の防犯カメラの関係ですけれども、13台と申し上げたのは、今回の4台も含めてというお話で13台でございます。建物の中にあるもの、直売所の中をとっているのもありますし、あとは議員さん御指摘のとおり死角になる部分等に設置をしたものでございます。

道の駅の防犯カメラのタイプは、モニターもありまして、常時監視もできますし録画もしております。ですので、何かがあればその録画したものを取り出して、もし犯罪等があれば役立てていただくこともできると、そういう仕組みのものになっております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） きょうは、予算ということなんですが、今まで警察とか、何かからそういった機関から要望があったとか、こういうふうな実績がありましたよとか、それから中には維持管理の中で定期的に必ず見るのか、どのくらいで消しちゃうのか、その辺もお尋ねします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今までの実績といたしますか、新しく道の駅がなってからそのカメラを使ってというようなことはなかったと記憶してございますが、古い道の駅のときに、国道沿いで事故がございまして、そのときの車両を特定するといえますか、偶然それがカメラに写っていて、事故車両を特定することができたというようなケースはございました。

〔「あと維持管理」の声あり〕

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 中にメモリーといたしますか、ハードディスクといたしますか、記憶媒体がございまして、2週間分ぐらいはたしか録画ができたかと思いません。

それも、カメラの精度を上げると記憶のボリュームが大きくなってきますので、もっと期間が短くなるんですけども、その辺のバランスで、画質を落とせば長い時間録画できますしというような形の中で、ある程度の高画質で録画をして、今2週間程度は記録ができるというタイプのものを導入してございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございせんか。山本議員。

○10番（山本 悟君） さっき言った買い取りとか、リースはどっちなんですか。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 全て買い取りで導入してございます。

○10番（山本 悟君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございせんか。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 14ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節13委託料の電算処理委託料123万6,000円の減額になっておりますが、その詳細内訳と、これは村からの交渉の末、この委託料が減額になったのかどうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） こちらは役場の庁内のシステムなんですけれども、グループウェアという仕組みがございまして、職員間でいろんな掲示板ですとか、メールのやりとりですとかするものと、あとセキュリティーの関係で外部とメールのやりとりをしたりするシステム、情報系と基幹系というような形で2種類のシステムを設けております。そんな関係で、今まで外系ですね、外に向けたものについてもそのグループウェアという仕組みを持っていたんですけども、中でグループウェアを構築しているので、外に向か

ってのグループウェアは必要なくなるなということで、メールだけできるような仕組みに変えていこうということで、メールとインターネットですね、そういうことで外で使っていたグループウェアをやめて新しいメールシステムを入れたことによって、そのグループウェアの使用料というのは、外のグループウェアの委託料というのが下がったと。簡単に言うと、そういうことで減になったものでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員、質問受けるときは座ってやっていただいて、質問するときは立ってもらって結構ですけれども。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 新しいメールシステムを入れて、機能を削減したから減額になったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） そのとおりでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 新たな何か交渉をして、減額になったということではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） そういう部分も一部ございます。

例えば、パソコンの機器を入れる際に、機能はそんなに変わらないんだけども一世代前のパソコンを紹介してもらおうとか、そんなような形で節減した部分もございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 引き続き費用削減のほうお願いしたいと思っています。

引き続きよろしいでしょうか。

17ページ、村営バス運行管理費に関しまして、委託料、バスターミナル清掃委託料、これが3万9,000円見込み減という形で、これ全額の見込み減なんですけれども、実際このもとと委託先というのはどこを想定されていて、それがなくなって、ただ清掃はしているかと思うんですけれども、実際誰が行っているのかということをお答えください。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） バスターミナルのこの予算の3万9,000円については、業者に委託して清掃していただくということで予定してございました。

それで、実際にはバスの運転手が交代で清掃しているところでございます。清掃している

中でどうしても汚れがひどくなってきたというようなときには、業者を入れて清掃しようということでも予算をしておりましたけれども、運転手の清掃の中で間に合ったといいますか、賄えたということで減額をお願いしているものでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

逆に運転手の方には、清掃の何か手当みたいなものはいつているんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 通常の報酬の中でやっていただいております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 同じく17ページでございますが、前から見ますと、地方創生プロジェクト事業費の中の備品購入費でございます。70万4,000円ですが、これは道の駅のプラットホームの中のパソコンというふうにお聞きしましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） そのとおりでございます。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） ちょっと今までの経過を忘れていないかなと思うんですけども、プラットホームの中にロボットが1人というか、1台あるんですけども、それは購入されたんでしょうか、それとも借り入れなんんでしょうか、それともどこかの寄附だったんでしょうか、教えてください。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） ロボットにつきましては、リース契約をしております。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） あのロボットですけれども、ちょっと使ってみますと、内容がちょっと乏しいかなというような気がいたします。遊んでみようかというようなものでは10秒をはかるようになっていたんですけども、そのゲームが初めのときは何が何だかわからなくてできなかったという感じがあったんですけども、もう少し説明を丁寧にやっていただくといいかなと思いますし、また村の宣伝をもう少し詳しく入力されておくといいと思います

ので、その点よろしくお願いたします。

回答は結構でございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） それでは、3項目めは終了します。

4項目め、平成29年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。
質疑のある方。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

4項目め、終了しました。

5項目め、平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

5項目めは終了いたしました。

続きまして、6項目め、平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

6項目め、終了しました。

7項目め、平成29年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

7項目め、終了いたしました。

8項目め、平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

それでは、全体を通して討論に入ります。

最初に、反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎報告第2号の質疑

○議長（沓掛計三君） 続いて、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とし、質疑に入ります。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 過失割合とか、そういったことについてわかる範囲で御説明をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） お答えいたします。

1件目につきましては、双方が動いておりましたものですから、9、1でございました。

2項目めは、とまっている車にこちら側がぶつけてしまったということで、10、ゼロでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） この話し合いのとき、示談交渉のときに保険屋さんの中に入ってい

ただいたのか、当事者同士の話し合いだけだったのか、それから問題なく円満解決といいますか、そういう形だったのか、その辺お伺いします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 役場の公用車につきましては、全国町村職員生協という検査組合のほうに加入してございます。ですから、その示談といいますか、交渉につきましては、そちらのほうで対応していただいて円満に解決してございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

報告第2号 専決処分の報告については終了します。

◎報告第3号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、報告第3号 平成29年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 5ページをお願いをいたします。

5ページの未収収益、19番ですが、188万6,525円で、それでこれの説明は8ページになされております。それで、昨年と比べますと、15万6,915円の増加であります。それでお聞きをしたいんですが、2件ありまして、平成28年末納額8万8,354円、それからもう一つが9万8,561円、こちらを加えますと18万6,915円になるんですが、先ほど申し上げた3万円こちらのほうが多いんですが、この3万円の差についての御説明をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 3万円何がしにつきましては、話し合いの中で若干おさめていただいた分の差額でございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係につきましては、大変に苦勞されて、回収に努めておいでになるということは、この過去の数字を見てもよくわかります。3万円でも回収できたという

ことは、大変に努力されたということだというふうに理解をします。

それで、この関係につきましては、永遠と続いていくのかなというような感じも受けるんですが、今後の見通し、あるいはこのお二人がわずかというのはおかしいんですが、お支払いをする意思はあるというようなことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） なかなか貸地料をお支払いいただけないという状況の中でございまして、これにつきましても、従来からいろいろ苦慮しているところでございます。

今年度につきましては、その辺の住宅の関係もございすけれども、そこら辺を踏まえまして、償却をさせていただくなり、いろいろな手だての関係で今年度は少し方向づけを明確にさせていただきたいなということで、今動いているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 平成19年から出ているんですが、これその以前もあろうかというふうに思います。そうすると、今御説明いただいたとおり、通常ではあり得ない、あり得ないというか、これは全く民間とは違うんで、相手は村民の方ということでこれも十分理解できるんですが、ここにかけていく労力、費用というようなものも考慮して、今の御回答いただいたような方向でお進めいただければというふうに思います。

回答はよろしいんですが、以上で終わります。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 2ページお願いします。

収入支出決算報告書の中で、収入の中で貸地料、予算額、決算額ありますけれども、それと支出のほうでは借地料、これかなり前から、30年とか、40年前からおやりになっていると思うんですが、今言ったように年代的には何年ぐらい前から始まって、当初何件ぐらいあって、今は若干減って何件ぐらいとか、それからその単価ですけれども、青木の場合、100坪3俵1斗ですか、青木独特のそういうあれがあるんですけれども、その辺、全体についてお尋ねします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 細かなものにつきましては、すみません、手持ち資料がないものですから、その件数が……すみません、ないものですから。

あと、現在、貸し地、地権者の方からお借りしている間は入っているわけですが、その中で、地代につきましても、契約の中で何年かに一応見直しをかけているときもございます。どうしてもやはり、貸している方、また借り手の方という、双方のお考えがございまして、なかなか大変苦慮しているところでございますが、なるべく大がかりに上下をするということは難しいでございますけれども、やはり地勢の状況も関係ございますので、米価の関係ということで契約をやっておりますが、その辺はもう少しその辺の経過を踏まえながら、状況を見ていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 青木村はたしか路線価はないところだと思うんですけども、同じような借地でも、市ノ沢に面したところ、あるいは県道、村道に面したところ等々、条件はそれぞれ違うわけなんですけれども、大きなあれで見て、借りるにしても、貸すにしてもほぼ横ばいでいっているのか、若干右肩下がりののか、それから、そのことについて地主さん、あるいはお借りになっている企業さんとか、そういうところからこうしてほしいとか、ああしてほしいというような御要望があるのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 本当に昔からほぼこの単価で、一部は1地域については変更あったというふうに記録では承知しておりますけれども、基本的には米の単価を中心にやってきております。ただ、米の単価は、御案内のとおり、当時と比べると恐らく半値ぐらいになっていきますよね。ということで、少し下げてくださいかという、借主のほうから要望をいただいたことはあります。そうは言いながらも、土地の単価も無線化といいますか、調査、国の出している、あるいは県の基準値なんかを見ると、年間4から6%くらい下がっているんですよ。ですから、そういうことも含めて両方には御理解をいただきながらやっております。

今後、社会情勢の変化、あるいは場所によっては変化もありますので、当然そういうことが出てくるかと思えますけれども、一番最初の契約を生かしてもらうのが双方いいものですから、いいものというか、両方顔が立つものですから、基本的にはそういうことをお願いしてございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） お米の単価が変動というようなことなんですけれども、お米というのはやっぱり人が生きていく上ではもっとも大事なものですし、幕藩体制のころから年貢とか何かいろんなものの基準でもあったし、そんな中でそれを維持して、若干上がっても、

下がってもほぼ現状維持ぐらいでやっていくというのがいい形かなと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

○議長（沓掛計三君） ほかにございませんか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 私も2人の意見に賛成なんですけれども、大変長い間、私も前に担当したことがあります。承知はしておりますけれども、こういう形で毎年、毎年とにかく出てくるわけですね。それで、事情は事情として地形等の問題とかもあって、いろんな難しい問題もあるかもしれませんが、やはり村としてこれは延々と続けていくようなことでなくて、もっと前向きとにかく処理をするような、そういうお考えというのはないですか。ありましたらお願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） ただいまの議員さんのお話は、恐らく収入未済の話ということでよろしいでしょうか。

それにつきまして、従前よりいろいろ対応してきたわけですが、ことしもう少し深く入りまして、いろいろな相談をさせていただく中で、ちょっともう少し明確に対応したいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ぜひ早期に解決できるように、ひとつしっかりと対応をお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございませんか。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論を省略、報告第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

よって、報告第3号 平成29年度青木村土地開発公社事業報告については、原案のとおり承認されました。

◎報告第4号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 報告第4号 平成29年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論を省略、報告第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

よって、報告第4号 平成29年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）は、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 議案第1号 青木村別荘事業基金条例についてを議題とし、質疑を行います。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 基金どのくらいたまったらいいなというふうに考えているのか、お聞きします。目標額。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） その年によって御説明したとおり、支出の大小がございまして、特に大雪なんか降ると、すごく支出が伸びてそれを一般財源から補填しなくちゃいけないというような事態が時々あるわけなんですけれども、そういうことに耐え得る金額ということで、明確に幾らというのは申し上げられませんが、100万円単位で常

に基金として持っていたいなという気持ちはございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございませんか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村内でも非常に難しい地域だというふうに私は感じております。

道路の問題にしましても、それから人間関係にしましても非常に難しいところがあるわけ
でございます。そんなことで、前から担当の皆さんのほうからは、もう少し立派な事務所の
建設を希望したいと、こういうような御意見もあったことは事実でございます、それには
とにかく金がないからしばらく様子見ながら考えようと、こういうような対応をした経過も
あったわけでありまして、この場合に、特に土砂、道の関係だとか、それから雪、除
雪ですね、こういうような関係が大きいかなというふうに私は思いますけれども、あその
事務所の関係はどうなってしまったか、もしおわかりでしたらお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 別荘は、御案内のとおり大変経年変化の関係で道路、それから砂防と
か水路とか、大分改修しなければならないところが出てきております。ここ数年の大雨でも
少し崩れ始めたりして、そちらを急ぎたいというふうに思います。

そういうことで、基金条例をつくっていただきまして、数年で平準化するような考え方で
おります。したがって、集まる場所も必要ではありますけれども、優先順位とするとこ
の数年大きな道路工事をやったり、マレットのほうから入るところも改修したりしてやっ
ておりますので、そういうことを優先させていただきたいと考えております。

○9番（堀内富治君） 了解しました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございませんか。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第1号 青木村別荘事業基金条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 議案第2号 寄附採納についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、議案第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第2号 寄附採納については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続きまして、議案第3号 平成30年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 10ページお願いします。

ここで、竹チップの活用プロジェクトということで410万円ということで、大型1台というふうに御説明いただいたわけですが、私も一般質問のほうでやらさせていただいたんですが、小型のパウダー状になるものもできれば買っていただきたいと思うんですが、その辺のところはこれからどういうお考えになっておられるか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） お答えいたします。

今回は大型の、パウダー状にも部品をつければできる予定なんです、今回はとえりあえずチップ化をさせていただきたいと思っております。

パウダー化につきましては、やはり今回事業これから推進していくに当たりまして、さまざまな母体、しっかりとした経営母体とか、そこら辺の絡みを見ながらその辺の必要性も検討をする必要があるかなというふうに考えておりますが、現段階では大型の今回の1台も県の交付金をいただきながら進めておりますので、様子を見て、その後またそれを、今度効果とか、いろんな状況をことし把握しますので、それを踏まえて研究したいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 大型のチップ化させたものは結構粗いわけですし、小型でやると本当に細かいチップ、粉末みたいなものができるんですね。竹の表面にある白っぽいところが乳酸菌なんですけれども、粗いものと、その乳酸を発酵させるのにかなり日数食うわけですね。できるだけ細かくしたパウダー状のものをやって、ビニールに入れて乳酸発酵させて、あれ嫌気性なものですからビニールの袋に入れなければいけないんですけれども、早目に乳酸発酵するんで、そのものは畑へ還元するのに非常にいい材料なので、できれば小型のものもまた購入の方向でやっていただければありがたいと思います。

それから、これは要望ですけれども、次に、その管理はどういうふうな管理をされるのか。村で今農機具どう管理されている、それから機械化部会なりに委託するのか、その管理の仕方はどういうふうにご検討されるか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 現在、農業委員会の皆さんが主体となって活動させていただいておりますが、この竹チッププロジェクトということで各種関係機関の方も集まっております。その中で、管理につきましては、今回大型機械、コンバイン並みの大きさですかね、大きいものですので、その保管場所等につきましても、

今後具体的に来たところで、あと運用の仕方ですか、運用方策もこれからもう少し詰めていきたいという段階でございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） あの運搬については、トラクターの後ろのコンバイン運ぶああいうものでないと、運搬、移動不可能かなと思っています。その点については、機械化部会の皆さんとしっかり話していただいたり、それから今、竹チップのほうで有志の方が集まって事業化させていきたいというのもございますので、その辺の上手に関連性を持たせながらしっかりやっていただきたいなと思っていますが。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 今回、新しくこのプロジェクトを立ち上げて、今年度1月新しく立ち上げて、竹チップの活用ということで進めておりますので、今、母体としますか、農業委員さん、またその販売といいますか、また道の駅のほうの関係もあるかと思いますが、村の活性化のためにとりあえず始動しておりますが、今後具体的にもう少し運営母体をしっかりしたものに当然進めていく必要もあるかと思いますが、その辺を十分にこれから検討させていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 11、12ページの道の駅関連施設運営費の中の工事請負費なんですけれども、工事請負費補正してもらったのはよろしいんですけれども、非常に駐車場の関係で、あそこへ行けば必ず駐車場どうなっているんだと、グランドオープンしてからも相当そういうふうには言われているんですけれども、駐車場がやっぱり完全に終わらなければ本当の完成というふうには、見えた感じがそういうふうに見えないんですよ。

この前の連休のときも、あれは特別なのもかもしれないですけども、来て、頭にきて帰った人もいたというような話も聞いたわけなんですけれども、やっぱりもう少し早く県のほうも含めて、駐車場の整備のほうが終わらないかどうか、その辺どうですかね。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問のとおりであります。

もともと、私ども3カ年計画で県と一緒に始めたんですが、私どものほうが事情がありまして、2カ年で終わってしまった、補助金の月が終わって、終わってしまったということで、逆に言えば県にも御迷惑をかけた部分もあるんですが、県も昨年度末の発注、それから年度当初の発注をしていただいて、私どものほうでも材料置き場とか、道の駅の後ろ側の土地を

お貸しして、早くやっていただくということでやっております。知事も4月28日に来たときに、どうなってるんだいという話もありまして、事情を説明したところ、また部長もいまして督促しますということになっております。

それと、もう一つ、道の駅の上田側の下の大きな運輸会社の地主さんにも御協力をいただいて、その出入り口につきましても、おおむね基本的には合意をいただいておりますので、その手配につきましても同時並行で工事ができるように進めています。マツタケの時期には、ちょっとお盆の時期に間に合わないかもしれませんが、マツタケの時期には全体ができるようお願いをしているところでございます。

県でも、ほかの予算をとってきて、早期発注や発注を急いでいただいておりますが、御案内のと通りの状況であります。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 駐車場が、県がやっているってみんな思っていないもので、村がところどころやっているってような感じに受けるもので、やっぱり県のほうもゆっくりやっているような感じで、忙しくやっているような感じに見えないんですね。

それも、もし村長なかなか言いづらいようなら、また議長先頭に 要望に行ってもいいんですけれども、そんなことでよろしくをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 全体工事が約1億1,000万円かかるんですよ。ということで、重点道の駅になりましたので、本来ですと、私どもでしなければならぬ駐車場を、県のほうが、好意というとおかしいんですけれども、お願いした結果1億1,000万円で県がやってくれているということで、まずはお願いできたというふうに思っております。

議会の皆さんの御支援もよろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 9ページ、10ページですが、総務費の諸費で補助金につきまして、021で特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金5万円につきましてお聞きをいたしますが、この前の御説明で、5,000円を上限に2分の1の補助ということの説明をいただいたというふうに記憶しているんですが、まずそういうことでよろしかったでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） そのとおりでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） そうしますと、仮に5,000円とすると10件分というふうな形になるのかというふうに思いますが、この機器の一台当たりの値段というのは、大体どのくらいしているのかどうかをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） メーカー3社ほど出しているものがございます。機種によっても単価さまざまでございますけれども、電話機を購入すると1万5,000円から2万円くらいの間で1台電話機ごと買えるかなというふうに理解しています。

あと、既存の電話機につけるタイプのものもございます。そちらもう少し安価で購入できる、1万円もしないで買えるようなものもあるようでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係は、全国的に大変に問題になっている事項で、大変に喜ばしいことなんです。それで、これ村民の方、特に高齢者の方への周知の仕方、今後どのようにされていくのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変警察からも強い御要請といたしましょうか、いただきました。区長会のとき普通、上田警察署の所長は来られませんが、今回特別に出席していただきまして、その防止の話と機器の話の特段、上田の警察署長さんから私ども、そして区長会の皆さんにもありました。本当に国を挙げてといたしましょうか、警察を挙げて私ども一緒にやっているわけですが、いろいろな方策の中でこの特殊詐欺の防止法の中で形としてあらわしていきたいというふうに思います。

関係する高齢者老人クラブ、社会福祉協議会、区長会、私ども行政、いろいろ関係のところでPRしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） ページで言いますと9ページになるんですけれども、この中でちょっと私も同じだと思うんですけれども、県の支援事業というか補助事業で、地域発元気づくり支援金という言葉と、それから11ページいきますと、元気づくり支援金という言葉がありますが、これは内容的には同じことなんでしょうか。

まず初めにお伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 同一、同様の助成金でございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） わかりました。

その中で、ちょっと私も聞き漏らしたと思うんですけども、11ページの商工費の中の観光費で、次の12ページの中の委託料で県補助金事業委託料、この元気支援事業の委託料の内容をちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

12ページの委託料の内訳でございますが、事業がまず2つございます。

1つは、五島慶太氏をもとにしました観光振興なんですけど、五島慶太さんは、御存じのとおりで東京急行電気鉄道株式会社の創始者で、鉄道王として知られているわけですけども、その一面、非常に教育者という側面がありまして、松本中学を出てから青木小学校で教鞭をとっていたり、英語の師範をされていたということがございます。

そういったことをわかりやすく映像でコンテンツをつくって、道の駅のプラットホームで流したいと思っておりまして、そういったものの映像制作の委託といったもの、それが54万円ということで見込んで計上をしております。

それから、もう一つなんですけれども、青木村で体験事業をやりたい、青木村に首都圏からお客さん来ていただいて観光事業をやりたいわけなんですけれども、その観光のバスを委託したり、宿泊の手配を旅行会社に委託するといったもの、それが差し引きしまして108万9,000円という計上、合わせて162万9,000円の委託料という計上でございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） わかりました。

ぜひ、また頑張ってくださいをお願いしたいと思います。

それからもう1点よろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 先ほどの小林議員の道の駅に関連してですけども、1つは、感じたり前にも話が出ていたようでございますが、道の駅の出入りは今のところは1本でございますが、その中でちょうど青木から国道を下っていきますと、緩やかな左カーブになるんですかね、ちょうどバラ園さんよりもちょっと上、殿戸の向こうから来る入り口の辺に当たりま

すか、あの辺がちょっとカーブしているという中で、非常に道の駅の出入り、特に出る場合に下には信号できたり、ちょっと広くなったりというような中で、あの辺の青木から上田に向かっていく少し緩やかなカーブになる、あの辺のところの、なかなか出るには大変だなと、こんなふうに感じているところです。

そういうことで、何か上からおりてくるためドライバーに知らせる道の駅入り口注意とか、何か出入り注意とか、よく工事中であり注意というのか、看板とかのものがよく見受けられるんですけども、そういったことを何か考えていただければ安全に、また出入りも出やすくなるんじゃないかなと、非常に上から下っていく車はスピードを出してきますので、なかなか出るに出られないでいつまでもいると、そうすると駐車場から出る車も何台もあると若干渋滞するような形になるというようなこともございますので、ちょっとその辺はまた御検討いただければなど、こんなふうに思います。

回答は結構でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） ただいまの12ページの道の駅関連施設工事の関係でございますけれども、道の駅も大分完成してまいりまして、あと駐車場とか、歩道の分ということなんですけれども、林社長のほうからもたびたび言われるんですけども、こまゆみ食堂、旧食堂の裏のほうなんですけれども、ちょと未整備な感じがあるんですけども、これからはどのような予定になっておりますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 裏の部分でございますが、お話はお聞きしております。その関係で、あそこに植栽といいますか、それをちょっと考えてございます。その関係につきましても、ハーブの一種でタイムというものもありますこともお聞きしていますし、それからほかにもそういう少し広い場所で、割と日陰の部分のある中で割と管理のしやすいものということでもお話をお聞きしておりますので、それにつきましても至急これから対応したいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） 私も見させていただきましてけれども、のり面が裏に小さい川があるんですけども、そちらののり面が大分崩れやすくなっておりまして、自然の水も流れるような感じになったりしておりますので、大雨が降った場合には、ちょっと崩れたりもする

おそれがあるのではないかと思います。そういった植栽もしていただくのに伴って、のり面の工事等もやっていただけるとありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 同じく11ページ、12ページの土木費の中の道路維持費、工事請負費の道路補修工事のこちらの詳細、再度お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 今回、2点計上しております。1つが、村道夫神線の道路改良工事ということですが、夫神地区で少しのり面の崩壊箇所がありました。その場所についてののり面の舗装ということで、強靱化というものにつきまして補強するものでございます。

もう1点ですが、入奈良本の関係でございまして、市ノ沢琴山線のそちらものり面の成形ということで、危ない箇所を少し切り通しまして、あと強靱化ということでのり面保護を実施するものでございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） その入奈良本市ノ沢の件なんです。今応急工事だけ終わっていて、どれくらいのめどで完了の予定でしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 入奈良本の別荘地に行く途中の道でございまして、この関係につきまして、これから入札をかけ、発注をする予定でございまして。工法的に、実際に切ってみないと、地山が出てこないとわからない状態ですが、いろいろ経過観察する中では、強靱化ということでのり面も保護すればいいかなということで考えておりますので、ここ二、三カ月ぐらいには何とか処理をしたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 別荘地の利用の方、夏場多く利用なさいますので、できるだけ早くの工事をお願いしたいと思っています。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 12ページの先ほど松澤議員のほうからもありましたんですが、元気づくり支援金事業につきましてお聞きをいたしますが、先ほど課長のほうから五島慶太の関係、54万円という御説明いただきました。この元気づくり支援金につきましては、かつて信州民報に4項目出ておりました。この関係につきますと、青木の先人五島慶太、没後60年の誇らしさ我が郷土再発見事業ということで、申請されたというふうに思いますが、この予算が決済された金額が215万4,000円というふうに信州民報に出ておりました。先ほどの54万円という御説明なんですが、あと残りの金額につきまして、今後はどのようにされていくのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

信州民報さんに報道されておりますとおりで、交付決定を現在いただいているのは、五島慶太の誇らしき我が郷土再発見事業でございます。もう一つの事業というのが、先ほどから説明させていただいていますが、2次募集というものがございまして、まだ報道発表等にはなっていないわけなんですけれども、そちらのほうの見込み額で計上させていただいております。採択され次第、直ちに執行に移りたいということで計画をさせていただいております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係は、たしか前に村長のほうからも御説明いただきまして、殿戸地区の看板とか、あるいはあそこの公園のそばの駐車場とか、そういうような御説明をいただいたと思いますが、その工事とこれの支援金との整合性といいますか、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 事業に伴いまして看板を設置するもの、そちらが同じく12ページの節15工事請負費、こちらが看板設置の経費でございます。それから、村道の整備ですとか、計画というお話も以前あったわけなんですけれども、それは元気づくり支援金の対象とはなりませんので、整備をする場合には村の単独経費で対応するということとなりますが、こちらの今の段階では、計画では計上してございません。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この支援金が、五島慶太没後60年ということでありますが、これ来年かな、そうするとこれにかかわるイベントとか、そういうような計画、今後ですがそういう

ような計画は特にされておいでになるのかどうか、お聞きをします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

先ほどの看板経費、看板の設置といったハードのものだけではなくて、五島慶太さんの築かれた五島育英会、東京にございますが、そういった団体等の協力も得まして、青木村内で講演会を開いたり、もしくは学校の交流なんかをやりたいなというふうには思っております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） ちょっと2点ほどお聞きします。

先ほどの松澤議員、それから居鶴議員、今元気づくり支援金の話が出ましたけれども、その件についてちょっと確認させていただきたいんですが、元気づくり支援金はもとは田中知事のと時のコモンズ支援金から始まった事業かと思えます。以前は100%ということをやっておったんですが、最近はハード、ソフト事業ということで3分の2とか、その比率が大分変わってきております。本年度も、1次募集では、上田の事務所関係でも大分余ってまして2次募集をかけたというような経過があるんですが、同じこういう支援金じゃないですけども、もうちょっと比率のいいようなものをなるべく県の支出のある、自己負担の余りにならないような事業というのはほかにないものなのかどうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 審査員に私もさせていただいておりますので、その関係も含めて答弁申し上げたいと思いますけれども、五、六年前までは100%という補助率もありましたけれども、最近少し内容によっては5分の4まで復活しまして、当初3分の2ぐらいに落ちたんですけれども、ということになりました。少し自己負担があったほうがやる気になるということと、県もなかなか財政大変なのでということと、上小地域は余っているといいましょうか、予算がぜいかくに來ているといいましょうか、あるんですけれども、場所によってはなかなか取り合いで大変だというようなことがありまして、そういうふうになりました。

非常に、これいい制度でありまして、埼玉県でも県会で一般質問してこういうような要請もあったように聞いておりますけれども、先日4月28日に來た際に、知事にも、私ども青木村大変好評で使わせていただきますというお礼と同時に、補助率もさることながら、普通の人が、県民の皆さんがこんなに厚い書類を書くのは大変ですよというふうに言ったら、なるほどねと、小さなノートに全部それを書いてくれました。だから、一定の条件では、あ

るいは継続のものはそんなにたくさんなくてもいいじゃないかとか、それともう一つ、やっぱり県の皆さんにあるのは、一度上田で不正なことがありました。というようなことがあって、非常にその辺は慎重になっているかと思えます。

いずれにしても、使いやすい元気づくり支援金でありまして、人口比でいったら青木村が上田参加地域では断トツ使わせていただいております。

ですから、1次募集であんまり青木村と言っちゃあれだから、2次募集に回してくれないかという内々の話もあるくらい使わせていただいておりますが、いろいろ改善しながら、補助率も必要なものについては、100%というわけにはいきませんが、5分の4もありますので村民の皆さんにもたくさん使っていただきたいと、青木村の行政としてもたくさん使わせていただいておりますが、そんな状況であります。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） わかりました。

じゃ、これからも有効的に活用していただきたいと思えます。

13ページ、14ページのところにあります文化会館費、これの賃金の宿日直、これ外部委託というようなお話、御説明あったわけですが、53万5,000円、これが三角ですね、その下の日直業務委託料71万9,000円、ちょっとこのところがどういうことなのか、内容的に片方マイナス、片方プラスで、そのところちょっと御説明いただきたいと思えますが。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 文化会館の夜の管理をお願いしたり、あるいは土曜日の管理をお願いしている方がお一人おやめになったんですよね。それで、村外本当に探したんですが、見つからずにシルバー人材にお願いしたというところでもあります。なので、三角の部分は、本来おやめにならなければその方がもらっていた賃金で、その方の部分が三角になって、シルバーにお願いしたので委託料が高くなってしまったと、そういうことであります。

お願いいたします。

○5番（宮下壽章君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 11ページ、12ページの五島慶太の関係、元気づくり支援金ということなんで、松澤さん、あるいは居鶴議員のほうからも出ましたけれども、青木の住民、五島慶太という話し聞くも、どこの人なんだいと、知らない人が結構多いんですよ。小学生

なんか聞いてみても割り合いそう。地域が生んだ偉大な経済人なんだけれども、知らない人が多い、そんな中で没後60年とかいろいろあるので、村と東急で例えば組んで、何か顕彰会みたいな、イベントみたいなものを組んで、少し売り出したらどうか、売り出すって言葉悪いんですけども、もうちょっとアピールしたらどうかなど。東急さんにはお金も出してもらったり、手間も労力も出してもらって、村と協働で何かやって、さっき新津課長が言っていたように、もっと大がかりにやったらどうかなど、そんなふうに思うんですが。

それと、小学生より五島慶太って慶太王なんて言っても知らないという人が多いと思うんですが、例えば保育園とか、小学校の遠足のときにきつと行くのか、通過するのか、寄るのかちょっとわかりませんが、その辺も何かもしできたら子供のころから、これが地域が生んだ偉大な人が顕彰している場所だよというふうなことをもしできればいいかなと、こんなふう思うんですが、村長どうでしょうか、何かイベント、顕彰会みたいな形について。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 約10年前に青木村に戻ってきて、今30歳くらいの青年に五島慶太の話をしたら知らないというんですよね。ほとんどの人が知らないんですよ。これまた私もびっくりなんですけど、よく聞いてみましたら、やっぱり校長先生も、小・中学校の校長先生も知らない、ここが私どもの悪いところだったということで、以降、私が入手しました五島慶太の資料等を両校の校長先生にお願いして、1年間に30分でもいいから何か、道徳の教育とか、全体の中でお話をいただきたいというようなことをお願いして、今では両校とも一定の時間を校長先生から話をさせていただいておりますので、今の子供たちは最低でも9回聞くこととなりますから、記憶に残るだろうというふうに思っております。本当に、統計的にいえば、いずれ大臣が青木村から出るかもしれませんが、確率からいえば非常に希少な確率で、大臣が出ているわけですね。

そしてもう一つ、五島慶太の実像のもう一つは、先ほど新津課長が御説明しましたように教育者なんです。東京教育大学、旧制ですね、嘉納治五郎の薫陶を受けて四日市商業の英語の先生をして、もちろん青木村の高等小学校の代用教員をしていると、そういうような教育者である一面、それから、もうちょっと説明させていただきますと、国立の北見工業大学ができるときに、私財の2億円だったか、3億円だったか、ちょっと記憶が定かではありませんけれども、相当高額の寄附をしている、そういう実像を、それから東京工業大学を誘致したとか、沿線にですね、そういうような教育者としての一面もPRをしていくことが私ども顕彰運動ではないかというふうに思っております。

上田でも、赤松小三郎とか、川合源次郎とか、こういった顕彰をしっかりとやっていますので、私どももしっかりやって、観光ということもありますけれども、私どももう一つ教育という面で、子供たちにも一生懸命こういった村の先人が出たと、いわゆるボーイズビーアンビシャスだということを教えていきたいと思っております。

それから、東京急行電鉄、五島育英会との関係でありますけれども、それぞれ関係する方が、両方に私どもネットワーク構築しつつありますので、なかなかお金を出してくれと言いくらいところがありますけれども、一緒に顕彰運動をやっていってくれませんかというところから入りたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 郷土が生んだ偉大な方なので、よくも言われますし、中には強盗慶太なんていう、これもこんなこと言っているのかどうか分からないけれども、よきにつけ、悪きにつけ、いろいろ話題性のあるすばらしい人だなと私は思っていますので、村としてできるだけの何かそういった顕彰みたいなことをして、村でPRに使わせてもらおうと、それはちょっと語弊があるんですが、そんな意味も含めましてこれから大いにやってほしいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先日、東京青木会に議長として行ってきました。あのときに青木村から来た若者を、大正9年くらいに鉄道省の課長をやっておりますけれども、その前後に五島慶太は青木村から出てきた若者を集めて、断酒会という名前、お酒を断つという名前だったんですけれども、若者を結構面倒見てくれているんですよ。

それからもう一つ、皆さん御存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、私の一つ下の子供も関連の東急デパートだったですか、就職していますけれども、私どもの先輩あるいは同年代含めて就職も結構、そういう面でも青木村の村民はお世話になっています。そういうような、五島慶太というお話ありましたけれども、実像を村民の皆さんに御理解いただくような努力をしてみたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございせんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お願いします。

13、14ページ、教育費の部分の目4の文化財保護費についてでありますけれども、13節委託料、19の負担金補助及び交付金、その内容で御説明のときに国宝大法寺あるいは県宝

日吉神社にかかわる部分というような御説明だったように思うんですけども、詳細をもう一度お願いできればありがたいです。あわせて、その007の指定文化財管理費補助金と、当初予算にあります005指定文化財保護補助金との違いを教えてくださいお願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おとといもお話ししたんですが、文化財の所有者が指定文化財の管理または保存のために多額の費用を要し、その負担に耐えられないとき、またはその特別な理由があるときは一部に村の所有者に対して補助金を交付できることができるという、そういう条例がありまして、これは大法寺と県宝の管理の部分で、交付を依頼を受けたところです。具体的には、大法寺国宝及び重要文化財消防設備保守点検費補助金です。それから、日吉神社県宝消防設備補助点検費補助金でございます。

○議長（沓掛計三君） 横田公民館長。

○教育次長兼公民館長（横田 孝君） 御説明申し上げたいと思います。

今、指定文化財管理費補助金につきましては、教育長より答弁申し上げましたけれども、当初予算にのっているというのですが、そちらのほうは管理運営ではなくて、保存・修理にかかわるものでございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） わかりました。ありがとうございました。

005の修理にかかわる補助金についてなんですけど、一昨日の一般質問で、これにかかわって質問申し上げましたけれども、その際の御答弁で、実績について28年中村区神楽について29万円、29年同じくその部分について18万5,000円、そして30年度は三頭の保存修理というようなことで予定をしているというお話を承ったかと思いますが、よろしかったでしょうか。

それで、実は第1回3月議会のときの社会文教委員会の答弁で、ややこれと異なる答弁をされていたかと思うんです。どういうふうな答弁だったかというのと、平成29年度については支出なしということであったかと思うんです。それにちょっと食い違っているのかなと思って、おとといお聞きをしたところなんですけど、そしてさらに3月議会のときには30年度はその時点ではどこをやるか未定なんだけれども、現在要望がないと、中村の神楽、村松の久保観音堂などが考えられると、この時点で言っているんですけども、一昨日の答弁では、既に28、29年で神楽のほうは終わっているのか、どうなのか、そんなところもちょっと整合性についてお聞きできればと思いますが、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 横田公民館長。

○教育次長兼公民館長（横田 孝君） すみません、3月議会は3月の中旬でしたよね。

それで、29年度は3月31日まで当然ありますもので、その間に申請があつて執行されたということです。

それと、30年度も同様に、なかったんですけども、4月以降これまでに申請があつて支出したということです。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） わかりました。

30年度についても、三頭について既に支出してあるということでもいいわけですね。

○議長（沓掛計三君） 横田公民館長。

○教育次長兼公民館長（横田 孝君） 一昨日もそのように説明したつもりですけども、支出してございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

もう一点ですけども、今の教育長の御答弁でも、申請されてするんだという話で、基本的にそうだということなんですけども、一昨日の説明もそうだったんですけども、文化財保護条例15条あるいは17条には、その管理とか修理等について指揮監督することができる、必要な勧告をすることができるというふうにあるわけですけども、そういった形での指導、勧告等を行って積極的に保存するということはやっていないのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 文化財パトロールをしております。

それは、おととい言ったように、国宝それから県宝の関係でパトロールをしております。そのときに管理がきちっとできていないというようなことについては、あるいは傷んできているなというようなことについては、その地区の方と相談をするということがあります。

ということで、指揮管理ができるということですが、基本的には所有者が管理をするということが前提になっているというふうに私たちは考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 実情はわかります。

御答弁でも、国宝、県宝中心のパトロールであるというふうな御答弁だったかと思えます

けれども、条例によれば、そこを規定して国宝、県宝のみというのは規定していないわけであり、村の文化財指定について、むしろ村の文化財指定でこそ、そうしたことを村としてきちんと行うべきではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おとといの坂井議員の話も、基本的にそのお考えでの御質問だということ私を私は思いました。ただし、村の文化財に指定するといった場合、村がそれを所有するとか、管理するという意味ではなくて、学術的、芸術的にこれはみんな大事にしていこうよ、そういう認識でいこうよという、その立場での指定というふうに考えておりますので、そこは若干考え方が異なるのかなと考えております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 多少食い違っている部分はあるかと思えますけれども、またそれなりの機会と一緒に考えていきたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、議案第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第3号 平成30年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 議案第4号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、議案第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第4号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 議案第5号 平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 9ページ、10ページの別荘事業費、工事請負費、その内容は、除雪用トラクター購入に伴う倉庫の建設と伺っています。

別荘地内で4月、5月に道路の工事が行われていたかと思うんですが、その費用というのはどこで支出をしているのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（沓掛計三君） 事業推進室塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 工事箇所についてですが、テニスコートの下の1号線ということによろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） そのとおりです。昨年も工事をして、また同じ箇所が陥没して、それを修復したという工事になります。

○議長（沓掛計三君） 塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） お答えします。

4年前に辺地対策事業ということで、青木の森1号線の改良工事を行いました。その後、テニスコート下の改良した部分が、雨のごとに落ちるということで、これまで対策してきました。施工後、間もないことから施工業者と相談をして、費用負担については一部を施工業者にお願いするというお話になってはいますが、まだ工事完了したばかりですので、費用負担の相談はできていませんが、既存の工事請負費の予算の中で、村の分については負担したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、議案第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第5号 平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決

されました。

◎閉会の宣告

○議長（沓掛計三君） それではお諮りいたします。

本定例会の会議に付託されました事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第2回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時50分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員